

# 三重県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- ・スクールカウンセラーの配置を通して、いじめや不登校など、児童生徒の心のあり方と深いかかわりがある問題に対応できる教育相談体制を構築し、子どもの健全な心の育成を図る。
- ・中学校区に同一のスクールカウンセラーを配置することにより、小中連携のもと、途切れのない支援を行い、スクールカウンセラーの専門性を活用することにより、いじめや暴力行為等の問題行動、不登校など、児童生徒を取り巻くさまざまな課題に対して、未然防止、早期発見・早期対応を図る。
- ・児童生徒のいじめや暴力行為等の問題行動、不登校の背景には、心理的、環境的にさまざまな要因が考えられることから、状況に応じてスクールソーシャルワーカーと連携し、関係機関につなぐなど、効果的にチームでの支援を行う。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・児童生徒が安心して学べる環境づくりを推進するため、中学校区を1単位としてスクールカウンセラーを配置する。このことにより、小中学校間の途切れのない支援や地域の福祉等関係機関との連携を進め、教育相談の充実・活性化を図る。  
また、校区の実情に合わせ、校区内で配当時間の弾力的な運用を図る。
- ・スクールカウンセラーが小中学校間のパイプ役となり、丁寧な引継ぎや入学後のケアを行うことにより、中1ギャップによる中学校1年生での増加率が高い不登校や問題行動等の減少を図る。

### （3）配置校数・資格・主な勤務形態

#### <配置校数>

小学校	334校
中学校	156校
高等学校	36校

#### <資格>

##### スクールカウンセラー

①臨床心理士	69人
②精神科医	0人
③大学教授等	2人

##### スクールカウンセラーに準ずる者

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 8人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 33人

#### <主な勤務形態>

- ・単独校配置  
小学校 2校 (6時間×31週)  
中学校 18校 (6時間×30週)  
高等学校 36校 (5時間×32週) (7時間×37週) (7時間×42週)
- ・拠点校配置  
中学校区 138中学校区 (4時間×19週～7時間×72週)
- ・小小配置  
2(4校) (6時間×30週)

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

新規任用スクールカウンセラー対象（第1回）、全スクールカウンセラー対象（第2回、第3回）

### (2) 研修回数（頻度）

計3回

### (3) 研修内容

#### ○第1回研修会

講義 「スクールカウンセラーの役割と具体的な取組」

（講師）三重県スクールカウンセラースーパーバイザー

#### ○第2回研修会

講義 「チームによる支援について」

（講師）三重県教育委員会事務局 研修企画・支援課 教育相談班 班長

報告 「宮城県及び熊本県におけるスクールカウンセリングの状況」

（報告者）三重県任用スクールカウンセラー

#### ○第3回研修会

・講義 「スクールカウンセラーの専門性の向上について」

（講師）三重県スクールカウンセラースーパーバイザー

・全てのスクールカウンセラーを対象に面談を実施し、必要に応じて指導・助言を行った。

### (4) 特に効果のあった研修内容

第2回研修会「チームによる支援について」に参加したスクールカウンセラーからは、下記のような感想が多く寄せられた。

- ・子どもの貧困の状況や関連施策、関係機関との連携のとり方などが参考になった。
- ・講師が普段、教員の研修を多く企画していることもあり、教員研修でどのようなことを重点的に伝えているかという話があり、教員の考えや立場がよくわかり、SCの動きや介入の仕方を考えるヒントになった。
- ・教員ひとりで抱え込まないのと同じで、SCひとりでも抱え込むことがないように、チームでの支援を意識して動こうと改めて思いました。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 : 有（1名）

○活用方法 : 県教育委員会事務局に配置

スクールカウンセラーの要請に応じたスーパーバイズ

緊急事態が生じた際の対応

等

### (6) 課題

- ・スクールカウンセラーに求められる学校現場のニーズに応じた研修内容の選定
- ・限られた時間の中で、人材育成、資質向上を図るための研修内容の充実

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】SSW及び関係機関との連携に係る活用事例（③）

暴力行為等の問題行動がある中学3年生徒に対し、SCが面談を行った。保護者の失職や暴力が当該生徒の行動に影響を及ぼしている可能性をSCから校長に報告した。校長は市町教育委員会を通じ、県教育委員会にSSWの派遣要請を行った。

SSWは、児童相談所や地域の福祉機関との連携のもとケース会議を繰り返した。失職した保護者の就労支援を進め、児童相談所との連携のもと、保護者への指導を行った。併せてSCが、当該生徒への心のケアを継続して取り組み、暴力行為が減少した。

#### 【事例2】子どもへの適切な学習環境の整備に係る活用事例（⑫）

小学校児童の保護者より、学習面での困難は感じられないが、保護者の話が理解できていないという相談を受け、SCによるカウンセリングにつなげた。SCは、発達検査の結果と当該児童の観察から、母親に対応の手立てをアドバイスするとともに、担任と連携して、座席の配置や予定帳の扱い方、宿題忘れ等への声掛けなど、具体的な支援措置を行った。

#### 【事例3】高等学校での教育プログラム実施に係る活用事例（⑯）

1学年の6クラスを対象に、SCを講師としてアサーショントレーニング講座を実施した。SCからアサーションについて説明を受けた後、4人グループで演習と話し合いを行い、結果を発表しクラスで共有した。授業後、1学年の教職員がSCとともに講座の指導案検討を行い、2回目の講座を実施した。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

○スクールカウンセラーが関わって好ましい変化が見られた児童生徒数（平成28年度）

小学校：2,693人（49.4%）

中学校：1,784人（57.7%）

高等学校：485人（58.5%）

○スクールカウンセラーへの相談件数

・全小中高等学校 平成26年度 49,267件

平成27年度 53,807件

平成28年度 54,927件

○児童生徒の支援のために行った取組（平成28年度）

・ケース会議や研修会等 小中学校及び高等学校 1,615回

・教育プログラム（授業等への参加） 小中学校及び高等学校 1,175回

○教育相談体制の充実

・中学校区での事例検討やケース会議、研修会の開催

・中学校区における児童生徒についての情報共有による、途切れのない支援

・中学校区における配当時間の弾力的・効果的な運用

○小中学校の連携の強化

・支援の必要な児童生徒や兄弟姉妹関係についての情報共有を行うことによる、効果的な支援や不登校の未然防止

・小学校から中学校への進学時における引き継ぎ等への支援により、中学校における早期の受け入れ体制の構築

・スクールカウンセラーが中学校への架け橋的役割となり、6年生児童の中学校進学への不安の緩和

○専門性の活用

・中学校区での合同研修会の実施による児童生徒理解の共通認識

・中学校区不登校対策委員会での情報共有による家庭訪問や適切な声かけ等

・小学校段階からの不登校への早期対応、未然防止

## (2) 今後の課題

- 学校からのニーズに対応するため配置時間を拡充する。
- 専門性の高い人材を確保する。
- 各校のコーディネーターの人材育成する。
- 中学校区内で課題を共有できる体制をつくる。
- スクールソーシャルワーカーや関係機関等と連携して、効果的なチーム支援を進める。

# 滋賀県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校等児童生徒やいじめをはじめとする問題行動等の対応にあたっては、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることがきわめて重要になっている。

このため、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラー（以下「SC」）を公立小学校・中学校、県立中学校・高等学校等に配置・派遣し、教員の資質向上と児童生徒の諸課題の解決に資する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

原則として、全ての公立中学校および県立中学校・高等学校に配置する。小学校では重点配置校を除き、中学校に配置されたSCを派遣する。その他、緊急事案の対応等では、スクールカウンセラースーパーバイザーを中心に当該校に緊急派遣する。採用については、滋賀県の関係団体と協力して実施している。

### （3）配置校数・資格・主な勤務形態

#### ア. 配置校数

小学校	223校
中学校	99校
高等学校	48校

#### イ. 資格

##### （1）スクールカウンセラーについて

- ①臨床心理士 73人
- ②精神科医 0人
- ③大学教授等 0人

##### （2）SCに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 3人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 4人
- ③医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 0人

#### ウ. 勤務形態

- ・単独校 48高等学校 高等学校重点配置校9校（月4回・1回3時間程度）  
一般校39校（月3回・1回3時間程度）  
※中高一貫校3校は中学校と高等学校あわせて時間を配分し、中学校で計上している。
- ・単独校 20小学校 小学校重点配置校（月2回・1回3時間程度）
- ・拠点校 99中学校 } 中学校常駐校4校（週5日・1日4時間程度）  
小中連携校8校（月9回～12回・1回3時間程度）  
一般校（月2回・1回2時間程度～月5回・1回4時間程度）  
※中学校の一般校は生徒数や課題等を考慮して配置時間を決定
- ・対象校 203小学校 } 対象校：中学校から域内の小学校派遣（年6年時間以上）  
※小中連携校は一般校より多く小学校にSCを派遣

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

全てのSC、各校SC担当教員（コーディネーター）

### (2) 研修回数（頻度）

SCは年2回、SC担当教員は年1回

### (3) 研修内容

・ 1回目＜4月＞（SC担当教員の研修会を兼ねる）

#### ①「スクールカウンセラーの仕事」（講義）

○SCの役割 ○SCと生徒指導 ○教育相談 ○社会的資源を生かす

○心理教育（心理授業）の有効性 ○コーディネーターとの連携 ○学校コミュニティとの関わり方

○異なる専門家との協議 等

#### ②「スクールカウンセラーと協働した、児童生徒への効果的な支援について」（グループ協議）

○各校の取り組みについて（意見交換）

○各校における効果的な支援について（SCとSC担当者の協議）

・ 2回目＜8月＞

「学校における児童生徒の自殺予防」（講義）

### (4) 特に効果のあった研修内容

SCの活動内容等について研修会を行い、SCの役割や教員とのコンサルテーションの重要性を再確認するとともに、実践に活かすことができた。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 あり

○活用方法

・ 県内の4地域に2人ずつSVを割当て、各担当地域で発生した問題行動等を中心に緊急対応を行う。SVが担当する地域の新規採用SC等への助言・援助や県教育委員会への事業に対する助言・提言を行ったりする。また、研修会の講師を務めたりしている。

### (6) 課題

・ SCやSC担当教員の研修のさらなる充実について必要性を感じているが、予算や多忙化の問題もあり、研修会の拡充（研修内容や回数）が難しいところがある。

## 【3】 スクールカウンセラー等の活用事例

### 【事例1】 不登校のための活用事例（①）

・ 情緒不安・摂食障害などが顕著になり、不安から泣き出したりして教室に居られなくなることがたびたび起こる。母子それぞれがSCとの面接を受け、医療にもつなげることができた。また、SCにケース会議にも参加してもらい、その場で共通理解をはかった。その後、学年の先生方を中心とした手厚いサポートにより、教室復帰できた。本人と面談を重ねる中で、自分の気持ちを口に出せるようになり、両親にも自分の口で将来の希望を話せるようになった。

### 【事例2】 性的被害のための活用事例

・ 児童生徒から「SCに相談したい」との申し出があり、SCが面談をした。SCは内容を学校に報告し、ケース会議を開き「性的な被害」と判断した。児童生徒とは継続して面談を行うことや保護者に連絡をすることを確認した。保護者には、学校の教育相談体制や関係機関に相談すること等を伝えた。

### 【事例3】 心理授業の活用事例（⑩）

・ 中学校1年生を対象に、心理授業を実施。対人関係を築きにくい課題がみられたため1年生にアサーショントレーニングをSCと教師が協力して実施した。生徒の感想や質問等に対してもSCからコメントを回答した。その結果、

自己表現についての理解が深まり、非攻撃的な自己主張によるコミュニケーションが見られるようになった。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

・ S C等活用事業が定着し、相談人数は平成 27 年度 28,216 人、平成 28 年度 29,987 人と増加傾向にある。S Cの存在や役割が認知された効果が表れている。

・ S Cが関わった不登校児童生徒のうち、好転した割合が平成 27 年度は 79.9%、平成 28 年度は 82.6%と増加した。

・ 小学校重点配置校として平成 27 年度は 15 校、平成 28 年度は 20 校と拡充を図った。より早い段階（小学校低学年）での問題行動や、不登校の対応が可能となった。

・ 小学校重点配置校での在籍児童 1000 人当たりの暴力件数は、平成 26 年度 1.49 が、平成 28 年度 0.85 とりなり、0.64 ポイント減少した。

暴力行為の発生件数(1000人率)

	H26	H28
小学校重点配置	1.49	0.85
滋賀県小学校平均	1.78	2.14

・ 小学校重点配置校での不登校在籍率は、平成 26 年度 0.60%が、平成 28 年度 0.43%となり、0.17 ポイント減少した。

不登校在籍率(100人率)

	H26	H28
小学校重点配置	0.60	0.43
滋賀県小学校平均	0.48	0.49

・ 中学校常駐校での在籍生徒 1000 人当たりの暴力件数は、平成 24 年度 10.58 が、平成 28 年度 8.40 とりなり、2.18 ポイント減少した。

暴力行為の発生件数(1000人率)

	H24	H28
中学校常駐校	10.58	8.40
滋賀県中学校平均	8.00	10.99

・ 中学校常駐校で不登校在籍率は、平成 24 年度 2.94%、平成 28 年度 2.45%なり、0.49 ポイント減少した。

不登校在籍率(100人率)

	H24	H28
中学校常駐校	2.94	2.45
滋賀県中学校平均	2.67	2.79

・ 小中連携校での在籍生徒 1000 人当たりの暴力件数は、平成 26 年度 13.18 が、平成 28 年度 9.56 とりなり、3.62 ポイント減少した。

暴力行為の発生件数(1000人率)

	H26	H28
小中連携校	13.18	9.56
滋賀県中学校平均	11.04	10.99

・ 小中連携校での不登校在籍率は、平成 26 年度 3.15%が、平成 28 年度 3.00%となり、0.15 ポイント減少した。

不登校在籍率(100人率)

	H26	H28
小中連携校(8校)	3.15	3.00
滋賀県中学校平均	2.54	2.79

### (2) 今後の課題

・ 上記のとおり S C等活用事業を推進していく中で、いじめや不登校、虐待や発達に課題を抱える子どもへの対応等に対して、S Cの支援・助言が必要とされるケースは多く、児童生徒や保護者、教員のニーズに応えるために配置時間数を増加するなど予算の確保が課題である。

また、限られた予算の中でより効果を上げる為に、S Cによる校内研修やケース会議等を通じて教員の力量を高め、

教員自身が児童生徒や保護者への支援を的確に行えるようにしていくことと、より早い段階（小学校低学年）でのS  
C活用を考えていく必要がある。

# 京都府教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

小・中学校等に臨床心理に関して高度な専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラーとして配置し、学校における教育相談機能の充実を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

市内の各拠点校から対象校への派遣を行い、市内小・中学校にスクールカウンセラーの計画的配置（派遣）が行われるように、市町(組合)教育委員会で調整をしている。府立の高等学校及び特別支援学校については、府教育委員会の担当課で調整している。

スクールカウンセラーの採用に関して、新規採用者の他、小・中学校に配置するスクールカウンセラーについては同一校に継続して3年勤務した者を対象に、また府立高等学校・特別支援学校に配置するスクールカウンセラーについては毎年、面接を実施している。

また、スクールカウンセラーの専門性の確保と維持のため、スクールカウンセラースーパーバイザー制度を導入し、経験豊かな6名のスーパーバイザーを登録して、スクールカウンセラーの後方支援に当たっている。

### （3）配置校数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

【配置校数】	小学校	188校
	中学校	97校
	高等学校	47校
	特別支援学校	5校

#### 【資格】（1）スクールカウンセラーについて

①臨床心理士	111人
②精神科医	0人
③大学教授等	0人

#### （2）スクールカウンセラーに準ずる者について

なし

【主な勤務形態】	単独校	13中学校	（週1日・1回8時間）			
		7小学校	（週1日・1回8時間）			
		45高等学校	（週2日・1回4時間）			
	拠点校	84中学校		対象校	0中学校	（週1日・1回8時間）
	拠点校	20小学校		対象校	183小学校	（週1日・1回8時間）
	拠点校	0高等学校		対象校	2高等学校	（週2日・1回4時間）
	拠点校	1特別支援学校		対象校	4特別支援学校	（週2日・1回4時間）

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

スクールカウンセラー、スクールカウンセラー配置校担当教員（教育相談担当教員、コーディネーター等）

### (2) 研修回数（頻度）

スクールカウンセラー連絡協議会(京都府教育委員会主催：年1回)

スクールカウンセラー連携会議や研修（各教育局、市町(組合)教育委員会主催：回数は主催者による）

### (3) 研修内容

スクールカウンセラーによる効果的な活動が展開されるように、交流協議や事例研修、大学教授による講義等を実施し、スクールカウンセラーの資質能力の向上と学校における教育相談体制の充実を図る。

### (4) 特に効果のあった研修内容

大学教授による専門的な知見からの効果的な連携のあり方に関する講演

現職警察官による児童生徒を取り巻く現状と具体的な対応・連携に関する講演

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置・・・6名

○活用方法・・・個々のスクールカウンセラーだけでは対応できないケースが生じたとき、要望に応じて、スクールカウンセラーを指導、支援、マネジメントするための経験豊かなスーパーバイザーを派遣する。

### (6) 課題

面談だけではなく、コンサルテーションやコーディネートについても担ってもらう必要性が年々高まっている。また、問題行動や不登校、いじめ等児童生徒を取り巻く状況は厳しさを増しており、その背景も複雑化していることと併せ、スクールカウンセラーにおいても世代交代が進んでいることから、資質能力の向上が急務で、さらなる研修の充実が求められる。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】被虐待生徒への支援のための活用事例（④）

中学3年生女子Aは被虐待で、不定愁訴や無気力などの問題を抱え、リストカットや抜毛などの自傷行為を有していた。また、クラスやクラブなどでの人間関係においても孤立していた。スクールカウンセラーは、欠かさずAのカウンセリングを行うようにし、関係教職員（担任、養護教諭、クラブ顧問教諭）と連携を密に取り合い、対応方法を検討した。

また、本人のみのカウンセリングだけでなく、母親のカウンセリングも行うことで、虐待の原因となっている母親自身のネグレクトトラウマを振り返ることができた。その結果、Aへの虐待が軽減し、理解的な対応が増加した。

本年度は、母親とAへのカウンセリングに加えて、クラスで「心の学習」の機会を設け、集団におけるコミュニケーション力を向上させ、周囲のAへの理解が深まるように努めた。

これらの取組の結果、Aは、親友と呼べる友人がクラスにでき、楽しく学校生活を過ごせるようになった。また、学業への意欲も向上し、不定愁訴からの保健室での休養や、リストカット及び抜毛などの自傷行為が消失した。

#### 【事例2】友人関係の改善のための活用事例（⑤）

中学1年生女子Bは、小学6年生の3学期に、母親よりスクールカウンセラーに相談申込があり、中学校生活への不安と家庭でのBの様子が語られた。Bは、対人面での不器用さを持ち、感情を溜め込んで家で爆発させるとのことであった。スムーズに中学校生活をスタートしたものの、2学期はじめに部活動での人間関係の孤立感を訴え、再び家で不安定な様子を見せ、登校を渋る様子を見せた。そのため、母親が相談を申し込み、継続相談となる。母親の勧めもあり、本人もスクールカウンセラーへの面接を開始した。

当初、本人は、担任や顧問に悩んでいることを知られたくないと希望したため、その気持ちを尊重しながら、スクールカウンセラー・担任・顧問で情報共有を図った。不安定になると食欲が落ちることも心配している母親の訴えを受けて、養護教諭とも連携を持った。カウンセリングでは、傷つき体験を話しながら、同時に自分自身のペースを確かめるような様子も見られた。

冬休みの部活動でも、孤立感が深まり、3学期のスタートでは登校を拒否するものの、顧問・担任が連携して本人の気持ちを聞き、周囲の生徒にも呼びかけた。本人にとって、しんどさを日常にかかわる先生にわかってもらえたという経験になり、友人関係の改善につながった。また、母親にとっても学校への信頼につながり、Bに振り回されずに見守るスタンスを取るきっかけとなっている。幼さや不器用な一面を持ちながら、学校では最大限に“がんばって”過ごしているBを周囲が理解し、甘えられる場所（家庭）・自分のペースを確かめ問題に向き合う場所（スクールカウンセラー）・日常の成長の場（学校・部活動）が、それぞれにうまく機能していくよう考えていきたい。

#### 【事例3】より良いコミュニケーション、人間関係づくりのための活用事例（⑬）

##### ○中学1年SCコミュニケーション学習

本校独自のコミュニケーション能力の課題、人間関係づくりの課題に対して、担任とSCによるT・Tのコミュニケーション学習を行った。1年生は、人の目を見て話したり、うなずいたりなど、より良いコミュニケ

ーションを取るために必要な力について学習した。スクールカウンセラーには専門的な立場で話をしてもらい、授業の中で担任とスクールカウンセラーの役割分担を明確にすることで、授業のポイントが伝わりやすく、生徒の興味や関心を引き出すことができた。

- ・ 主題名：「自分や他の人を大切にし、認め合う」
- ・ 教材名：「コミュニケーションの基本を身につける」
- ・ 視点と内容：普遍的な視点「自尊感情」自他を尊重し、認め合うために必要な行動
- ・ 学習のねらい：上手な話の聞き方を理解し、相手を尊重したコミュニケーション能力の育成を図る。
- ・ 学習の流れ
  - 1 時間目：「聞いている？」話をよく聞くことや逆に聞かないことが、いかに他の人の自信とコミュニケーションに影響を及ぼすかを理解する。
  - 2 時間目：「上手な話の聞き方」話を上手に聞くためのポイントを学び、聞き上手の練習をすることによって、上手に聞くスキルを身につけながら、相手を尊重する心を養う。

### ○ 中学 2 年 SC コミュニケーション学習

2 年生の学習内容である「アサーション」は、「さわやかな自己表現」と表現され、人に対して攻撃的でなく、受け身的でもなく、自分自身の気持ちを主体的に伝えることである。ロールプレイをしながら体験的に理解し、日常生活の中で様々な問題に直面したとき、相手にどのように伝えるかを考えるとともに、相手を尊重しながら意思を伝える言い方を身につけ、問題を解決する力を培う学習を行った。

- ・ 主題名：「自分や他の人を大切にし、認め合う」
- ・ 教材名：「自分も相手も大切にしたい、さわやかな自己主張」
- ・ 視点と内容：普遍的な視点「コミュニケーション能力」  
アサーティブネス（アサーショントレーニング）
- ・ 学習のねらい：相手に対する尊重の態度を持ち、自分の気持ちや意見をさわやかに伝える方法を学び、自己を振り返り見つめる機会とする。
- ・ 学習の流れ：「アサーティブな伝え方」の自己表現を知り、自分の気持ちをさわやかに伝えることの大切さを理解する。

### ○ 中学 3 年 SC コミュニケーション学習

3 年生は「感情」に焦点を当て、自分の感情のおもむくままに行動することなく、その場に応じた人権を尊重した行動ができるよう、自分自身に目を向けることを大切にしたい指導内容で行った。

人は様々な感情を持っており、感情を持っていることは当たり前であるという安心感をもとに、自分の良さや感情を知ることの大切さに気づかせた。その上で、感情に振り回されないようにするためにはどうすればいいのか考えさせ、自己への気づきから、自分自身を肯定的に捉えることをねらいとし、自尊感情の育成につながる授業を行った。スクールカウンセラーには、専門的な立場で話をしていただき、授業の中で担任とスクールカウンセラーの役割分担を明確にすることで、授業のポイントが伝わりやすく、生徒の興味や関心を引き出すことができた。

- ・ 主題名：「自分自身に目を向ける」
- ・ 教材名：「自分の感情に気づき、自分を知る」
- ・ 視点と内容：普遍的な視点「自尊感情」人権を尊重した、感情に振り回されない行動
- ・ 学習のねらい：自己への気づきや感情を知ることを通して、自尊感情の育成を図る。
- ・ 学習の流れ
  - 1 時間目：自分のいいところ探しや 8 つの感情分類から、自分の良さや感情を知ることが大切であるとわ

かる。

2時間目：こころの構造や行動について学び、感情に振り回されず、自分自身を冷静に見つめることの大切さに気づかせる。

#### 【4】成果と今後の課題

##### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

○児童生徒や保護者との面談だけでなく、教員に対するコンサルテーションが積極的に行われるようになってきた。

○すべての学校で、校内研修においてスクールカウンセラーを活用した研修計画を設定し、教員のカウンセリング能力の向上に努めている。

○スクールカウンセラーに対する保護者の認知度が高まり、カウンセリングの希望者が増えてきている。特に不登校の児童生徒を抱える保護者の思いを聞き、スクールカウンセラーと学校が連携して取り組むことで、不登校から別室登校に進展した例もいくつか見られ、保護者の学校に対する信頼感にもつながっている。

##### (2) 今後の課題

○スクールカウンセラーによる校内研修で、教員が教育相談の視点を学ぶ機会は増えてきているが、1回だけの研修でなく、継続的に実施することで、研修の中身を充実させていくことが必要である。

○巡回派遣の学校については、現在の派遣回数で十分な支援を行えているのか、実態を把握し、今後の支援体制の充実につなげていきたい。

# 大阪府教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- ①学校の教育相談体制の充実を図るため、以下の業務を行う。
- ・児童・生徒へのカウンセリング
  - ・カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助
  - ・児童・生徒のカウンセリング等に関する情報収集及び提供
  - ・その他、学校が必要と思われること
- ②緊急事案発生時に、スーパーバイザーを派遣し、教育委員会と連携し、学校支援にあたる。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ①同一校で最長5年の勤務を可能としている。
- ②配置市教育委員会の活用方針のもと、市の人材や連携可能な機関等の把握とスクールカウンセラー（以下、SC）のネットワークづくりのためにチーフSCを配置。
- ③SCと配置校の校長に活動状況アンケートを実施し、学校の適切な活用とSCの活動について把握。チーフSC及びSCスーパーバイザーと次年度の方針を相談の上、市町村教育委員会が配置希望調書を作成し、府教育委員会で次年度配置を決定。

### （3）配置校数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### 配置校数について

小学校	50校
中学校	287校
義務教育学校	1校

#### 資格について

##### （1）スクールカウンセラーについて

- ①臨床心理士 281人

##### （2）スクールカウンセラーに準ずる者について

該当なし

#### 主な配置形態について

拠点校	288中学校（義務教育学校を含む）	（週1日・1回6時間）
単独校	50小学校	（週1日・1回6時間）
対象校	605小学校	（週1日・1回6時間）

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

各SC、市町村教育委員会担当指導主事

### (2) 研修回数（頻度）

年2回

### (3) 研修内容

- ・府教育委員会からSCの活動に係る今年度の重点についての説明
- ・SCの資質向上に係る講義、及び事例報告についての情報交換
- ・市町村教育委員会によるSC活用方針の交流

### (4) 特に効果のあった研修内容

- ・SCスーパーバイザーによる「学校のアセスメント力を高める専門家のアプローチ」について講義
- ・SCによる「より充実した学校アセスメントに向けて」のケース検討を通じた協議

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

#### ○SCSVの設置

府内を5つのブロックに分け、各ブロックにスーパーバイザーを配置。

#### ○活用方法

- ①新規採用SCへの指導助言
- ②各ブロックでの市町村教育委員会及びSCへの助言
- ③緊急事案発生時に教育委員会と連携した学校への直接支援

### (6) 課題

- ・現在、本府が取り組んでいるチームによる支援体制において、SCの専門性を活かした効果的な活用の推進に向けた研修会の充実。
- ・SCの業務について認識が十分でない市町村教育委員会や学校もあり、府教育委員会でSCに研修を実施しても効果的な活用に結び付かない場合があること。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】暴力行為を起こさせないための活用事例（③⑫）

小6男子。友だち間のトラブルから暴力行為へ発展することが多かった。激高し、教室を抜け出すこともあった。家庭では、親への反発もあり、厳しく叱りつけられることが多いとのことだった。SCが校内巡視をしていた4月にも、本人の気持ちの浮き沈みが激しく担任からの相談により、SCが行動観察を行った。暴力行為に及んでいる際、本人は淡々と無表情で行為に及んでいること、気分が急に変化することなどを指摘し、発達か愛着またはその両方に大きな課題のあると見立てた。

校内のSC・SSW・生徒指導担当・担任・管理職に加えて、市教育センターも参加し拡大ケース会議を持ち、本人の様子について情報交換した。ケース会議を重ねる中で、保護者の同意を得て医療機関の受診や発達検査につながり、本人を支援していく方向に進めた。

家庭と学校が連携する中で、当初は学校に対して批判的だった父親も協力的になり、母親は本人とともに市教育センターの相談に行くようになった。母親に対し「発達検査の結果、知的に大きな問題がなかったため本人の発達にバラつきであることが問題行動につながっている」と市教育センター担当者から説明したが、本人への支援の必要性については理解を得られなかった。

そこで、市教育センターとSC・SSW・担任・管理職とで再度拡大ケース会議を行い、次の手立てとしてSCと母親のカウンセリングを実施し、家庭での対応について話し合い、発達のバラつきと問題行動の因果関係を理解してもらうよう試みた。具体的手だてとして「別室にて個別の対応をすること」「毎日の生活の記録の活用」を提案し家庭の了承のもと開始した。また、本人が十分にリラックスして学校で過ごせるよう別室で生徒指導担当教員やSC・SSWが関わった。家庭の協力と学校の支援体制によりその後の穏やかに過ごすことができた。

#### 【事例2】「性的な被害」への対応のための活用事例

中1女子。普段より暴言等の問題行動のほか、身だしなみについて気になる生徒。5月、担任から「更衣時に不必要に裸になる」とSCに相談があった。SCは本人のアセスメントのため、カウンセリングを開始した。

最初のカウンセリングでは、暴力や性的な被害、家でいじめられている子どもが自分の周りにいるという話であったが、カウンセリングを重ねるにあたり、実は、自分の周りの子どもではなく、本人自身が受けていることが分かった。また、このような話をするを家族から止められていることがわかった。

内容から推察して虐待の可能性や性的な被害が考えられたため、急遽、校内の関係する教員とSC、SSWで校内ケース会議を開催するとともに、市の家庭児童相談所に通告し、今後の対応方針について関連機関とケース会議を開催し、経過観察を進めた。

9月はじめにカウンセリングを行った際、本人から「家で体を触られたりするから、家に帰りたくない。」という訴えがあったため、すぐに、学校が市家庭児童相談所へ報告。府子ども家庭センターが本人を一時保護したうえで、家庭への指導を行った。本人が自宅に戻った以降、継続的にSCによるカウンセリングと、担任による性に関する指導を行っている。

#### 【事例3】生徒理解と支援を深めることを目的とした校内研修のための活用事例（⑬）

SCは、大阪府教育委員会が平成25年8月に発行した「スクールカウンセラーと教員がともに取り組む問題解決力育成のためのブックレット」（以下「ブックレット」）を活用し、児童生徒が実際に取り組むワークを教員が体験することで、その効果を実感するとともに、子どもの気持ちを理解するために大切なことに気づき、指導に生かせるよう、配置中学校の教職員や、校区小学校の教職員に対し実施している。

「ブックレット」は、矯正施設で実施されている「社会性涵養プログラム」を参考にして、暴力行為の解消に向け、臨床心理学の観点から児童生徒の内面を引き出すために必要な「表現」「気づき」「行動」の3つの要素でワークを構成したものである。個別面談や学級指導での活用により、子どもの根底にある思いを引き出したり、

気持ちを落ち着かせたりすることにも効果がある。

研修を受けた教員は、「子どもが相談しやすくなる雰囲気をつくることに役立つ。」「気持ちを受け止める心構えができた。」「児童生徒がストレスとうまく向き合う方法を伝えることができそう。」「児童生徒が自分を見つめることの大切さがわかった。」等、高く評価している。また、研修を実施したSCからも、「カウンセラーの役割や、カウンセリングのアプローチの一端を紹介することができた。」「多くの教員とコミュニケーションをとり、相互理解を深める機会となった」との感想を得ている。

「ブックレット」のワークをSCが生徒の状況に合わせて加工したり、研修で学んだ教員が学級で活用したりするなど、活用の幅が広がっている。府からも電子版をSCの提供し活用を支援している。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・府内の全中学校（府内 288 校）にSCを配置することができ、府内で統一した教育相談体制を整えることができた。
- ・まとめ役となるチーフSCを配置し、配置市町村教育委員会の活用方針のもと、市内のSCを集め交流会や研修を実施することにより、教育相談活動に有効な市の人材等の資源や連携可能な機関等の把握とSCのネットワークづくりを行うことができた。
- ・スクールカウンセラー連絡協議会（2回）を実施し、大阪府における生徒指導上の課題や、求めるSC像などの説明し、その理解を進めるとともに、カウンセラー間の意見交流を実施し、SCの資質向上に取り組むことができた。
- ・SC未配置の小学校における暴力行為の発生件数が増加しているのに対し、SC配置の小学校は減少しており、配置した小学校の方が暴力行為の抑制に、より効果が高くなっている。配置校50校のうち、96%の小学校において、暴力行為の状況の改善に寄与したものとして「SCの活用頻度の増加」を挙げている。

#### 【SCへの相談件数（延べ人数）小学校・中学校・その他を含む】

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
相談件数（人）	88,525	85,487	85,961	85,889

#### 【小学校におけるSCの配置状況】

	効果検証	効果指標推移		
		H27年度	H28年度	差
小学校配置 (週1回、1日6時間)	50	1,102	537	-565
小学校未配置	944	1,591	1,799	208

### (2) 今後の課題

- ・SCが児童生徒の問題行動等について関与することは効果的であるが、不登校へは府中学校28.5%、全国公立中学校39.5%、いじめへは府中学校3.7%、全国公立中学校4.5%と、関与率が全国に比べて低い割合となっている（平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より）。今後は、SCが積極的に関与できるよう校内会議に位置づける等教育相談体制の充実をはかる必要がある。
- ・現状ではSCの業務の多くはカウンセリングや重篤なケースの相談が占めているが、生徒指導上の課題の未然防止や予防の面で校内会議への参加や授業観察等その専門性を発揮する場を確保する必要がある。
- ・様々な課題に対応していくために、スクールソーシャルワーカーなど他の専門家等との連携を推進する。

# 兵庫県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

公立中学校等に配置し、子どもたちの心の相談に当たるとともに、教職員のカウンセリングマインドを高めることにより、問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決を図るなど、学校における教育相談体制の充実に資する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

拠点校方式において、全公立中学校と小学校（120校）を拠点に、連携する小学校への相談に対応している。

### （3）配置校数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### 【配置校数】

小学校	120校
中学校	259校
中等教育学校	1校

#### 【スクールカウンセラーの資格】

- ① 臨床心理士 239人（※①③の資格を重複して所持している6人は、①の資格者として記載）
- ② 精神科医 0人
- ③ 大学教授等 0人

※スクールカウンセラーに準ずる者についての採用はない。

#### 【勤務形態】

拠点校	259中学校	(週1日・1回6時間)
	1中等教育学校	(週1日・1回6時間)
	120小学校	(週1日・1回6時間)
対象校	473小学校	

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

兵庫県教育委員会が配置しているスクールカウンセラー

### (2) 研修回数（頻度）

2回（年間）

### (3) 研修内容

- ・スクールカウンセラー活動の実際に学ぶ
- ・スクールカウンセラーにおける支援の在り方

### (4) 特に効果のあった研修内容

グループ協議にて、スーパーバイザー及び中堅スクールカウンセラーがコーディネーターとなり、各スクールカウンセラー自身の活動を振り返ったり、ケースに対するシミュレーションを行ったりするグループディスカッションが効果的であった。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

#### ○スーパーバイザーの設置

県内6か所ある教育事務所のうち3か所にスーパーバイザーを1名ずつ配置し、県内全域に対応している。

#### ○活用方法

- ① 重大事件等が発生した場合、学校の状況等を考慮し市町組合教育委員会の要請によってスーパーバイザーの派遣を行い、当該学校への支援として、校長への助言、スクールカウンセラーへの助言や教職員の研修会、保護者説明会等において講演等を行う。
- ② 県内のスクールカウンセラーに対する助言等を行う。（新任スクールカウンセラーへのスーパービジョンを含む）

### (6) 課題

- ・スクールカウンセラーが、教職員と連携がうまくとれていない場合がある。
- ・スクールカウンセラーと教職員との十分な連携体制づくりへの学校長のリーダーシップが欠かせない。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】引きこもりの不登校のための活用事例（①）

##### 1 事例概要

当該生徒は双子の女子であり、両親は離婚、母親はある罪により服役しており、祖父母に育てられていた。中1の途中より同時に登校しぶりから完全不登校になり、担任や巡回相談員の家庭訪問にも、自分たちの部屋に引きこもり会えない状況となっていた。

##### 2 学校・スクールカウンセラー（以下 SC とする。）の対応

SC が家庭訪問をして、「引きこもりの生徒との信頼関係を形成する技法」を用いて交流し、3 回目の家庭訪問で直接生徒との面談も可能になり、その数回後に学校で SC との面談が可能となって、クラス復帰が出来た。

1 年後には発達障害センターの医師の診察も受けることができて、発達障害の診断も得て、担任・SC・医師の十分な連携に至った。

#### 【事例2】デートDVの被害に遭った女子中学生のための活用事例

デートDVの被害に遭った女子中学生へのこころのケア

##### 1 事例の概要

当該生徒は、交際中の男子中学生から、デート時に暴力を振られることを養護教諭に打ち明けた。養護教諭は、当該生徒の心情に配慮しながら、スクールカウンセラー（以下 SC と表記）につないだ。

##### 2 学校・SCの対応

- ① 当該生徒は、このこと（デートDV）が学校の知るところとなったら、さらに交際相手の暴力がエスカレートすることを案じ、最初、養護教諭には、「黙っておいてほしい」と伝えた。DVについての研修を受けていた養護教諭は、デートDVの事の重大さを十分に認識していたので、相手の暴力は、当該生徒の努力で収まることはなくこれからも続くこと、さらに命にかかわるぐらいにエスカレートしていく可能性もあること、当該生徒の心がすでに、とても傷ついていること、心の傷はケアしないと生涯にわたって、当該生徒の精神的な安定を阻害しかねないこと等を諭して、「あなたの心の傷つきを癒すために」との言葉を添えてSCにつないだ。
- ② SCからは、まず、勇気を出して、養護教諭に相談したことや、カウンセリング場面に来談してくれたことに感謝の言葉を伝えた。その勇気に応えるためにも学校全体で守ること、保護者にもお伝えして、学校と一緒にあなたの心のケアを考えていきたいこと、外部の専門機関の協力を得ないといけない場合もあることなどを伝え了解を得た。
- ③ SCは養護教諭との情報連携をしながら、管理職に報告をし、緊急時生徒指導部会も開催され、学校全体で、本事案の共通認識を持つに至った。男子生徒の対応については、生徒指導部会に依頼し、SCや養護教諭は、全面的に当該生徒を守るというスタンスで対応した。毎週1回のカウンセリングを継続して、暴力への不安感や登校への緊張感の軽減をし、登校についての安心感を与えながら、不登校への未然防止にも努めた。

##### 3 保護者対応

事案の説明は、学校側からしていただいた。保護者の希望もあり、カウンセリングを継続した。専門医への受診はためらわれたので、かかりつけ医への受診をお願いした。家では、当該生徒を責めるような言葉を慎んでいただき、心身の変調への見守りをお願いするとともに、共に、当該生徒を全面的に守り、心のケアをしていくことで歩調合せをしていった。保護者に安心感を与えることやねぎらいの言葉かけもSCとしては肝要なことで、

保護者が安定することで、子どもの心身の安定も促進された。

#### 4 専門機関との連携

男子生徒については、当該生徒と接点をなくすように、学校サイドと専門機関との連携が図られた。警察の巡回も、当該生徒には、日常生活上の安心感を高めたようで、「巡回したとのメモ書きが、ポストに投函されていると、ほっとした」と感想を述べていた。

### 【事例3】校内研修活用事例（⑮）

本県では、スクールカウンセラー（以下 SC という。）の配置年数が、概ね3年間であるので、その間に、次のような流れで、毎年教職員研修を行っている。

#### 1 配置1年目

カウンセリングマインドとは何か

児童生徒、保護者、同僚の教職員等とのコミュニケーションを首尾よくとるために、カウンセリングの心構えや技法等の知識伝達型の研修を行う。次に、ロールプレイでの演習を取り入れることで、教職員自身の気づきを得る。

#### 2 配置2年目

##### （1）不登校について

不登校は、どの子にも起こる事であり、その背景には、多様な要因が複雑に絡み合っているといわれて久しいが、主たる要因が何か、それにどう対応するかという観点から研修を行う。

##### ① 本人に関する要因

- \* 母子分離不安の傾向が強い場合
- \* 身体症状がみられる場合
- \* 発達障害の特性がある場合
- \* 精神的不安定さがみられる場合
- \* 怠惰・無気力な面がみられる場合 等

##### ② 家庭生活に関する要因

- \* 家庭の教育力に起因する場合
- \* 親子のコミュニケーション不足がみられる場合
- \* 家庭生活や環境に急激な変化がある場合 等

##### ③ 学校生活に関する要因

- \* 友人関係の問題がある場合
- \* 教職員との関係をめぐる問題がある場合
- \* 学業不振の問題がある場合 等

##### （2）いじめについて

「いじめ防止対策推進法」にもとづき、いじめの捉え方、未然防止、早期発見、早期対応、被害児童生徒への心のケア、加害児童へのカウンセリング、重大事態への緊急対応。

#### 3 配置3年目

SC 担当の教職員に研修のアンケートを取って頂き、一番関心の高いテーマを取り上げる。喫緊の課題として、発達障害についての研修を行う。

- (1) 診断基準の改定 (DSM-5) に伴い、ASD(自閉症スペクトラム障がい)についての説明や、学校での関わり方について伝授。
- (2) 発達上の特性のある児童生徒の気になる言動を事例として取り上げ、望ましい対応について、各班で知恵を出し合い、その結果をまとめて発表。

<実施の効果>

- (1) 教職員を班分けする際に、構成的エンカウンターグループの手法を取り入れ、ペアを作り、①お互いに褒め言葉を5つずつ伝え合うワーク、②2人で支え合うワーク、③非言語による伝達ゲームを導入。小・中連携を推進しているので、研修を契機に教職員の情報連携のみならず行動連携にも発展した。
- (2) 児童生徒を教育・指導していくには、教職員自身の安定したメンタルヘルスが肝要であるので、リラクゼーション法 (イメージ呼吸法、動作法、自律訓練法等) も実施。「ちょっとした空き時間に実施することで、ストレス軽減になっている」「生徒にも伝授している」との感想を得ている。
- (3) いじめについての捉え方が、「ふざけているだけ」「一回きりだから」と見過ごしていたのが、いじめとカウントするようになり、いじめの件数としては増大したが、早期発見、早期対応に繋がり、いじめへの感度が高まった。チーム学校として、いじめの問題を学校全体で取り上げていこうとの機運も生じた。
- (4) 不登校生の保護者カウンセリングのポイントを研修で取り上げたことで、教職員も、保護者対応に活用している。さらに、保護者をSCにもつないでくれるようになった。

**【4】成果と今後の課題**

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・児童生徒、保護者へのSC相談への周知がなされ、相談体制が整っている。
- ・小学校における拠点校を昨年度より7校増の120校にできたことで、その分よりきめ細かな支援が可能となった。
- ・1つの事案に対して、教職員が抱え込まず、事案によってSCと連携することで解決につながっている。
- ・学校のいじめ対応チームにおいて、ほとんどの公立学校で外部の専門家としてSCの見地や専門性が活用されている。

(SCが相談等を行った人数の推移)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
相談人数	99,015	101,728	101,853
うち教職員の相談人数	46,731	49,431	49,664

(2) 今後の課題

- ・小学校児童の中学校への円滑な環境の適応につなげるため、連携小学校教員と拠点中学校SCまたは、拠点小学校SCと拠点中学校SC間において、情報交換や共通理解の場を設けることが必要である。
- ・各SCの経験によって、事案に対する対応能力に差があり、研修の積み重ねが必要である。
- ・学校の実態に応じ、SCの年齢・性別等のニーズが異なることから、SCの確保が多少困難になることがある。
- ・年度途中で離職することがあり、十分な引き継ぎの時間が必要となる。
- ・SCの立場と教員の立場において相談者の問題解決に当たるため、それぞれの立場を共通理解し、密な連携をとる機会の充実が必要である。

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラーとして公立学校に配置し、児童生徒の心の相談にあたりるとともに、悩みを抱えた児童生徒の保護者に対する支援を行う。また、児童生徒に対し多面的な支援ができるようにスクールカウンセラーが教員に対してコンサルテーションを実施することにより、学校の教育相談体制の強化・充実に努め、問題行動等の未然防止や早期発見、早期解決に役立てる。

### （2）配置・採用計画上の工夫

在籍生徒数及び学校の状況により、配置時間を変える。

中学校に配置しているスクールカウンセラーを必要に応じて校区内の小学校へ派遣する。

### （3）配置校数・資格・主な勤務形態

中学校 : 104校

高等学校 : 9校

#### （1）スクールカウンセラーについて

①臨床心理士 42人

#### （2）スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 12人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 3人

拠点校	9 高等学校	(年 35回・1回 6時間・1 高等学校)
		(年 20回・1回 5時間・4 高等学校)
		(年 17回・1回 6時間・2 高等学校)
		(年 12回・1回 5時間・2 高等学校)
拠点校	104 中学校	(年 35回・1回 5～6時間・5 中学校)
		(年 17回・1回 6時間・65 中学校)
		(年 18回・1回 6時間・1 中学校)
		(年 12回・1回 5～6時間・2 中学校)
		(年 11回・1回 4時間・31 中学校)

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

本事業で採用しているスクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者全員

### (2) 研修回数（頻度）

年3回    4月   連絡会  
          8月   スクールカウンセラー研修会  
          12月   スクールカウンセラー研修会

### (3) 研修内容

行政説明、講演、事例研修、情報交換

### (4) 特に効果のあった研修内容

事例研修、情報交換

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置    有・2人
- 活用方法    希望するスクールカウンセラーへのスーパービジョン  
                  研修会での助言

### (6) 課題

- ・スクールカウンセラーは他の職業にも就いており、研修会へ参加のための日程調整が難しい者もいる。また、研修会等への参加費用（旅費や日当）は経費として計上できないため、参加者の自己負担となっている。
- ・スーパーバイザーの効果的な活用について検討する。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】中学3年生女子生徒の不登校支援に関わる事例（①、⑧）

家庭の生活環境の粗悪さ、学力の低さ、コミュニケーション能力の低さ、自尊感情の低さなどが見られ、中学3年生になってから学校を休みがちになった。欠席が目立ちはじめた時点で学年の先生方からスクールカウンセラーに相談があり、カウンセラーは本人とカウンセリングを行った。カウンセラーによる見立てや方針を学年団と共有し、立場による関わり方の違いやその意義を確認し、継続的に関わった。カウンセラーが本人と関わる中で得られた見立てを随時共有し、学年団だけではなく、学校全体での支援体制を整えていった（例えば、別室登校できる空間、個別学習の機会、部活動に参加しやすい受け入れ態勢など）。

家庭訪問や個別懇談等を経て、2学期には徐々に学校復帰できるようになった。本人と、関わった教員の間には「本音で語り合える関係性」が徐々にできあがっていき、進路を選択する際にも、共に悩み真剣に向き合う姿勢で関わることもできた。無事に、本人は希望の高校に進学した。

#### 【事例2】小学校5年生、小学校6年生、中学校2年生の姉弟の不登校支援に関わる事例（⑧、⑬）

家族歴が複雑な家庭で、中学2年生である姉を筆頭に弟妹が順に不登校となっていった。当初は、スクールカウンセラーが母親とのカウンセリングを行い、学校は家庭訪問をしたり、クラスの受け入れ態勢を整えたりするなど、役割を分担して継続的に関わった。しかし、中学生の長女のみに対応していても、家庭環境や弟妹の関係性などに入り込み切れないため、弟妹が通っている小学校とも連携し、姉弟の様子や、長女がどのような小学生だったか、これまでの家族歴などの情報を共有し、それぞれの立場で関わりを続けた。カウンセラーが中心となって、小・中学校での取組の共有や連携を進めた。小・中学校でこの姉弟（家族）を見守れる体制が整い、少しずつ関係性がほぐれ適応指導教室につなげることができた。

#### 【事例3】自閉症スペクトラムの診断が出ている中学校1年生男子生徒の支援に関わる事例（⑫）

当該生徒は、難病を抱えている上に発達障害の診断も受けており、問題行動も見られる生徒である。支援学級の担任から、「どう関わればいいのかわからない」という相談を受け、スクールカウンセラーも実際に教室に入り、対象生徒と関わり行動観察を行った。担任が現在行っている支援でよい部分はカウンセラーからフィードバックし、問題行動を引き起こしている要因、行動の原理などについても障害特性と合わせてフィードバックした。実際に、カウンセラーが当該生徒に関わる様子を示し、担任がカウンセラーをモデルとして実践できるように支援した。また、職員研修では、行動の問題を分析し、詳しい事例に沿って応用行動分析の役立て方を研修した。それによって、教員の生徒への支援に関する知識や自信が高まり、カウンセラーとのコンサルテーションが円滑に行えるようになった。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

<年度>	<配置校数>	<ケース数>	<相談件数>
平成24年	68校	1,178件	5,601件
平成25年	67校	1,606件	7,099件
平成26年	68校	2,338件	6,557件
平成27年	110校	2,617件	7,101件
平成28年	113校	2,325件	6,476件

スクールカウンセラーが配置されている学校では、学校の教育相談体制に明確にスクールカウンセラーが位置付けられ、生徒の心のケアを中心に、保護者への助言や教員へのコンサルテーションを行えるようになっている。

ケース数が平成28年度、初めて前年度より下回った。相談の継続期間が長引いているケースが多くなっていることが一因であると考えられる。ただ、各ケースにおける相談回数は、平成24年度から4.7回、4.4回、2.8回、2.7回、そして平成28年度は2.7回である。これは、生徒が抱える課題や問題の複雑化・多様化が依然として見られ、多くの生徒が支援を必要としている状況であることがうかがえる。各相談者が相談の予約を入れるのが困難である状況もうかがえる。

平成28年度から、全ての公立中学校、一部の県立学校にスクールカウンセラーを配置し、校区内の小学校へも必要に応じて巡回できるようにした。

### (2) 今後の課題

- ・配置校数、配置時間の一層の拡充が必要であり、そのための予算確保が課題である。
- ・スクールカウンセラーを県教育委員会に配置していないため、重大事態等により緊急支援を行う場合に、効率的な支援体制を組むことが難しい。
- ・山間部にある学校への配置は公共交通機関も少なく、泊が必要となる学校もあり、人材の確保が難しい。

# 和歌山県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめ等の問題行動や不登校児童生徒に対して、児童生徒、教職員及び保護者に対してカウンセリングを行うとともに、教職員や保護者の助言・援助等をとおして、学校におけるカウンセリング等の機能の充実に努め、問題の未然防止及び早期発見・早期対応する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

各市町村教育委員会及び県立学校から提出される派遣申請書に基づき、スクールカウンセラー（以下「SC」）等の派遣期間、週当たりの勤務日数及び週当たりの勤務時間数の調整を行い、派遣する。

各市町村教育委員会は提出する派遣申請書に、児童生徒数、不登校者数、いじめ認知件数等を記載するとともに、各市町村教育委員会において配置希望校の優先順位の記載を併せて行う。

配置希望校の地理的条件（公共交通機関の利便性や高速道路の整備状況等）に対して、SC等の勤務条件（通勤手段、可能勤務日数、曜日等）を考慮して配置を行っている。

### （3）配置校数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### ※配置校数について

小学校	97校
中学校	105校
高等学校	37校
特別支援学校	9校

#### ※資格について

##### （1）スクールカウンセラーについて：

- ① 臨床心理士 64人
- ② 精神科医 0人
- ③ 大学教授等 0人

##### （2）スクールカウンセラーに準ずる者について：

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 21人
- ② 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 31人
- ③ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

### ※主な勤務形態について

単独校	94 中学校	(年30週・1回5時間)
	97 小学校	(年18週・1回5時間)
	37 高等学校	(年31週・1回5時間)
	9 特別支援学校	(年30週・1回5時間)
拠点校	11 中学校	} (週1日・不定)
対象校	11 小学校	
	1 中学校	

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

SC等、市町村教育委員会指導主事、県立学校SC担当教員

### (2) 研修回数(頻度)

年3回(内スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)との合同研修1回)

### (3) 研修内容

- ・第1回 講義 : 「チーム学校におけるスクールカウンセラーのあり方について」  
グループワーク : 「チーム学校におけるスクールカウンセラー活用の課題と対策について」
- ・第2回 ワークショップ : 「事例検討会」
- ・第3回 講義 : 「校内教育相談機能の強化に向けて」

### (4) 特に効果のあった研修内容

年間を通じ、SCの役割や活用の理解を目的とし「チーム学校」という趣旨で、SC、市町村教育委員会指導主事、県立学校SC担当者、学校長等各々に焦点を当て、講義やワークショップを行った。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

スーパーバイザー1名設置し、研修時にSCの活動において示唆、助言の役割を担う。

### (6) 課題

- ・SSWとの連携強化
- ・スクールカウンセラースーパービジョン体制の構築
- ・適応指導教室への配置

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】生徒の欠席状況改善に向け、他機関と協働するための活用事例（①、⑧）

##### （状況）

- ・中2女子A（中学1年時、家庭環境悪化に伴い、3学期から欠席の状態になる。）
- ・母子家庭で、母親のメンタル状況も不安定であり、子供の登校に対する意識が非常に低い。

##### （経過）

- ・Aが中2になった年度当初、母親・本人との連絡がとれない状況が続いたため、福祉機関との連携のもと、担任が母親との関係づけができるよう対応の助言を行う。
- ・ケース会議（福祉機関、児童相談所、SSW・SC・担任）を開き、SSWによる母親（家庭生活）への対応、担任の家庭訪問によるAとの関係づくり、健康診断等学校行事への誘い等、役割を分担する。
- ・担任面接を継続する中で、Aと面会できないことについて、メモを利用して繋がりを持つことを助言し、試行。
- ・その後、母親が来校し、SCとの面接が実現。Aが登校を意識していることを聞き取る。
- ・担任の家庭訪問時、Aは、部屋から出てくることも増えたが、家から出ることに對しては、身体的症状（腹痛）と心的不安がある。母親が体調不良で訪問できない日もある。ケース会議を繰り返しつつ、担任は家庭訪問を続けた。
- ・半年後、放課後來校できるようになり、その後、週1回、1～2時間程度保健室利用等できるようになってきた。

##### （成果と課題）

- ・関係者がケース会議を持ち、Aの家庭環境を把握・共有し役割分担したことで、互いの対応を理解し、信頼関係のもと対応することができた。
- ・Aの変化は遅々とした状態であったが、SCが対応についてのコンサルテーションをし、支援することで、担任は自信をもって家庭訪問を継続することができ、Aの改善に繋がっていると思われる。
- ・Aが課業中に登校した場合、教室に入ることは難しい状態である。対応できる職員体制と教室の確保が課題である。

#### 【事例2】医療へ繋ぐための活用事例（④、⑩）

##### （状況）

- ・高2女子B
- ・情緒不安定になり、自傷行為や遅刻、欠席が増える。
- ・突然涙が止まらなくなったり、体が動かなくなったりする。

##### （経過）

- ・Bは友人に連れられて、カウンセリングに来談する。本人はほとんど話すことなく、友人がBの頭痛、めまいが頻繁に起こり、腹痛も起こる等の状況説明をする。
- ・SCが心療内科の有効性を説明し受診を勧めるが、Bは、母親に告げることができず悩んでいることを打明ける。
- ・学校で度々起こるBの体調不良を機に、母親を呼んで担任と副担任が状況説明し、SCが心療内科受診を勧めていることも伝える。
- ・状況を初めて知った母親は、Bと話し合いを持ち、心療内科にもかかることになった。
- ・2か月後、B本人から母親に対して気持ちを伝えることができ、次第に身体状況も回復し、遅刻や欠席も減って、情緒の起伏も落ち着いてくる。
- ・SCのカウンセリングも定期的に行うこととなり、幼少期に両親が離婚し、夫婦間のDVを目撃して、

巻き込まれトラウマとなった出来事を語る。

- ・勇気をもって話せたこと、今まで頑張ってきたことを労い、気持ちを受け止めてリフレーミングをする。時折、友人関係のストレスから体が硬直するため、ストレスマネジメントやリラクゼーションを中心に取り組みを続けた。

**(成果と課題)**

- ・身体的苦痛や自傷行為などを以前から繰り返していたケースであったが、教師への相談やカウンセリングには繋がりにくかった。友人がSCを勧め同行したことで、専門的知識のあるSCの見立てや助言を受けることができた。また、担任との連携により、保護者がスムーズにBを医療に繋げることができた。
- ・SCのカウンセリングを継続することで、Bは友人関係が改善し、担当教員や母親の理解も進み、自身の信頼感、自尊心の回復につながったと思われる。
- ・生徒の中には、カウンセリングに対する敷居が高いと感じている場合もあるため、周知の工夫が必要である。

**【事例3】保護者を対象とした子供の障害受容のための活用事例 (⑭その他の内容)**

**(目的)**

- ・特別支援学校在籍児童生徒の保護者の障害受容
- ・カウンセリングを理解し、活用につなげる

**(経過)**

- ・月1回、保護者の会を開催し、心理療法の学習・体験等、集団セッションを行った。回が進む中で、参加者各自が抱える課題について話し合い、障害児を育てる課題を共有し、互いに共感したり助言し合うなど、SCがファシリテーターとなりピアカウンセリングの形態で実施した。

**(効果)**

- ・悩みを持っていても、カウンセリングには繋がりにくい保護者に対し、カウンセラーや他の参加者と気安く話せるようになることで、悩みの解消や軽減が窺えた。また、個人カウンセリングに繋がるケースもあった。
- ・ピアカウンセリングの形態をとることで、保護者による保護者のためのセッションの実現も展望される。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

当県では、平成25年223校、平成26年233校、平成27年248校、平成28年260校と年々配置校を増やしてきている。それに伴い、SCの人数も83人、87人、100人、116人と増やし、児童生徒や保護者、教職員の多様化、複雑化する相談に対応してきた。

	H25	H26	H27	H28
配置校数	223校	233校	248校	260校
配置人数	83人	87人	100人	116人
相談件数	41,928件	44,555件	24,182件	29,798件

### (2) 今後の課題

#### ・地理的条件による課題

当県では、山間部に設置されている学校が多く、公共交通の利便性が低い地域が多く存在する。また、SCの勤務時間が公共交通機関の運行時間と一致しないため、自家用車による通勤を余儀なくされる。更に、通勤に2時間以上かかる地域もあり、希望するすべての学校に配置することが困難となっている。

#### ・有資格者の不足

当県において、有資格者を県内在住者から確保することは困難であり、他府県から勤務可能な者を確保している状況である。また、SCに準ずる者の割合が半数近くあり、ケース内容によっては対応への不安を抱えることもあるため、SCのスーパービジョン体制を確立したいと考える。そこで、各地域で相談業務を行っている教育相談主事がSCの活動状況を把握し、必要に応じてスーパービジョンに繋ぐことや、配置校との連携に関する助言を行うことにより、SCの資質向上を目指したいと考える。

# 鳥取県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校やいじめ、暴力行為等の児童生徒の生徒指導上の問題の対応にあたっては、その適切な対応とともに、いじめや不登校を生まない学校づくりの取組の観点から、学校における教育相談の機能の充実を図ることが重要な課題である。このため、児童生徒の臨床心理・教育相談に関して専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を学校に配置し、生徒指導上の諸問題の解決・改善に資する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ◇全県立学校に学校の実情に応じて配置。
- ◇県内の全市町村（学校組合）立中学校に配置、校区小学校の相談にも対応。
- ◇学校規模等に応じた配置時間数の決定、複数のカウンセラーの配置。

### （3）配置校数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### 【配置校数】

中学校	59校
高等学校	24校
特別支援学校	10校
教育支援センター（適応指導教室）	1箇所

#### 【資格】

##### ○スクールカウンセラーについて

- ①臨床心理士 47人
- ②精神科医 0人
- ③大学教授等 1人

##### ○スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 7人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 5人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

#### 【勤務形態】

##### ○主な配置形態について

単独校	8 高等学校	（週1日・1回 3～6時間）
	10 特別支援学校	（週1日・1回 4時間）
拠点校	59 中学校	} （週1日・1回 4～8時間）
対象校	131 小学校	
巡回校	16 高等学校	（週1日・1日6時間）
3 教育局及び対策センターに配置		

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

◇スクールカウンセラー      ◇学校担当者      ◇各市町村教育委員会指導主事等

### (2) 研修回数（頻度）

◇県全体                      2回                      ◇各地区別研修      各地域で1～2回

### (3) 研修内容

◇講義「学校における教育相談体制の充実に向けて」      講師：鳥取県SSWスーパーバイザー福島 史子氏

◇事例発表

◇テーマを設けてのグループ協議

「スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが協働したケース検討について」

「学校における教育相談体制の充実について」      等

### (4) 特に効果のあった研修内容

スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの専門性や業務内容を明確にすることにより、教育相談体制の充実に向けた連携の重要性や有意義な情報を得ることができた。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置      無

### (6) 課題

◇研修機会の確保

◇経験の少ないスクールカウンセラーのスキルアップ

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】生徒の問題行動に係る活用事例（⑪⑫）

◇中学校1年男子 ルールが入りにくく退学傾向の生徒へのアセスメントを進める中で、スクールカウンセラーとの面談・心理検査を行った。生徒理解は進んだものの、医療にはつながりにくく、生活面・学習面について改善にはつながっていない。しかし、個別に対応することで、落ち着いて相談室で過ごすことができている。今後、外部機関との連携や継続的な関わりの中で改善していきたい。

#### ◇スクールカウンセラー等の関わり

- ・所属学級と一緒に給食を食べることから始め、徐々に関係性を築きながら面談や心理検査を行う。
- ・受容的な態度で接することを継続することで定期的な面談が始まり、少しずつ自分の思いを話すようになる。
- ・本人との面談を基に保護者に家庭での関わり方について助言を行う。

#### ◇成果

- ・カウンセリングや心理検査により生徒理解が進んだ。支援会議に参加して、教員へのアドバイスとともに保護者にもかかわり方のアドバイス等を行った。医療へとつながり、継続的なカウンセリングや診察を受け、学校と医療、学校と家庭と支援方法を確認しながら進めている。医療でのカウンセリングで気持ちを言語化することができ始め、本人の状況確認や気持ちを整理する場所を得ている。

#### 【事例2】性的虐待に係る活用事例

#### ◇同居している母の交際相手の男性から性的虐待を受けたケース

#### ◇スクールカウンセラー等の活用

- ・当該生徒から、同居する男性からの暴力の訴えがあり、担任や相談担当、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等で校内会議をもち、支援方針を共有。
- ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーと当該生徒との良好な関係づくり。
- ・段階を踏んだ情報提供や専門機関への相談を続け、本人が決断できるまで待つ対応の継続。
- ・家を離れたほうがよい状況が確認できたので、家を出ることを勧め、関係機関へ自ら相談に行き児童養護施設へ入所。

#### ◇校内体制

- ・担任を中心に教育相談担当、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが情報を一元化し、アセスメントシートには気づきがあったすべての教職員が記入していくような体制の整備。
- ・収集した情報をもとに、生徒への支援策を検討。
- ・配置型のスクールソーシャルワーカーが生徒との接触の機会を増やし、生徒への情報提供を継続。
- ・スクールカウンセラーは関係機関への繋ぎは学校としての決定を経てスクールソーシャルワーカーが行うことなど、校内会議で役割分担を協議。

#### 【事例3】教育プログラム実施に係る活用事例（⑬）

#### ◇教職員研修の実施

- ・鳥取中部地震発生後に、児童生徒のストレスマネジメントに関する学習の実施に向けて、スクールカウンセラーを講師としてリラクゼーション法についての研修を行った。

#### ◇ストレスマネジメント学習の実施

- ・教職員研修を基に、各学年がストレスマネジメント学習を計画し、担任を中心に授業を実施した。
- ・各学年の学習時にスクールカウンセラーも参加し、生徒の話し合いに加わったり、リラクゼーションの方法として呼吸法や体のゆるめ方を教えたりした。

#### ◇研究協議の実施

- ・学習後にスクールカウンセラーも参加して研究協議を行い、学習の流れや児童生徒の見立て方などにつ

いて助言を行った。

◇成果

- ・学習前に教職員研修を実施することにより、教職員が指導のイメージを持つことができた。
- ・学習時にスクールカウンセラーがリラクゼーション法を直接教えることにより、生徒にとって理解しやすい学習となった。
- ・学習後の研究協議でスクールカウンセラーが助言を行うことで、学習の流れ等について振り返ることができた。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果によると、本県は不登校児童生徒のうち、「スクールカウンセラー等の専門的な相談を受けた割合」が全国に比べて高い傾向にあり（表1）、「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒の割合」は、中学校では全国より高い傾向にある。また、スクールカウンセラーの校区の小中学校への巡回や訪問による相談にも対応することから、小学校の「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒の割合」も高くなってきている（表2）。きょうだいで不登校傾向の児童生徒に小中で共通理解して支援することができるなど、小中連携が図られるなど、不登校児童生徒に対して、スクールカウンセラーと連携して対応した結果、登校できる又はできるようになった割合が高くなっていると考えられる。

【表1】相談・指導等を受けた学校内外の機関等

	スクールカウンセラー等の専門的な相談を受けた割合
H28 鳥取県小中学校（公立のみ）	44.9%
H27 全国小中学校（国公立）	42.0%

【表2】不登校児童生徒への指導結果状況（公立のみ）

区分	小学校			中学校		
	H27 鳥取県	H28 鳥取県	H27 全国	H27 鳥取県	H28 鳥取県	H27 全国
(a) 指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒	25.0%	37.0%	29.7%	39.0%	32.4%	28.4%
指導中の児童生徒	75.0%	62.9%	70.3%	61.0%	67.6%	71.6%
(b) うち継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童生徒	28.3%	14.6%	21.8%	23.0%	31.2%	22.1%

### (2) 今後の課題

- ◇不登校や問題行動等の未然防止や早期発見に関わる部分で、より効果的な活用を図る。
- ◇近年、スクールカウンセラーに対して多様な要望や期待が高まっており、その対応が一層難しくなっているため、各カウンセラーのスキルアップのための研修機会等の確保や人材確保が必要。
- ◇スクールソーシャルワーカー等他の専門家との連携の推進。

# 島根県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等への対応に当たっては、学校におけるカウンセリング等の学校教育相談体制の充実を図ることが重要な課題となっている。このため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラーとして学校、各教育事務所及び子ども安全支援室に配置し、その活用を効果的に学校教育相談体制に取り入れ、もって生徒指導の充実を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

県教育委員会は、市町村教育委員会及び県立学校から提出された評価票及び次年度の希望票をもとに、学校の状況や地域性等を考慮のうえ、スクールカウンセラーの派遣または配置の可否を決定する。

スクールカウンセラーの採用においては、「スクールカウンセラー募集案内」を県のホームページに掲載、また、テレビの情報番組等で広く募集を行い、審査（面接等）を行い、任用可否を決定する。

### （3）配置頻度別配置校数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

小学校	81校
中学校	96校
高等学校	37校
特別支援学校	12校

### （4）スクールカウンセラーの資格について

#### ◆スクールカウンセラーについて：

- ① 臨床心理士 46人（※①②の資格を重複して所持している人は、①の資格者として記載する。）
- ② 精神科医 0人
- ③ 大学教授等 0人

#### ◆スクールカウンセラーに準ずる者について

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 4人
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 9人
- ③ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

### （5）主な配置形態について

単独校	96中学校	(週1日・1回4時間) (月3回・1回4時間)	(隔週1日・1回4時間) (月1回・1回4時間)
	81小学校	(月3回・1回4時間) (隔週1日・1回4時間)	(月1回・1回4時間)
	37高等学校	(週1日・1回4時間) (月3回・1回4時間)	(隔週1日・1回4時間) (月1回・1回4時間)

12 特別支援学校（隔週 1 日・1 回 4 時間）（月 1 回・1 回 4 時間）  
（年 5 回・1 回 2 時間）

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

県で任用しているスクールカウンセラー（59名）

### （2）研修回数（頻度）

年間 5 回の研修会及び連絡協議会

### （3）研修内容

- ・スクールカウンセラー初任者研修会  
（事業説明、スクールカウンセラーの倫理について、支援体制について：4月）
- ・第1回スクールカウンセラー研修会（事業説明、危機対応について：5月）
- ・スクールカウンセラー活用事業連絡協議会  
（事業説明、関係機関との連携、演習：危機対応について：6月）
- ・第2回スクールカウンセラー研修会（校内研修について：7月）
- ・第3回スクールカウンセラー研修会（事例検討：11月）
- ・第4回スクールカウンセラー研修会（地区ごとでの事例検討：3月）

### （4）特に効果のあった研修内容

校内研修に関する研修会において、以前実施したことのある研修内容や今後実施予定の研修の内容を紹介し合うことにより、実施におけるポイントや工夫、困っている点等を共有することができた。特に新規任用カウンセラーや経験の浅いカウンセラーにとっては、研修の実施に対し抱いていた不安が軽減したり、校内研修に対する意欲を高めたりすることができた。

学校現場では一人職であるため、スクールカウンセラー同士で情報交換を行い、スーパーバイザーから指導・助言を得ることができる研修は非常に有意義であった。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

#### ○SVの設置

県教育委員会及び教育事務所にスーパーバイザー4名を配置

#### ○活用方法

- ・スクールカウンセラー研修会の企画・運営
- ・スクールカウンセラーの個別相談
- ・学校訪問
- ・緊急支援・危機対応
- ・各学校の職員の来所相談
- ・その他本事業の運営に必要と認められるもの

### （6）課題

スクールカウンセラーの研修会及び連絡協議会への参加については、自己研鑽の場と位置づけており、悉皆的な参加を求めている。他県から勤務しているカウンセラーや他の職と兼ねているカウンセラーも多く、参加できにくい者もいる。研修会場を変える等、参加者が増えるように工夫をしているが、参加するカウンセラーは固定化されている。より多くのカウンセラーが参加できるよう、研修内容を充

実らせていく必要がある。

また、毎年新規カウンセラーを任用しており、本事業の趣旨や倫理（守秘義務、報告義務等）についての共通理解やニーズに合った研修内容を行う必要がある。経験のあるカウンセラーとの情報交換の場やスーパーバイザーとのスーパーバイズの場合等、適宜設定する必要がある。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】小学校中学年女子（不登校）の母親への支援にSCを活用した事例（①）

〔SCにつながるまで〕低学年時も時々登校をしぶる様子を見せていたが、中学年の6月ごろより登校できない日が増えた。前担任はSCへつなごうと声をかけてはいたが、欠席が長引き始めたこの時期によく母親が相談する気持ちになった。

〔SCの役割〕家庭環境、母子関係、母親自身の育ちなどの話を相談室で聴き取り、母親を労うと同時に、母子関係の改善につながるような具体的な関わり方を助言するなど、母親を支える役目の一端を担った。

〔チームとして〕担任は交替したばかりで、まだ女兒との関係が十分に深まっていない点も配慮し、経過を熟知している前担任や養護教諭も含めてコンサルテーションや情報交換を密に行うようにした。学校外の相談機関、教育支援センターなどの情報提供は養護教諭等が行った。

〔経過〕学校へ来られない状況は続いているが、母親の働き掛けが功を奏し、2学期ごろからは外部の相談室と教育支援センターへ通えるようになっていく。学校は外部の相談室や教育支援センターと連絡を取り、児童の様子を把握している。SCは引き続き母親支援のための面談を継続している。

#### 【事例2】性的な被害への活用事例

〔被害等〕県立学校的女子生徒が、遠足の帰りのバスの中で、臨席の男子生徒に胸などを触られた。

〔成育歴、経過等〕家庭は養育能力が低く、母親は本人を出産後、祖父母に預けている。本人は母の交際相手から性被害を受けていた。本人の性化行動から、過去にも上級生から性被害を受けてきた。

〔SCの役割〕本人への継続的なカウンセリング（月一程度）担任とのコンサルテーションを行った。

〔チームとして〕愛着障がい等について教員研修や、ケース会議（学校関係者及び他の関係機関参加）を行い、かかわる教職員で支えていく体制を構築した。また、金銭持ち出し等もあり、児童相談所につながることや、卒業後を見据えてクリニックでのカウンセリング等を勧めた。

#### 【事例3】生徒理解のための活用事例（⑮）

〔テーマ〕 ノンバーバルコミュニケーションを通じた関係づくりと生徒理解の方法

〔準備物〕 スライド、画用紙、サインペン、色鉛筆

〔流れ〕 ①ノンバーバルコミュニケーションについて知る

②ノンバーバルコミュニケーションを体験する

③学校にあるノンバーバルコミュニケーションについて考える

〔感想等〕 ・ノンバーバルのやり取りも大切だと思っていたが、実際に行うことで再認識できた。

・連絡ノート等で生徒の書く文字や絵などにも注目していく。

・生徒の姿勢や歩き方などにもその子の様子が読み取れることがあると思った。

・ペアになってスクイグルゲームを行った。描画のワークということで抵抗がある方もおられるのではと心配したが、比較的楽しみながらダイナミックに取り組まれる方が多かった。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

#### ・平成28年度スクールカウンセラーの相談状況

平成28年度における単独校の総相談件数は9,696件となった。相談の対象者は、児童生徒が73.1%、保護者21.0%、教職員5.8%で、児童生徒の相談の割合が昨年より増加している状況である(平成27年度70.8%)。また、相談種別では「友人関係に対する相談」が17.4%、「不登校に対する相談」が15.7%、「家族関係に対する相談」が14.5%となり、昨年度同様高い割合となっている。

	不登校	いじめ	暴力行為	非行不良行為	児童虐待	学習	進路	発達障がい	心身の健康・保健	友人関係	家族関係	教職員関係	その他	合計
児童生徒	616	87	6	33	19	574	416	246	793	1,544	1,047	60	1,642	7,083
教職員	98	9	7	4	2	54	12	51	63	22	34	29	180	565
保護者	797	10	7	8	9	79	31	205	148	118	326	13	283	2,034
その他	7	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	4	14
合計	1,518	106	20	45	30	707	459	503	1,005	1,684	1,408	102	2,109	9,696

#### ・平成28年度スクールカウンセラーの相談以外の活動状況

平成28年度の相談以外のスクールカウンセラーの活動状況は計10,075件報告されている。活動内容は、教職員とのコンサルテーション・情報交換が68.6%と最も多く、全体に対する割合も高い。また、25年度より実施要項に「校内研修実施」「教育プログラム実施」を盛り込んだことにより、教職員研修における指導助言や授業等における児童生徒への支援援助等、各校で取り組んでいる。

相談以外の活動の種類	延べ回数
教職員とのコンサルテーション・情報交換	6,913
職員会議等による事例研究	411
教職員研修における指導助言	252
保護者への講演等	14
授業等における児童生徒への支援援助	400
授業参観による児童生徒理解	1,659
その他	426
合計	10,075

「校内研修」を実施した学校の割合は、小学校では91.3%、中学校では88.5%、高等学校・特別支援学校では75.0%となっている。また、「教育プログラム」については、小学校では37.0%、中学校では54.1%、高等学校・特別支援学校では40.9%となっている。限られた活動時間の中ではあるが、校内研修及び教育プログラムの有効性を周知し、各校へ広めていく必要がある。

### (2) 今後の課題

スクールカウンセラーの人材確保が喫緊の課題である。現在任用しているスクールカウンセラーの多くが複数の学校を担当し、1日2校勤務のカウンセラーもいる。また、他の職と兼務しているカウンセラーも多く、学校の希望する勤務日程との調整が難しい場合がある。また、緊急な事案が発生した場合の対応が難しい状況である。特に、県の西部や中山間地域においては、状況はより深刻であり、余裕のある配置を実現するためには人材確保が課題となっている。

また、本県が採用している単独校配置に加え、中学校拠点校配置等、地域の現状にあった配置を検討するなど、未配置校へも定期的に派遣できる形式を今後取り入れていく必要がある。

# 岡山県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校や問題行動等に対して、効果的に対応していくため、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を小・中学校へ配置し、児童生徒の心のケアや保護者等の悩みの相談、教職員への助言・援助等を行うとともに、学校教育相談体制の一層の充実をめざす。

### （2）配置・採用計画上の工夫

中学校においては、平成19年度より全校配置を実施し、学校規模や実情を踏まえて次の5種類の勤務形態を設定した。小学校においては県全体（政令指定都市を除く）の約1/5にあたる68校に配置。特別支援学校においては、拠点校配置を実施。

I a型	1回当たり4時間、週3回、	年35週…中学校2校
I b型	1回当たり4時間、週2回、	年35週…中学校11校
II型	1回当たり4時間、週1回、	年35週…中学校72校、小学校68校
III型	1回当たり4時間、隔週1回、	年17週…中学校30校
IV型	1回当たり4時間、月1回、	年9週…中学校3校

### （3）配置校数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### ※ 配置校数

小学校	68校
中学校	117校
中等教育学校	1校
特別支援学校	13校

#### ※ 資格

##### （1）スクールカウンセラーについて：

①臨床心理士	72人
②精神科医	0人
③大学教授等	0人

##### （2）スクールカウンセラーに準ずる者について

① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者	11人
② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者	24人
③ 医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者	0人

#### ※ 勤務形態について

中学校(118校) 単独校配置 (週3日・1回4時間) (週2日・1回4時間) (週1・1回4時間)	(年17日・1回4時間) (年9日・1回4時間)
小学校(68校) 単独校配置 (週1日・1回4時間)	
特別支援学校(13校) 拠点校配置(4校) (月1～2回・1回4時間)	対象校配置(9校) (月1～2回・1回4時間)

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) (2) (3) 研修対象・研修回数・研修内容

#### ○新規採用スクールカウンセラー・・・・・・・・・・1回

- ・「スクールカウンセラー配置事業について」「スーパービジョン体制について」説明
- ・「活動の現状と課題について」協議
- ・「スクールカウンセラーの活動上の留意点について」講義・助言

#### ○スクールカウンセラー配置校の担当者・・・・・・・・1回

- ・「スクールカウンセラーの勤務等について」説明
- ・「スクールカウンセラーと学校との連携のポイント」講義・助言
- ・「スクールカウンセラーの勤務等について」協議

#### ○全スクールカウンセラー・・・・・・・・・・・・・・1回

- ・「スクールカウンセラーと学校の連携について」「緊急危機発生時の対応について」説明
- ・「学校との協働のために」講義・助言
- ・「教職員、保護者対象の研修について」「児童生徒対象の心理教育プログラムについて」協議

### (4) 特に効果のあった研修内容

新規採用スクールカウンセラーを対象にした研修会で、スクールカウンセラーが学校という枠の中で心理に関する専門性をいかに発揮すべきか、また学校教職員や関係機関とどのように連携すべきかについて、大学教授からの講義を行った。チーム学校の一員としての自覚をもって職務に望むことができ、とても効果があった。

また、スクールカウンセラー対象の研修と学校担当者対象の研修の両方で、スクールカウンセラーによる教職員研修、児童生徒対象の心理教育プログラムについて協議等を行うことで、共通理解を図ることができ、実施率が向上した。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

#### ○S Vの設置

有り

#### ○活用方法

- ・対 象：経験年数3年以内のスクールカウンセラー
- ・ブロック制：スーパーバイザー（指導を受ける側）の勤務校の場所によって、県内を東・西・北の3つのブロックに分け、各ブロックを担当するスーパーバイザー（指導する側）によりスーパービジョンを行う。
- ・方 式：個別スーパービジョン（スーパーバイザーとスーパーバイザーが1対1で実施）  
グループスーパービジョン（スーパーバイザーがスーパーバイザー2～6人に対してグループで実施）

### (6) 課題

スクールカウンセラーの配置拡充に伴い、人材の確保が課題となっている。また、各学校において限られた配置時間の中で、効果的にスクールカウンセラーを活用できるよう、特に新規配置校の意識向上が必要である。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】不登校児童への対応のための活用事例（①不登校）

完全に欠席が続いている児童Aに対して、担任からの電話連絡や家庭訪問は行っていたが、改善が見られなかった。そこでスクールカウンセラーとの面談を保護者に提案したところ、まだAは家から出られない状況なので家庭訪問による面談を希望された。最初はAと会うことはできず、母親との面談を実施した。数回繰り返すうちに、母親とスクールカウンセラーの間で人間関係ができてきた。そのことに安心したAとスクールカウンセラーの面談が家庭訪問でできるようになった。さらにスクールカウンセラーがAと面談で人間関係を作りながら、学校のことや担任のAへの思い等を伝え続けた。少し学校に気持ちが向いてきた時に、放課後学校で面談しようと提案したところ、実現することができた。そこから担任と連携をし、面談に少しずつ担任にも参加してもらいAと担任をつなぐことができた。放課後登校は徐々に授業時間帯の部分登校になり、翌年度はほとんど出席するまでになった。学校とスクールカウンセラーがしっかり共通理解し、子どもや保護者の思いを理解したうえで、ただ待つのではなく積極的に行動を促すことで不登校を改善させることができた。

#### 【事例2】性的虐待を受けた生徒への対応のための活用事例

定期教育相談で、生徒Bがスクールカウンセラーとの相談を希望し、義父からの暴力、暴言に悩んでいることを打ち明けた。さらに相談の中で、幼少期に義父から性的虐待を受けたことも打ち明けた。現在、性的虐待は続いていることは確認されたが、暴言や身体的暴力は続いているということであったので、過去の性的虐待、現在の心理的・身体的虐待について、速やかに学校教員と情報共有を行った。学校は虐待対応として児童相談所と連携して対応できるようになった。また、虐待によるBの心の傷つきへの対応としては、スクールカウンセラーによる継続的な面談と教職員の見守りを行った。スクールカウンセラーの面談は長期間続いたが、その後Bは、安定した生活を送ることができるようになった。

#### 【事例3】一次支援のための活用事例（⑩教育プログラム）

全生徒に対する一次支援として、スクールカウンセラーと担任の協働授業形式で教育プログラムを計画した。生徒や教員が必要とする内容をアンケートにより把握し、生徒の成長段階とニーズに合う授業を年間7回のソーシャルスキルトレーニング（SST）プログラムとして実施した。

##### （1）内容

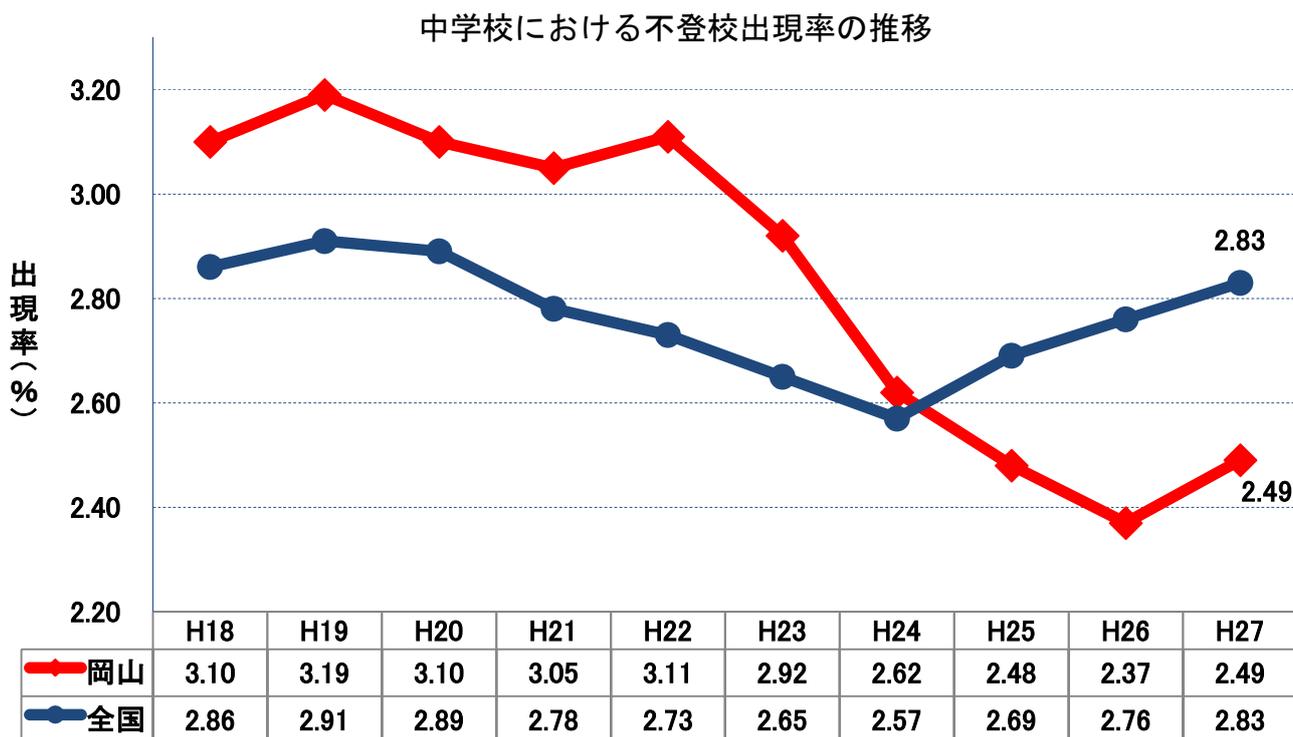
- ① 相手に分かりやすく伝えるスキル
- ② 相手の話を聞くスキル
- ③ 話しかけるスキル
- ④ ネガティブな気持ち、場面に対処するスキル
- ⑤ ポジティブな自己認知を増やすスキル
- ⑥ 自分を知り、上手に伝えるスキル
- ⑦ 学んだスキルの振り返り

##### （2）実施の効果

ニーズに合致した学習内容であることもあり、生徒達は意欲的に取り組むことができ、授業実施後のアンケートでは、生徒の各スキルの理解度は全体的に高かった。授業後の学校生活においては、教職員が折に触れ生徒への声かけを行うことができるようになり、授業での学びが実践に結びつきつつあると感じられた。また、スキルの定着が不十分な生徒に対してはスクールカウンセラーの助言により個別のフォローアップを行えるような体制づくりができた。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果



岡山県では、平成19年度より、全中学校にスクールカウンセラーを配置しており、それ以降、不登校の出現率が減少している。また、平成24年度からは、各校の規模・実状に応じて傾斜配置を行っており、平成25年度からは不登校の出現率が全国平均を下回っている。

また、岡山県内スクールカウンセラー配置校を対象に実施した「スクールカウンセラー配置現況調査」(平成28年12月末現在)によると、不登校児童生徒をスクールカウンセラーにつなげたケースのうち、小学校では57%、中学校では51%の児童生徒に改善が見られたという結果が出た。不登校児童生徒への支援としてスクールカウンセラーを活用することは意義があると考えられる。

### (2) 今後の課題

小学校において、スクールカウンセラーの配置を拡充してきており、臨床心理士の資格を有する人材の確保が依然厳しく、準ずる者が1/3を占める状況である。また、経験年数が3年以内のスクールカウンセラーも全体のうち1/3を占めている。準ずる者へ研修参加の機会を確保したり、経験の浅いスクールカウンセラーには個別スーパービジョンやグループスーパービジョンの場を提供したりして、力量向上に努めている。しかし、スクールカウンセラーが対応を求められる子ども達をとりまく問題は、発達障害、虐待、性的な被害への対応等、増える一方で、各課題の背景理解や対応等、研修すべき事項が山積している。県教育委員会主催の研修会で効率よく取り組むと共に、他機関が実施する研修を情報提供し、自己研鑽を積むよう場の設定をしていく必要がある。

また、児童生徒を効果的に支援していくためには、「チーム学校」として、スクールカウンセラーだけでなく、スクールソーシャルワーカー等他の専門家との連携や外部の関係機関との連携が不可欠である。学校が取組の主体となって、連携先を活用していくという意識を向上させるよう学校担当者への研修を行うと共に、諸問題への対処的な対応だけでなく、積極的な取組として学校全体の教育相談体制の向上を目指した「教員研修」と、問題行動の未然防止のための「児童生徒への心理教育プログラム」の実施をスクールカウンセラーと共に実施するよう推進していく。

# 広島県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

暴力行為やいじめ、不登校をはじめとする生徒指導上の諸課題等の未然防止や早期発見、早期解決のために、公立の小学校、中学校、高等学校に児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

#### <配置校について>

配置校の選定については、小・中・高等学校において、暴力行為やいじめ、不登校をはじめとする生徒指導上の諸課題の解決に意欲的に取り組む学校を公募し、教育相談体制の整備やスクールカウンセラーを講師とした校内研修等の活用計画等を考慮することに加え、継続校においては、前年度の実績（相談件数等）も考慮し、選定している。また、特段の事情がある学校については、優先的に配置している。

なお、中学校については、原則として希望のあった学校すべてに配置をしている。

#### <採用について>

広島県スクールカウンセラー採用候補者名簿への登載者については、「臨床心理士」「大学院修士課程を修了した者であって、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者」等、県が示した資格要件を満たしている者について、面接試験実施の上、専門性及びコミュニケーション能力等を総合的に判断した上で名簿登載している。

継続希望者については、継続希望等状況調査をもとに登載している。

### （3）配置校数・資格・主な勤務形態

#### <配置校数>

小学校	65校
中学校	168校
高等学校	35校

#### <スクールカウンセラーについて>

①臨床心理士 99人

#### <スクールカウンセラーに準ずる者について>

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 8人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 8人

#### <配置形態>

単独校

65小学校（年15回…1回4時間）

168 中学校（年 35 回：12 校，年 28 回：100 校，年 19 回：56 校… 1 回 6 時間）  
35 高等学校（年 14 回… 1 回 6 時間）

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### <スクールカウンセラー連絡協議会>

#### (1) 研修対象

年 2 回のうち，第 1 回は，配置校の校長又は教頭，S C，各市町教育委員会 S C 担当者  
第 2 回は，配置校の生徒指導主事又は教育相談担当者，S C，各市町教育委員会 S C 担当者

#### (2) 研修回数

県内 2 会場で年 2 回実施

#### (3) 研修内容

スクールカウンセラー配置事業の趣旨を説明するとともに，スクールカウンセラーの役割や活用等  
についての協議・研修を行い，事業の充実を図る。

<平成 28 年度の研修内容>

- ・スーパーバイザーによる講話「スクールカウンセラーを効果的に活用するために」
- ・大学教授による講演「L G B T の子どもに関する基礎知識」
- ・豊かな心育成課生徒指導係長による講話「生徒指導上の諸問題の現状について」
- ・「生徒指導上の諸問題の未然防止及び早期発見・早期対応に係るスクールカウンセラーの効果的な活用について」の協議

### <スーパーバイザーによるスクールカウンセラーへの指導助言>

#### (1) 研修対象

主として新規採用のスクールカウンセラー

#### (2) 研修回数

スーパーバイザーがスクールカウンセラー配置校等への訪問時に随時行う。

#### (3) 研修内容

- ・カウンセリングの技能向上，教職員との連携の在り方等

#### (4) 特に効果のあった研修内容

一人で相談業務に当たることで不安を感じていたスクールカウンセラーが，スーパーバイザーの  
助言を得たことで，自信を持って業務に当たることができ，より専門性を発揮することができた。

#### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

##### ○S V の設置

原則 年間 35 週 週当り 7 時間 45 分勤務

##### ○活用方法

- ・スクールカウンセラーへの指導・助言
- ・カウンセリング等に関する学校に対する援助
- ・学校への緊急支援
- ・連絡協議会等の計画・立案
- ・その他県教育委員会が必要と認めるもの

#### (6) 課題

- ・スーパーバイザーの役割について，学校の認知度がまだ低く，学校やスクールカウンセラーから  
の相談が少ない。役割及び積極的な活用について，一層の周知が必要である。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】不登校生徒のための活用事例（①）

##### <概要>

- ・当該児童は転校前の学校から、「登校ができない時期があった」という引き継ぎがあり、担任は、当該児童の様子を見ながらきめ細かい対応をし、登校支援を行っていた。
- ・転入後しばらくして、当該児童に登校しぶりが頻繁に見られるようになった。
- ・スクールカウンセラーは保護者と当該児童の面談を行った。
- ・当該児童の様子から反抗挑戦性障害の疑いもあるのではないかとということで、不登校児童を受け入れる地域の関係機関（放課後支援施設等）を紹介した。
- ・保護者は、スクールカウンセラーの助言を受け、当該児童に登校意欲を持たせようと、短時間でも登校させたり、放課後支援施設を活用したりするなど、登校支援を続けた。
- ・その後、当該児童は登校できるようになった。

#### 【事例1】いじめに対応する活用事例（②）

##### <概要>

- ・当該生徒は人間関係を構築することが難しく、周囲の友達から悪口を言われるようになった。
- ・いじめと認知し、学校として組織的に取り組む中で、教職員はスクールカウンセラーから加害及び被害生徒への個々の対応の在り方について助言を受けた。
- ・このことにより、被害生徒の心のケアに取り組むのと同時に、加害生徒の心情を綿密に把握し、毅然とした指導及び継続的な教育相談を行うことができた。
- ・しばらくは人間関係をうまく構築できない状況が続いたが、数か月かけて改善することができた。

#### 【事例1】暴力行為を落ち着かせるための活用事例（③）

##### <概要>

- ・当該生徒は中学校入学後、家庭において、落ち着かなくなり、2学期になると暴力的な行為や暴言が見られるようになったので、当該生徒の母親が担任に相談した。
- ・担任はSCと連携を図り、スクールカウンセラーが母親とのカウンセリングを実施することになった。
- ・2回目のカウンセリングでは、スクールカウンセラーが紹介した医療機関で受診することになった。
- ・その結果、発達障害の診断を受け、適切な薬を処方され、落ち着いた生活を送ることができた。

#### 【事例1】暴力行為を落ち着かせるための活用事例（③）

##### <概要>

- ・当該生徒は相手の気持ちを考えて行動することができず、粗暴な言動が多く、周囲の友達に暴力行為を行ってしまうことが多かった。
- ・担任の勧めで当該生徒はスクールカウンセラーとの面談を行ったが、すぐには改善が見られなかった。
- ・3学期には、体調不良を訴えて保健室への来室が増えてきた。養護教諭との会話から、親の過干渉によって極度のストレスがあることが分かったため、再度スクールカウンセラーと面談を行い、自分の気持ちを素直に話すことでストレスを解消することができた。

- ・担任から保護者への働きかけもあり、その後は落ち着いて生活できた。

#### 【事例1】児童虐待をうけた生徒のための活用事例（④）

##### <概要>

- ・当該生徒は中学校入学当初から不登校傾向で、遅刻を繰り返していた。
- ・当該生徒は発達障害の疑いがあり、保護者へのカウンセリングを行ったが、幼児期からDVや当該生徒に対する暴力等がある様子がうかがえた。
- ・児童相談施設とも連携し、学級担任及び養護教諭が中心となって関わりながら母親へのカウンセリングを継続した。
- ・スクールカウンセラーは特に母親の気持ちを受け止め、当該生徒の状況の理解を促すように適切なアドバイスや具体的な方法を助言した。
- ・3学期になって、家庭での当該生徒への対応に変化が見られるようになっており、当該生徒の欠席や遅刻の回数が大きく減ってきた。カウンセリングにより、保護者が落ち着くことで当該生徒も落ち着いてきた。

#### 【事例1】友達関係に悩む児童のための活用事例（⑤）

##### <概要>

- ・当該児童はコミュニケーション能力が低く、友人関係を上手く築けず、仲間はずれにされてしまうと感じていた。
- ・スクールカウンセラーは1年間継続的にカウンセリングを実施した。
- ・友達と話がしたいが、自分から離れてしまったり、友人を遠ざけてしまうようなことを言ったりしてしまうなどの場面で、どのようにしたら良いのか一緒に考えていった。
- ・具体的な場面を想定しながら相談回数を重ねていくうちに、当該児童は対応の仕方を工夫することができるようになった。
- ・当該児童は友達とのつながりができ、仲間外れにされてしまうという感情はなくなった。

#### 【事例1】貧困問題に関する活用事例は把握していない。

#### 【事例1】非行を繰り返す生徒に関する活用事例（⑦）

##### <概要>

- ・当該生徒はコミュニケーション能力が低く、自分の思いを相手に伝えたり適切な距離感をもって接したりすることを苦手としていた。
- ・1学期は友人に暴言を吐いてトラブルになったり、教員の指導を無視したりするなどの問題行動が頻発し、器物損壊を起こすこともあった。
- ・学校は当該生徒に対して特別な支援が必要と思われたためスクールカウンセラーによるソーシャルスキルトレーニングを継続して行った。
- ・望ましい行動や言葉の使い方についてスクールカウンセラーと具体的に練習し、3学期は1度もトラブルを起こさず進級を迎えることができた。

#### 【事例1】家庭環境に悩む生徒のための活用事例（⑧）

##### <概要>

- ・父親から虐待を受けた過去の経験から当該生徒は自己肯定感が非常に低く、不登校状態に陥っ

ていた。

- ・スクールカウンセラーが当該生徒のカウンセリングを継続して行った。
- ・スクールカウンセラーは当該生徒だけでなく、母親や祖母、担任ともカウンセリングを行い、当該生徒に対する接し方についてアドバイスを行った。
- ・当該生徒は病院受診して服薬し、不登校状態も改善し進級することができた。

#### 【事例1】担任との関係を改善した活用事例（⑨）

##### <概要>

- ・当該生徒は幼少期から友人関係を含む人間関係が築けず、生活習慣や学校生活、学習環境が成立しにくい状況が続いていた。
- ・担任との人間関係も築けず、指導に対しても暴言を繰り返していた。
- ・スクールカウンセラーが入学当初からカウンセリングを継続することで、当該生徒がS Cに本音を語ったり、弱さを見せたりと、スクールカウンセラーとはよい関係が築け、少しずつ頑張る姿が増えていった。
- ・進級して、担任との良好な関係を築くことには、至らなかったが、スクールカウンセラーによるカウンセリングにより、担任が生徒への対応について配慮をし継続的な支援を行う上で効果的であった。

#### 【事例1】自傷行為のある生徒への対応（⑩）

##### <概要>

- ・当該生徒から自傷行為をしていると相談を受けた担任は、スクールカウンセラーのアドバイスを受けながら初期対応及び継続的な支援を行った。
- ・当該生徒は当初、保護者に自傷行為の事実を伝えることを拒んでいたが、スクールカウンセラーの粘り強い説得の中で命の大切さを納得し、生徒の了承のもと保護者に伝えることができた。
- ・最終的に大事にいたることなく、元気に学校生活を送ることができた。

#### 【事例1】進路に不安のある生徒への対応（⑪）

##### <概要>

- ・当該生徒は不登校傾向があり、別室登校をしていた。
- ・当該生徒が希望する高校は自宅から遠く、長い通学時間を要するが、朝早く起きられない状態であった。
- ・スクールカウンセラーとの相談の中で、当該生徒の希望もあり、卒業までには早く起きて登校できる生活リズムの再構築・習慣化を目標とした。
- ・スモールステップで実現可能な目標を設定し、経過観察をしながら改善に取り組んだ結果、欠席日数が減少し登校時刻も早くなり、進路実現に向け学習意欲も高まった。

#### 【事例1】発達障害の生徒のための活用事例（⑫）

##### <概要>

- ・当該生徒は特別支援学級に在籍しており、周囲の様子や行動が気になり、自分自身も気に入らないことがあると、授業に集中することが難しい状態であった。また、感情をコントロールすることや、気持ちを相手に伝えることも苦手で、周囲とのやりとりが上手くいかないと教室か

ら出て行くこともあった。

- ・学校はスクールカウンセラーによる授業観察と面談の機会を設定した。
- ・スクールカウンセラーとの面談を終えた当該生徒は「すっきりした」と明るい表情で答えた。教室に戻ってきた当該生徒の様子から、担任も満足した様子だった感じていた。
- ・その後、担任は、スクールカウンセラーから当該生徒への面談で気づいたことやアドバイスを受け、日々の生活で当該生徒の自信の持てる機会を多く設定し、焦らず当該生徒が自分の思いを語れる時間を確保することなどを心がけるようになった。
- ・当該生徒は落ち着いて学校生活を送るようになった。

#### 【事例1】発達障害の生徒を関係機関につなげる活用事例 (12)

##### <概要>

- ・スクールカウンセラーは部活動内でトラブルを起こした当該生徒の母親と継続的にカウンセリングを行った。
- ・母親は、当該生徒がアスペルガー症候群の診断を受けていることを受容できず、良好な親子関係を保つことに難しさを感じていた。また、当該生徒も他人と違うことを自覚し、困っている様子だったため、スクールカウンセラーは母親が子どもの特性を理解できるように助言し、同じ悩みをもつ保護者の会につなぎ、母子が医療機関を受診することもできた。
- ・その結果、母親は冷静に子どもに関われるようになり、当該生徒も高校進学に向けて頑張っている。

#### 【事例1】小中連携に関するスクールカウンセラーの活用事例 (13)

##### <概要>

- ・当該生徒は小学校から継続的にカウンセリングを受けている。
- ・担任は、人間関係を築くことが苦手な当該生徒への対応を、小学校の時から知っているSCから助言を受けた。
- ・その結果、担任と当該生徒がより良い人間関係を構築することができた。
- ・その後、欠席日数が増えることもあったが、母親との連携や今後の指導方針を交流することで、保護者の理解と協力を得ることができ、登校することができるようになった。
- ・継続してカウンセリングを行っていることで、児童生徒が安心感を持って生活できている。

#### 【事例1】教育相談体制の構築のための活用事例 (14)

##### <概要>

##### ①組織的な教育相談支援体制の推進

- ・年度当初に「スクールカウンセラー配置に伴う教育相談体制」と題する規定を明示し、スクールカウンセラーのカウンセリングを受ける対象のケースや面接後の他分掌との校内連携の在り方を明確化した。
- ・これを元に既定欠課時間数を超えた生徒に関して、担任・教務部と連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの面接へ繋げて、不登校の予防的対応を行った。
- ・問題行動による特別指導を受けた生徒に対して、担任・生徒指導部と連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの面接へ繋げて生徒理解の深化を図り、学校生活の改善に向けた指導を行った。

##### ②教科担当者会議への出席及び助言による情報の共有化

- ・不登校及び学習・学業に課題のある生徒等に関して、特別支援教育の視点からの生徒理解や身体症状を伴う場合の医療連携の必要性等について専門的な助言を得ることができ、関係者間の情報共有が図れた。

### ③事例検討を通じた生徒理解の深化と、適切な家庭対応の検討

- ・スクールカウンセラーの面接後のミーティングで、担任が直面している課題を中心に事例検討することを通じて生徒及び保護者への理解が深まり、担任の個性を踏まえた効果的な対応を協議し模索できた。

## 【事例2】性的虐待に関する活用事例

### <概要>

- ・当該生徒は自己肯定感が低く、教室内で怠惰な様子や周囲の友達と関わろうとしない状況が見られ、心配した担任が面談を行ったが、理由を言うことはなかった。
- ・スクールカウンセラーが相談を受けているうちに、家庭内において父親（実父ではない）から性的虐待を受けていたことがわかった。
- ・緊急度を感じたスクールカウンセラーは関係教職員と情報共有し、すぐに児童相談所に通告した。児童相談所職員がすぐに当該生徒を一時保護した。
- ・その後、関係機関が動き、当該生徒は安全な家庭環境で生活することができた。
- ・継続して、スクールカウンセラーと相談を重ねることで、教室内で笑顔を見せることもあった。

## 【事例3】教職員の児童理解のための活用事例（⑮）

### <概要>

スクールカウンセラーが教職員に児童理解のための研修を行う。

- ・『愛着障害』について  
乳幼児期の保護者からの愛情の欠如、また身体的虐待やネグレクトにより、人間不信になってしまい、周りの人との積極的な関わりを避けるようになってしまう事例について研修を行う。
- ・当該校の校区内に児童施設があり、教職員が当該児童に接する際、目の前で起こっている現象の原因について、生い立ちやその児童の背景から状況を考え、当該児童に寄り添う指導をするように心がけるようになった。
- ・教職員による研修だけでなく、スクールカウンセラーが当該児童とカウンセリングを行うことで、児童に係る見立てを充実させ、教職員へのコンサルテーションを行うことができた。

## 【事例3】教職員の児童理解のための活用事例（⑮）

### <概要>

- ・スクールカウンセラーが講師となった校内研修で、不登校生徒への初期対応について意見を交換し合った。
- ・参加者がグループに分かれ、3つのモデルケースから1つずつ選び、対応について考えた。
- ・グループごとにまとめた対応策を発表しあい、全体で共有した。
- ・スクールカウンセラーから不登校生徒への初期対応について、背景である中学校での不登校生徒の実態や入学時の留意点、欠席が増え始めた時の背景理解の重要性や効果的な働きかけについて助言を受けた。
- ・教職員のアンケートからは、

「中学校の不登校生徒の通級教室の実態が聞けて大変参考になった。」  
 「改めて生徒理解や対応の際に、関わる者の情報交換の大切さがわかった。」  
 「高校生だからという固定観念ではなく、発達年齢を意識していくことが必要だと思った。」  
 という意見があった。

- ・保護者と学校での対応において、医療機関など専門機関への相談が望ましい場合に、スクールカウンセラーからの助言が橋渡しになったケースがあった。
- ・ミーティング等を通して、当該生徒の特性や家庭環境などの背景をふまえるなど、生徒理解のヒントを得て対応に活かせる教職員が増えた。
- ・必要に応じて開催する関係者連携会議で、生徒対応についてスクールカウンセラーから得た具体的な助言を関係教職員へ報告した。それにより、以後の生徒対応がスムーズになった。

#### 【4】成果と今後の課題

##### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

広島県としては相談件数の増加をめざし取り組んでいる。スクールカウンセラーは児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアを図る等、学校の教育相談体制の充実に向け、大きな役割を果たしている。

- 平成28年度の相談件数の合計は33,855件となっており、昨年度(31,562件)より、2,293件増加している。

(平成28年度スクールカウンセラー活用事業の相談状況)

	小学校	中学校	高等学校	合計
H28	3,978	27,726	2,151	33,855
H27	2,766	26,892	1,904	31,562
H26	2,599	27,716	1,152	31,467

- 平成26～27年度の広島県における生徒指導上の諸課題の状況について、暴力行為の発生件数、いじめの認知件数はすべての校種で減少し、不登校児童生徒数は中学校では増加したが、小学校、高等学校では減少した。また、中途退学者数についても減少した。

(小学校の状況)

	H26	H27	増減
暴力行為(件)	540	469	-71
いじめ認知(件)	749	742	-7
不登校生徒数(人)	708	673	-35

(中学校の状況)

中学校	H26	H27	増減
暴力行為(件)	849	647	-202
いじめ認知(件)	582	532	-50
不登校生徒数(人)	1,814	1,829	+15

(高等学校の状況)

高等学校	H 2 6	H 2 7	増 減
暴力行為(件)	1 3 5	1 2 9	- 6
いじめ認知(件)	1 0 3	9 6	- 7
不登校生徒数(人)	1, 0 5 2	7 5 5	- 2 9 7
中途退学者(人)	8 4 3	6 6 2	- 1 8 1

(2) 今後の課題

スクールカウンセラーの配置を希望する学校のうち、配置できていない学校もあり、一層の配置拡充が必要である。

また、スクールカウンセラーの配置効果を一層高めるため、学校が個別の児童生徒についての見立てを行った上で、積極的にカウンセリングにつなげ、相談件数を増加させるとともに、スクールカウンセラーのスキルを向上させることが必要である。

# 山口県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- 児童生徒の臨床心理に関して専門的知識や経験を有する専門家を配置することにより、不登校やいじめ・暴力行為などの問題行動等の「未然防止」「早期発見・早期対応」に係る学校の生徒指導・相談体制の充実を図ることがねらいである。
- 「教育の専門家」である教員と「心の専門家」であるスクールカウンセラー等が互いの立場を理解しつつ、相互に協力して問題行動等の解決及び健全育成を図っていくことが重要である。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- 配置
  - ・ 平成18年度から、計画的な配置のない未配置小学校を準対象校として位置付け、相談等の必要が生じた際には、訪問支援等により、校区内中学校のスクールカウンセラー等を派遣する体制を整備し、全ての公立小中学校でスクールカウンセラー等への相談が可能となっている。この体制整備により、すべての学校の「いじめ対策組織」にスクールカウンセラー等が参画できる体制となっている。
  - ・ スクールカウンセラー等配置小学校100校及び接続先中学校75校を小中連携推進校として指定し、同一のスクールカウンセラー等を配置することにより、教育相談担当とスクールカウンセラー等を中核とした、義務教育9年間の切れ目のない相談体制を構築している。
- 採用
  - ・ スクールカウンセラーの採用については、臨床心理士養成第1種指定大学院を有する大学及び、県臨床心理士会と連携し、有資格者の任用に努めている。

### （3）配置校数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### ○配置校数について

小学校	296校
中学校	150校
高等学校	61校
中等教育学校	1校
特別支援学校	13校

#### ○ 資格の記入について

##### （1）スクールカウンセラーについて

- ① 臨床心理士 70人
- ② 精神科医 0人
- ③ 大学教授等 0人

（※①②③の資格を重複して所持している人は、①の資格者として記載する。）

##### （2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 … 3人
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務につい

て、5年以上の経験を有する者 … 0人

③ 医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 …  
0人

○ 主な配置形態について

単独校 100 小学校 (月1回各4時間)

1 中学校 (週1回各4時間)

1 中等教育学校 (週1回各4時間)

61 高等学校 (月2回各4時間)

13 特別支援学校 (年10時間)

拠点校 149 中学校

対象校 196 小学校 } (週1回4時間)

※ 本県においては、市町教委と連携し、市町の状況や各学校の規模・不登校や問題行動等の実情により、きめ細かな調整を行っている。上記は各校種における代表的な配置形態である。

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

- 山口県臨床心理士会学校臨床部会所属会員

### (2) 研修回数（頻度）

- 全体研修会：年2回
- スクールカウンセラー等新人研修会：年1回
- 地区研修会（7地区）：年3程度

### (3) 研修内容

- 全体研修会：ネット関連、いじめ関連、緊急支援関連、倫理関連、事例研究
- 新人研修会：スクールカウンセラー等の基礎
- 地区研修会：スクールカウンセラー等同士の情報交換、教育相談担当教諭との連絡協議会、各地区の状況に合わせた研修会（いじめ関連、非行関連、事例検討など）

### (4) 特に効果のあった研修内容

- 新人研修会：「スクールカウンセラー等の基礎」  
講師 県スクールカウンセラーSV
- 地区研修会：スクールカウンセラー・教員・教委担当者による事例検討・情報交換

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

#### ○ SVの設置

山口県臨床心理士会学校臨床部会より各地区にスーパーバイザーを設置している。

#### ○ 活用方法

緊急時の学校支援において、その中心となるとともに、各地区で実施される研修会の企画運営及び事例検討等の指導助言を行っている。

また、スーパーバイザー一覧を全スクールカウンセラー等に配布し、各スクールカウンセラー等が個別に連絡を取りスーパーバイズを受けている。

### (6) 課題

地区研修会をより充実したものにし、参加者の増加を図る必要があるが、報酬や旅費の確保が難しく、自主的な参加によるものとなっており、全てのSCの参加が難しい。また、研修会にはSSWの参加も可能な研修会もあるが、同様の理由で参加者が少ない。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】小中連携強化に向けたSCの活用事例（⑬）

本県では、全中学校にSCを配置、小学校の配置率は6割程度である。計画的配置のない小学校へは、校区の中学校に配置されているSCを活用する体制を整えている。また、配置のある小学校においても、校区の中学校と同じSCを配置するなど、学区内でSCを活用した小中連携強化に向けた取組を行っている。

- 年度当初に、中学校と校区内小学校の校長・生徒指導主任・教育相談担当者（SCコーディネーター）等が、SCを交えて話し合いをもち、SCとの効果的な連携について共通理解を図るとともに、各学校への訪問回数等について計画を立てる。
- 全ての公立小中学校のいじめ対策委員会に年3回SCが参加できるよう予算措置し、SCによる学期毎の取組状況のチェック、ケースの検討、必要に応じた計画の見直しなどの指導・助言等の支援が行われている。

校区内で小中学校合同のいじめ対策委員会を開催するなど、いじめ防止に資する小中連携を図っている校区もある。

- SC活用事業の実施を通して、小・中学校における生徒指導・教育相談体制の望ましい連携の在り方についても研究を進めている。

#### 【事例2】性的被害事案対応のためのSC活用事例

公共交通機関で通学中の女子生徒の痴漢被害について、SCと連携して対応。

痴漢行為については、すぐに本人が声を上げたため周囲も気づき、体を少し触られた程度で済んだが、被害生徒の精神的ダメージが大きかったため、学校での聴き取りは女性教諭とSCが一緒に行うなど、本人の精神面での負担を考慮して行った。また、保護者に対しては、今後家庭において配慮すべきことや本人への接し方などの助言を行い、家庭と連携した本人へのケアを行った。その後も本人がカウンセリングを希望したため、継続してSCによるカウンセリングを実施した。

#### 【事例3】中学校保健体育授業における教員と協働した授業事例（⑭）

保健体育の授業時間を利用し、各学年1時間ずつSCと協働した授業を実施。

- 1年：「自分らしく生きるために」
- 2年：「ストレスとの上手な付き合い方」
- 3年：「自分らしく生きるために」

心の専門家として、教科の教材を活用しながら、各学年別に発達段階に応じた内容で授業を実施。教科の内容だけでなく、自我の発達やストレスマネジメント、他者との関わり方など、教科の内容を踏まえ、関連する心の問題についての解決方法等を適切に助言できた。

また、授業を通じて、普段から関わりが少ない生徒とSCとの関わりが生まれ、SC自身も学校の教職員の一人としての意識が高まった。また、関わりが少なかった生徒も、SCとの距離が近づき、気軽に相談に来るようになった生徒も増えた。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

#### ○ 平成28年度実績（経年）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
延べ相談件数	74,634件	77,695件	76,981件	77,549件
実相談件数	30,914件	31,617件	31,090件	34,473件

- ・ 1回（4時間）当たりの平均相談件数 … 小・中学校 12.9件、高等学校 10.8件
- ※ 相談室でのカウンセリングだけでなく、授業への参加や、休み時間・放課後のふれあい等、教育相談を幅広くとらえ、児童生徒の心の問題に迫っている。
- ・ 相談による解消率 43.0%・好転率 29.2%（合わせて 72.2% に好ましい結果が出ている。）

#### ○ スクールカウンセラー等のいじめ対応に係る実績（経年）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
いじめ相談件数	755件	1,493件	1,289件	1,275件
好転率	78.7%	81.4%	83.6%	90.4%

※ 好転率は、カウンセリングによる解消率と好転率を合わせたもの。

#### ○ スクールカウンセラー等との連携による成果

- ・ 教員には話すことができない児童生徒にとって、悩みや不安等の相談の受け皿となった。
- ・ カウンセリングを実施・継続することにより、生徒の状況が好転した。
- ・ スクールカウンセラーとの情報交換会を実施し、専門的な立場から生徒への具体的な支援方法について助言を受けることができた。
- ・ 発達障害のある生徒に対する生徒への対応について、スクールカウンセラーから専門的な助言を受けることができ、指導に反映することができた。
- ・ 適切なアセスメントにより医療機関等の紹介等、関係機関との連携がスムーズに行え、生徒の抱える問題の解決につながった。
- ・ 教職員が、カウンセラーとの関わりを通して、カウンセリングの有効性・必要性を認識することができ、早期から組織的に対応することができた。
- ・ 不登校等学校不適応児童生徒を受け持つ担任等教員の負担を軽減することができた。
- ・ 保護者に対しカウンセリングを行うことにより、保護者の養育不安の解消につながった。

### (2) 今後の課題

非常勤職員としての不安定な雇用形態から、別に本職をもち、兼業しているスクールカウンセラー等が多いのが現状である。スクールカウンセラー等を主な職業にしている者も、結婚・出産、子どもの就学など生活上の変化が出てきた場合に、収入や社会保障の点から転職や離職する者が多い。

そのため、スクールカウンセラー等の年齢構成において30代後半から40代後半にかけての、いわゆる働き盛りの世代が少なくなっている。スクールカウンセラー等だけでなく、S S Wも含め、学校や児童生徒の支援に現在では必要不可欠な専門家の生活基盤が安定し、安心して学校教育活動に参加できる体制づくりが課題である。同時に、人材の育成や確保について、長期的な視点で県内の養成大学や関係団体との連携を図り、計画的に進めて行かなければならない。

また、国のS C常勤化に係る動向を踏まえると、常勤S Cの配置方法や勤務形態、担当学校数など、試行的実施を行っていきたいと考えている。人材や財源の確保、常勤S Cの教育活動への参画の具体的内容、教育プログラムの開発など、具体的な準備を進めて行かなければならない。

# 徳島県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒のいじめや不登校等の問題行動に対応するため、スクールカウンセラーを、小・中・高校に配置・派遣し、相談活動の充実を図り、生徒指導上の諸問題を解決することを目的とする。

### （2）配置・採用計画上の工夫

スクールカウンセラーについては、平成19年度から、全ての公立小中学校、平成23年度からは、全ての県立学校に、配置・派遣する体制となっており、学校における教育相談の支援・充実に当たっている。

配置方法については、小中連携型を原則として、中学校を拠点に、中学校区の小学校を対象校としてスクールカウンセラーの活用を進めている。

市町村教育委員会からの配置希望、各学校からの要望、学校規模、スクールカウンセラーの活用実績、不登校・いじめ問題行動状況等の件数等から総合的に判断し、配置校、年間相談時間（140時間、175時間、210時間、245時間）を決定している。

また、自然災害や重大な事件・事故の発生時に備え、スクールカウンセラーを緊急派遣できる緊急支援体制を構築している。

人材確保に関しては、徳島県臨床心理士会及び臨床心理士養成に係る教育課程を有する県内大学と連携し、人材の確保に努めている。

### （3）配置校数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### 配置校数について

中学校	68校
高等学校	2校
特別支援学校	1校

#### スクールカウンセラーの資格について

##### （1）スクールカウンセラーについて

①臨床心理士 42人

##### （2）スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 3名

#### 主な配置形態について（配置時間等については、複数記載してもかまわない。）

単独校	1 高等学校
拠点校	6 7 中学校（週1日・1日4時間、5時間、6時間、7時間）（週2日、1日4時間） 1 高等学校 1 特別支援学校
対象校	1 7 8 小学校 1 6 中学校 5 高等学校 3 特別支援学校
巡回校（県立学校への要請派遣）（平成28年度 270時間／年間）	2 7 高等学校 7 特別支援学校

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

連絡協議会・・・スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者並びに拠点校スクールカウンセラー担当教員

徳島県スクールカウンセラー委員会研修会・・・スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者

※徳島県スクールカウンセラー委員会は徳島県臨床心理士会の下部組織であり、当委員会主催研修会への参加もスクールカウンセラー任用の条件としている。

### (2) 研修回数（頻度）

連絡協議会・・・年2回開催

徳島県スクールカウンセラー委員会研修会・・・隔月開催

### (3) 研修内容

県教委からの事業の趣旨、スクールカウンセラーの効果的な活用方法等についての説明

スクールカウンセラー等と教職員との連携を深めるための大学教授等による講演

スーパーバイザーによる指導・助言

スクールカウンセラーが対応したケースを基にした事例検討会 等

### (4) 特に効果のあった研修内容

スクールカウンセラーが対応したケースを基にした事例検討会

事例の対応について、スーパーバイザーの適切な指導・助言により、スクールカウンセラーの資質の向上につながった。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 あり（5人）

○活用方法 スクールカウンセラーへの指導・助言

スクールカウンセラー委員会主催研修会の企画運営

緊急支援派遣体制のリーダー

スクールカウンセラーの選考委員

### (6) 課題

発達障がい疑われる児童生徒に関する相談件数が年々増加している。福祉関連機関との連携を図った研修会を実施し、スキルアップを図る必要がある。

## 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

### 【事例1】不登校生徒及び保護者への活用事例（①不登校、②発達障害等）

中学校3年から、学校を欠席する日（欠席日数90日）が多くなる。高校進学後は新しい環境の中で、意欲的に学校生活を送っていたが、5月の連休明けから休みはじめ、6月からは一日も登校することができなくなった。生徒は集団生活が苦手であり、人とのコミュニケーションに苦痛を感じている。学校生活の中で、予定の変更等を嫌い、対応ができないときがある。担任や生徒指導担当者が家庭訪問を継続的に実施しながら支援を続けている。生徒、保護者の希望によりスクールカウンセラーによるカウンセリングを実施することになった。

○カウンセリングによる生徒、保護者の変容

欠席は依然続いているが、カウンセリングを重ねるごとに、自ら発言することが多くなり、前向きな姿勢が感じられるようになった。また、悩みや不安を人に話すことで、表情も明るくなってきた。

保護者についても、以前は子供の現状についての不安が強く、厳しく対応をしていたが、少しずつ受容することができはじめ、子供の頑張りを認めることができるようになった。

今後も、学校への登校に向け、カウンセリングによる支援を継続していく。

### ○関係機関との連携

発達障害等の問題や家庭環境の改善に向けての支援の必要性を感じ、外部の専門家による支援を行った。

本県では外部の専門家による学校への支援事業として「学校問題解決支援チーム派遣」を実施している。高度で専門的な知識を有する医師や大学教授，社会福祉士等の専門家を派遣し，児童生徒の実態把握や指導方法について指導・助言を行っている。本事例においても，スクールソーシャルワーカー（社会福祉士）を派遣し，学校とスクールカウンセラーとともに，支援方法について検討会を実施した。様々な視点からの指導・助言により効果的な指導につなげることができた。

### 【事例2】性的な被害にあった児童生徒への対応のための活用事例

性的な被害に対して，緊急支援として，複数のスクールカウンセラーを学校に派遣し，関係生徒へのカウンセリングを行った。PTSDが心配される事例もあり、関係機関との連携やケース会議を実施し，専門的な支援を行った。スクールカウンセラーによる迅速な対応によって，児童生徒の心理的な負担軽減につながった。

県教育委員会と県警察本部少年サポートセンターを中心に，市町村教育委員会，所轄警察署，青少年育成補導センター，児童相談所，市町村福祉部局，少年鑑別所，保護観察所，スクールソーシャルワーカー等と連携し「阿波っ子スクールサポートチーム会議」を行っている。事例への対応においても，学校側から教員とともに，スクールカウンセラーも参加し，様々な角度・視点から児童生徒、家庭への支援の在り方や効果についてケース検討会を実施し，その後の効果的な指導につなげることができた。

### 【事例3】児童生徒へのストレスマネジメント学習活用事例（⑩教育プログラム）

本県では自他の生命を尊重し，守り育てる児童生徒の育成を目指す「いのちと心のサポート事業」の一環として全ての公立学校を対象に「心の授業」を実施している。スクールカウンセラーを始め，大学教授（臨床心理士），精神科医等を講師として学校へ派遣し，職員とともに講演等を行い，児童生徒の心の問題に対応している。

#### 実践事例

「中一ギャップ」への対策として小学校6年生と中学校1年生を対象にストレスマネジメント学習を実施した。中学1年生は環境が大きく変化する時期であり，不登校やいじめ等の問題行動も増加している。環境の変化への適応，コミュニケーション能力や援助希求行動能力の育成は「中一ギャップ」の解消に向けて重要である。学年集会において，スクールカウンセラーがストレスとの付き合い方やストレス発散方法について資料を用い講演を行った。児童生徒たちは友達との付き合い方や積極的なストレス解消法について学び，その後の生活に有効に活用することができている。

また，中学校3年生の保健体育の授業において，スクールカウンセラーがゲストティーチャーとなり，「心の健康」の単元の中でストレスマネジメントについて授業を行った。心理の専門家として，具体的な事例を紹介しながら生徒にわかりやすく説明を行った。中学校3年生は高校受験に向けてストレスもたまりやすくなる時期である。生徒自身が自分に合ったストレス解消法について考えることができた。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

児童生徒・保護者・教職員からの相談においては、不登校に関する相談が最も多くなっており、スクールカウンセラーも研修等を通じ不登校対応のスキルアップを図っている。その結果、本県における不登校児童生徒数（「問行調査」より）は、平成22年度13.6人(千人当たり)であったが、平成27年度は9.9人(千人当たり)まで減少している。全国の不登校千人当たりの人数と比べても、平成24年度以降下回っており、一定の効果を上げていると分析している。

また、スクールカウンセラーの小中連携型配置により、中学校へ進学しても原則として同一のスクールカウンセラーに相談できるため、児童、保護者も安心して相談を受けることができおり、相談件数も増加している。(延べ年間相談件数：平成21年度13,706件、平成28年度17,776件)

### (2) 今後の課題

国の「ひとり親家庭・多子世帯自立応援プロジェクト」において、平成31年度末までに全小中学校への配置目標が示されている。本県の配置状況は、中学校への拠点校配置率が81パーセント、小学校は全て対象校配置であり、今後、全ての小中学校へ配置を拡充するためには、人材確保が必要不可欠である。県内高等教育機関、臨床心理士会等との連携を強化するとともに、また、スクールカウンセラーの勤務条件の改善に努め、優秀な人材の確保を図りたい。

また、スクールカウンセラーの常勤的な配置を推進することにより、常時相談できる体制の構築に取り組みたい。

# 香川県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

学校におけるいじめ等の問題行動等に対応するため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を配置し、いじめ等の問題行動等の早期発見・早期対応や未然防止に資するとともに、教育相談体制の充実を図っている。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・ 中学校を拠点校として、公立の中学校区（すべての公立小・中学校）にスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者（以下「SC」という。）を配置している。
- ・ すべての公立高等学校及び県立中学校、特別支援学校にSCを配置している。
- ・ 全体の年間配置時間や日数等は、学校の児童生徒数及び不登校数等の状況、学校の要望等を踏まえて県教育委員会が決定している。
- ・ 学校に同じSCを複数年継続配置し、学校の状況に対応できるようにしている。また、同一中学校区の小、中学校に同じSCが対応できるようにし、進学時の子どもや保護者の不安を軽減させるなど、小中連携が効果的に行えるようにしている。
- ・ いじめ・不登校・暴力校等への対応として、すべての小学校で必ずSCを有効に活用できるよう、全体の配置時間を年間24時間から36時間に増やした。（平成28年度～）

### （3）配置頻度別配置校数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### 【配置頻度別配置校数】

小学校	160校
中学校	67校
高等学校	32校
特別支援学校	8校

#### 【資格】

##### ◆スクールカウンセラー

①臨床心理士 57人      ②精神科医 0人      ③大学教授等 0人

##### ◆スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 3人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 8人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

#### 【勤務形態】

単独校	0中学校	0小学校	0高等学校	2特別支援学校	(月1日・1回4時間)
拠点校	67中学校		(週1日・1回4時間)	6高等学校	(週1日・1回4時間)
	3特別支援学校		(月1日・1回4時間)		
対象校	160小学校		(月1日・1回4時間)	26高等学校	(週1日・1回4時間)
	3特別支援学校		(月1日・1回4時間)	12高等学校	(週1日・1回2時間)

巡回校            〇 高等学校            〇 特別支援学校

(4) 「活動方針等に関する指針」(ビジョン)策定とその周知方法について

毎年度、SC等の活用事業の実施要項を見直しており、年度当初の連絡協議会で周知している。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

対象 a 公立小・中学校に派遣するSC、市町が雇用するSSW、教育委員会担当者、  
公立小・中学校の教頭・教育相談担当者

対象 b 公立高校・県立中学校に派遣するSC・SSW、  
公立高校の教頭・教育相談担当者、  
教育委員会担当者

対象 c 特別支援学校に派遣するSC、特別支援学校の教頭・教育相談担当者

(2) 研修回数(頻度)

対象 a 年3回            対象 b 年2回            対象 c 年2回

(3) 研修内容

対象 a 第1回教育相談担当教員(SC・SSWを含む)連絡協議会

- ・ 講話「チームとしての学校が実現するための現状と課題」
- ・ グループ協議「チームとしての学校が機能するための現状と課題」

第2回チーム学校支援員等(SC・SSWを含む)連絡協議会

- ・ 講演「非行のメカニズムと自立に向けた支援」  
    ー暴力行為やいじめを繰り返す児童生徒への支援をどう進めるかー

- ・ グループ協議「暴力行為やいじめを繰り返す児童生徒に対する組織対応について」

第3回チーム学校支援員等(SC・SSWを含む)連絡協議会

- ・ 講演「チーム学校を支えるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の連携・協働」
- ・ グループ協議「チームとしての学校が機能するための連携・協働について」

対象 b・c 第1回教育相談連絡協議会

- ・ 事業説明
- ・ 講話「いじめ問題について」「外部関係機関との連携について」
- ・ 事業説明、協議

第2回教育相談連絡協議会

- ・ 講演「思春期の精神疾患(統合失調症)と生徒の支援～初めての精神科受診～」
- ・ 講話「被災地支援活動を通して見えてきた風景」

(4) 特に効果のあった研修内容

○ チーム学校の構築についてのグループ協議

- ・ 異なる立場からの意見交流
- ・ チーム学校を構築する上での、課題とその対策について

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 無し
- 活用方法 無し

### (6) 課題

- 最新の情報による講演会と、より具体的な事例検討等のバランスの良い内容構成に努める。
- SCとSSWのそれぞれの特性を生かした役割分担、連携をとり、より効果的な活用ができるよう、研修会等での事例検討会が必要である。

## 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

### 【事例1】家族からの虐待で傷ついた生徒のための活用事例（④・⑥）

高校女子、幼いころから兄妹ともに母親からの継続的な虐待を受けていた。母親からの虐待が止むと、兄による虐待の標的になり、それが段々とエスカレートしていくという状態だった。高校入学後は比較的平穩（リストカットはしていた）に過ごしていたものの、途中から環境の変化で心身の状態が悪化し、幼少期からのトラウマと進行中の兄の虐待から回避するため、親類の家から一時通学することになる。しかし、心身の状態は回復せず自殺願望も口走るようになる。そのころから、教育相談部・保健部で連携し、定期的なSCのカウンセリングを受ける。一方、SSWは本人との面談の後、SCと相談して保健所に繋ぎ、母親との関係修復に努める。並行してSCの紹介で心療内科を受診する。結果、継続通院には至らなかったが、周囲の多くの人たちが支えてくれていることを感じ取れる余裕ができ、落ち着きつつある。現在は自宅に戻り、母親と暮らしている。

### 【事例2】性的な被害を受けた生徒に適切に対応するための活用事例

SCが、中学生の保護者との面談をしていた中で、同性からの性的な被害を過去に受けたことがあることを聞いた。そこで、学校は加害生徒への聞き取りを行い、それを踏まえて両生徒に対して適切な対応をすることができた。

### 【事例3】生徒の心理的安定を促すための活用事例（⑩）

高等部生徒9名に対し、感情のコントロール「怒りとの付き合い方」を知ることを目的に、SCをゲストティーチャーとして招き授業を実施した。学習の流れとしては次の3点とし、専門的な立場から指導や助言をいただいた。

- (1) 腹が立った時の行動を各自発表する
- (2) 怒りを感じた時の効果的な行動や、怒りを表出することの意味を考える
- (3) 3人一組になって、相手の怒りを聞くロールプレイをすることで、効果的な聞き方を体験する

生徒たちは怒りを感じたとき、自分なりに我慢したり、食欲に走ったりすることが結果的に良くないことや、怒りは我慢せずに表出することで、気持ちが落ち着くことを体験した。また、どの生徒からも授業後は、「気持ちが楽になった」とか、「すっきりした」などの感想を聞くことができ、怒りとの付き合い方に気づききっかけとなった。また、SCと接点をもったことで、今後、悩みや不安や怒りを感じた時にカウンセリングにスムーズに繋ぐことも期待できると考える。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 平成 28 年度の S C の相談実績は、小・中学校の合計相談者数がのべ 19,862 人（S C 一人当たり約 389 人）であり、児童生徒や保護者及び教員に対して効果的にカウンセリングが行われている。
- 小・中学校における不登校児童生徒数の減少や横ばい状況に、S C の有効な相談活動や不登校の未然防止の取組の充実があったのではないかと考えている。

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
香川・公立小学校不登校者(%)	0.23	0.23	0.23	0.25	0.26	0.25	0.30

（平成 27 年度の小学校の不登校児童数は、平成 19 年度のピークから 0.07%減）

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
香川・公立中学校不登校者(%)	3.26	3.22	3.25	2.85	2.88	2.85	3.13

（平成 27 年度の中学校の不登校生徒数は、平成 23 年度のピークから 0.13%減）

- 平成 21 年度以降、公立高校の中途退学者や不登校生徒が減少している要因の一つに、S C、S S W の有効な活用や相談活動の充実があったのではないかと考えている。

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
中途退学者(%)	1.0	0.7	0.7	0.6	0.7	0.6	0.7
不登校生徒(%)	1.2	1.0	1.2	1.0	0.8	0.9	0.7

- 特別支援学校においては、生徒の面談後の学級担任に対するコンサルテーションが定着しており、S C の助言等を日々の指導に活用できている。また、教員はもとより、子どもとの接し方に不安を抱えている保護者についても、面談を通して、安定につながるアドバイス等行えている。取組も 3 年目となり希望者も増加している。

### (2) 今後の課題

- 中学校で不登校が急増する現状に対して小・中学校の 9 年間を見通した未然防止の取組を引き続き充実させる必要がある。
- 教育相談体制の充実が一層図られるよう、平成 28 年度から、S C と S S W に教育相談担当教員を加えた連絡協議会を設定しているところである。この会を通して、S C と S S W の特性の相互理解を進めるとともに、チーム学校の実現に努めて参りたい。
- 学校、S C と S S W がお互いの役割をより理解し連携を図ることが必要であり、平成 29 年度作成したガイドラインを活用し、教育相談体制の充実に一層取り組もうと考えている。
- 特別支援学校については、本人へのカウンセリングにあたって、その障害の状態から聞き取りが難しかったり、行動特性を知るために日頃の生活観察が必要だったり、時間を多く費やすことになる。限られた配置時数を有効活用できるよう校内の支援体制を工夫していくことに加え、時間数増の要望を続けることや、同一 S C を複数年配置していくなどの配置形態の工夫も必要である。

# 愛媛県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

市町の設置する小学校及び中学校に、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラー等（スクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者）として配置又は派遣することにより、教育相談体制の充実を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

中学校区程度の地域を単位とし、その地域にある中学校を拠点校としてスクールカウンセラー等を配置している。また、拠点校から域内の小学校や近隣の小学校にスクールカウンセラーを派遣している。

スクールカウンセラー等が配置されていない小学校及び中学校に対しては、市町教育委員会からの要請を受け、県内に配置しているスクールカウンセラーを年間48日分派遣できるようにしている。

### （3）配置校数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### ※配置校数

小学校	218校
中学校	90校

#### ※資格

#### （1）スクールカウンセラーについて

① 臨床心理士 33人

#### （2）スクールカウンセラーに準ずる者について

① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 1人

② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 17人

#### （3）勤務形態

拠点校	90中学校	} (年39日・1日4時間)
対象校	218小学校	

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

県内のスクールカウンセラー及び準スクールカウンセラー

### (2) 研修回数（頻度）

年1回

### (3) 研修内容

- ・ 学校の実態に応じたカウンセリングやコンサルテーションの在り方
- ・ 事業内容の周知と情報交換

### (4) 特に効果のあった研修内容

- ・ スクールカウンセラー同士の情報交換

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置

有

○活用方法

準スクールカウンセラーに対する指導、困難な事例、状況に対する指導・支援、児童生徒のカウンセリング等に関し必要と認められる指導・支援

### (6) 課題

予算に限りがあるため、スーパーバイザーを年間10日間分（1日4時間）しか派遣できない。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】いじめ問題のための活用事例 (②)

いじめ問題が発生し、被害者である保護者から「登校できなくなったのはいじめが原因である。本人が登校できるようクラス替えをしてほしい。」という要求があった。保護者と学校との話し合いを何度ももったが、折り合いがつかなかったため、スクールカウンセラーに家庭訪問をしてもらい、被害生徒と保護者とのカウンセリングを行い、生徒が安心して再登校できるように学校との妥協点を探った。話し合いの前には、学校側とスクールカウンセラーが何度も打合せを行うなど、スクールカウンセラーが第三者的な立場で被害生徒と学校の間に入ることで問題が解決の方向に進んだ。

#### 【事例2】「性的な被害」についての活用事例

小学校6年生の児童同士間による「性的な被害」の事案が起こったため、スクールカウンセラーが同席のもと、校長、教頭、生徒指導、担任、養護教諭らが参加し、学校側が事案の説明、経過説明の後、今後、気を付けるべき点や中学校との連携について話し合われた。

加害児童に対する今後のサポートとして、現在本人が興味を持っていることを大切にさせながら、中学校生活につながるように保護者と連携して支援していくなど、共通理解を図った。また、被害児童の支援としては、心のケアを最優先に考え、学級担任がしっかりつながりをもっておくこと、楽しいことをたくさん見つけられるようにサポートしていくことなどをスクールカウンセラーが助言した。更に、児童が進学する中学校との連絡会などで被害児童の保護者への対応を話し合い、連携を深めた。

学校は、一人一人のよいところを見つける、性の発達をはずかしいものとせず、成長として当たり前のこととして捉えられるよう、性教育の年間指導計画の見直すなどの対応をし、関係者間で共通理解を図った。

#### 【事例3】校内研修のための活用事例 (⑮)

- ・ 教育相談の充実を図るため、スクールカウンセラーと教職員が連携しながら作成した資料を基に、積極的に教育相談の研修を行った。特に、思春期の子どもたちへの対応など、専門的で分かりやすい資料を活用して、子どもとどう関わったらよいか具体的に分かる、研修となった。
- ・ 教員を対象にスクールカウンセラーを講師として、校内研修を実施した。「面接中の有効な質問」及び「面接中の有効な言語スキル」等、児童生徒へのかかわり方のスキルについて学ぶ機会を得た。また、「自己成長エゴグラム」や「TEG 5要素の現れ方(行動パターン)早見表」を紹介してもらうなど、充実した研修となった。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

本県のスクールカウンセラーの配置形態は、3管内とも同じである。しかし、配置率と1000人当たりの不登校出現率の関係を見ると、配置率が高いB管内の方が、年々不登校出現率が減ってきている。(下表)それは、スクールカウンセラーを積極的に活用した教育相談が行われ、本事業が広く認知されてきたことと、児童生徒や保護者がスクールカウンセラー等に対して気軽に相談できるようになってきたためであると推測される。相談件数の増減などにも注目しながら、問題の未然防止、早期発見につなげていきたい。

#### 市町別1000人当たりの不登校出現率

管内	SCの配置形態	平成26年度	平成27年度	平成28年度
A	中学校に週1日、1日4時間配置	9.4	9.8	11.3
B	中学校に週1日、1日4時間配置	8.4	6.9	6.7
県平均		9.9	10.1	10.9

#### 本事業に対する事業評価

- ・スクールカウンセラー等を配置した拠点校数
- ・スクールカウンセラー等の人数
- ・拠点校、対象校を合わせた全体の配置校数
- ・拠点校1校の、1日当たりの相談件数

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
配置校数	93校 (小14・中79)	275校 (小195・中80)	268校 (小188・中80)	283校 (小196・中87)	308校 (小218・中90)	317校 (小218・中90)
拠点校 (中学校)	74校	80校	80校	87校	90校	92校
対象校 (小・中)	19校 (小14・中5)	195校 (小195)	188校 (小188)	196校 (小196)	218校 (小218)	225校 (小225)
相談件数	7,289件	8,570件	11,460件	17,682件	13,657件	
SC人数	30人	29人	29人	31人	33人	32人
準SC人数	15人	15人	15人	18人	18人	16人

### (2) 今後の課題

未配置校の相談活動は、他の相談事業でカバーしているものの、大きな問題が発生した場合において、臨床心理士の資格をもつスクールカウンセラーを短期間に複数回派遣する必要が生じる。その場合の人員確保が課題である。



# 高知県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

市町村（学校組合）立の小・中学校及び県立中・高等学校、特別支援学校において、児童生徒、保護者及び教員の様々な不安・悩み・ストレスに関するカウンセリング及び助言・援助を行うため。

### （2）配置・採用計画上の工夫

本県における配置計画については、以下の点を重点目標として配置を行っている。

- ① 未配置校への配置を積極的に行うことで、高知県全域の相談活動の充実をはかる。
- ② 大規模校や生徒指導上の課題のある学校について重点的に拠点校配置や小中連携配置を行うことで、多くの相談希望に応え、教育相談の充実をはかる。
- ③ スクールカウンセラーへの相談希望が多いにも関わらず、配置の組み合わせが3校のため、訪問間隔が空き、面談時間が十分に取れない学校において、2校配置を積極的に推進し、相談活動の充実をはかる。また、未配置校については、要請に応じて、同一校区の中学校へ派遣したスクールカウンセラーが、配置中学校においてカウンセリング援助を行うことができる体制を整えている。

### （3）配置校数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### ※配置校数について

小学校	164校
中学校	105校
義務教育学校	2校
高等学校	1校
特別支援学校	1校
教育支援センター（適応指導教室）	2箇所

#### ※ 資格について

##### （1）スクールカウンセラーについて

- ① 臨床心理士 45人    ② 精神科医 0人    ③ 大学教授等 1人

##### （2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 15人
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 16人

#### ※ 主な勤務形態について

##### ○ 単独校配置

1 小学校	(週1日・1回7時間)
2 4 中学校	(週1日・1回7時間)
2 義務教育学校	(週1日・1回7時間)
1 高等学校	(週1日・1回4時間) もしくは (週1日・1回6時間)
1 特別支援学校	(週1日・1回4時間) もしくは (週1日・1回6時間)

2 教育支援センター（週 2 日・1 回 7 時間）

○ 拠点校配置	7 4 中学校 3 7 小学校	}	（週 1 日・1 回 3 時間）もしくは（週 1 日・1 回 4 時間）
○ 対象校配置	4 中学校 1 2 6 小学校		
○ 巡回配置校	0 校		

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### （1）SC 等研修講座

- ①研修対象 スクールカウンセラー、スクールカウンセラーに準ずる者、臨床心理士、教職員等（教職員等については、午前講演のみの参加）
- ②研修回数（頻度） 年間 6 回
- ③研修内容

回	内容	講演内容	講師
1	（午前） 講演 （午後） 事例検討会	発達障害の理解および教員や保護者・SC にできる支援のあり方	J A 高知病院 本淨 謹士
2		子どものしてほしい行動を増やすために—ペアレント・トレーニングの概念と手法—	高知県立療育福祉センター 野々宮京子
3		和風解決志向アプローチを用いた学校での支援の在り方	鳴門教育大学大学院 栗飯原良造
4		緊急対応とその予防	(調整中)
5		これからの SC 活動へ向けて—SC 活動の変革・サポート・養成—	金城学院大学 川瀬 正裕
6		学校でいかに認知行動療法の考え方と使い方	鳴門教育大学大学院 古川 洋和

### （2）相談支援体制充実（チーム学校）に向けた連絡協議会

- ①研修対象 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教職員、及び市町村教育委員会担当者
- ②研修回数（頻度） 年間 1 回 ブロック別開催（5 ブロック）
- ③研修内容 外部専門人材を活用したチーム学校の構築に向けた連絡協議会。本年度はいじめ問題をテーマに、それぞれの専門性をいかした効果的なチーム支援について協議を行った。

### （3）特に効果のあった研修内容

（2）相談支援体制充実（チーム学校）に向けた連絡協議会では、いじめの事例を用い、効果的なチーム支援についてグループ協議を行った。実施後のアンケートでは 69.5% が「大変参考になった」、30.1% が「参考になった」と回答した。

また、「グループ協議を通して、学校がチームとして取り組んでいくことがどういうことなのか、具体的に知ることができた。」「SC, SSW, 外部の専門機関とのつながり、連携が大切であると改めて実感した。」など、本協議会での学びや気づきを今後の各校の相談支援に還元しようとする声が数多く聞かれた。

#### (4) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

##### ○ SVの設置

4名設置している。

##### ○ 活用方法

- ① スクールカウンセラー等の配置校での指導・助言
- ② 県教委が設置した相談室でのスクールカウンセラー等への指導・助言
- ③ 採用1年目・2年目のカウンセラー等への研修
- ④ 緊急支援（児童生徒の生命にかかわる事件・事故等、緊急かつ重大な事案が発生した学校の児童生徒、保護者、教職員への支援）

#### (5) 課題

本県が採用しているスクールカウンセラーは、若年者が多いため、スクールカウンセラーの専門性を高めることが喫緊の課題となっている。そのためにも、スクールカウンセラー等研修講座で研修する内容が、スクールカウンセラー等の力量に見合い、その力量を伸ばすような研修内容となるよう、計画を立てることが必要である。

また、スーパーバイザーを活用し、採用1年目、2年目等のカウンセラーに対し、配置校での指導・助言等の研修をより強化することで、スクールカウンセラーの資質向上を図ることが必要であるが、スーパーバイザーの人材も不足しているため、十分な力量形成を行うことができておらず、この点についても本県の課題であると考えられる。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】いじめ問題への対応のための活用事例（②）

県立高校に通う1年生男子生徒が、他の複数の生徒からの冷やかしからいにより、精神的に苦痛を感じた結果、いじめ重大事態に至ったケース。事案発覚後、学校は事実確認を進める一方で、被害生徒に対して、SCによるカウンセリングを実施し、心理的なケアを行った。また、加害とされる複数生徒にも同様にカウンセリングを実施し、いじめ行為の背景にあるストレスや加害生徒が抱えている悩みについても聞き取りを行った。加害生徒と被害生徒双方のカウンセリングは、複数回実施され、生徒の心理面の状況に応じた支援を継続し、問題の解決につなげていった。被害生徒については、学校生活に新たな目標をもち、前向きに学校生活を送るようになった。また加害とされる生徒らにも、他者を思いやる言動など、肯定的な変容が見られるようになった。いじめの事案をとおして、学校とSCが連携・協働したことで、問題の解決とともに、生徒一人ひとりの自己成長につなげることができた。

#### 【事例2】校内支援会活性化のための活用事例（①③④）

高知県は平成27年度の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、小学校の暴力行為の増加、中学校の不登校の高止まりなどが見られ、生徒指導上の問題はこれまで同様に喫緊の課題となっている。。

多様化・複雑化する問題に対して、学校がチームとして対応するための校内支援会が定期化されておらず、内容も情報交換に終始してしまい、PDCAサイクルによる組織的かつ計画的な支援が行われていない学校もある。

また、SC等の活用の仕方が明確でない学校や、SC等を組織の一員として活用する考え方が教職員に十分浸透してない学校もあった。

そのため、県教育委員会では本年度、校内支援会活性化事業を立ち上げ、学校における校内支援会の充実に向けた取組を進めている。全ての学校において校内支援会を月に1回以上開催することを徹底するとともに、重点支援校10校を対象とし、毎月の校内支援会に心の教育センターのSCと指導主事を派遣し、問題解決に向けた学校への支援を行っている。本事業で初めて校内支援会を実施するという指定校もあったが、指導主事が支援会の持ち方のモデルを示したことや、子どもの見立てに関するSCの専門的な助言により、効果的な支援会のあり方についての教職員の理解が進み、子どもの変容に向けて見通しを持った支援ができるようになってきている。

#### 【事例3】教職員研修における活用事例（⑤⑨）

市町村の教育研究集会の教育相談部会において、特別支援学級の担任や、養護教諭を対象に、カウンセリングマインドに関する研修を実施した。カウンセリングの基本的な考え方や、認知行動量にもふれながら、コミュニケーションをとる相手に対して、安心感・信頼感・満足感・自尊心を与える、受容的で共感的な態度はどのようなものかを考える機会となった。また、エゴグラムを用いた演習を取り入れるなど、円滑で風通しの良い人間関係を構築していくために、各学校に帰って心掛けることなど、参加者にとって学びや気づきの多い研修会となった。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

SCの配置率について、中学校は24年度(71.3%)→25年度(84.4%)→26年度(99.0%)→27・28年度(100%)と向上してきた。また、小学校においても、24年度(39.3%)→25年度(50.7%)→26年度(57.7%)→27年度(68.9%)→28年度(85.4%)と増加している。また、配置率の増加に伴い、24年度は、26,650件であった相談件数が、28年度は、91,768件と増加しており、各学校におけるスクールカウンセラーの活用が高まっている。特に、学業・進路(10,367件)、友人関係(7,142件)、不登校(5,634件)についての相談が多く、これらの課題に対する改善に向けてスクールカウンセラーが尽力している。

### (2) 今後の課題

本県の課題として、以下の3点が挙げられる。

1点目は、専門性の高いスクールカウンセラー等やスーパーバイザーの人材確保である。本県には、臨床心理士養成大学がなく、臨床心理士の数が少ない。このことも人材確保を困難にしている。

2点目は、【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制についての課題で記した通り、本県が採用しているスクールカウンセラー等には、若年者が多いため、スクールカウンセラー等の専門性を高める研修の機会や場を今後さらに充実させる必要がある。

そして3点目として、スクールカウンセラー等をより効果的に活用するために、スクールカウンセラー等と教職員との協働体制についてさらに強化する必要がある。これについては、スクールカウンセラー等の勤務時間の短さや配置日数の少なさといった配置環境に加え、各学校の支援体制や組織体制等の弱さも大きく影響していると考えられる。したがって、これらについても研修会等で改善を図る必要がある。

# 福岡県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識・経験を有する者等を、スクールカウンセラーとして中学校を中心に配置し、それらを活用して学校における教育相談機能を高めるための調査研究を行い、もって不登校やいじめ等の生徒指導上の諸課題の解決を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

平成13年度から新たに活用事業として、臨床心理士等の「心の専門家」を県の非常勤職員として任用し、中学校へ配置している。また、平成17年度から、拠点校方式の活用によりSC等を県内すべての公立中学校に配置している。

### （3）配置校数・資格・主な勤務形態

#### ア 配置校数

小学校	418校（要請に応じて派遣した小学校）
中学校	209校
高等学校	31校
中等教育学校	1校
特別支援学校	4校

#### イ 資格

##### （ア）スクールカウンセラーについて

- ①臨床心理士 154人
- ②大学教授等 1人

##### （イ）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 1人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 6人

#### ウ 主な勤務形態

（ア）単独校	51中学校	（週1日・1回8時間）
	3小学校	（週1日・1回8時間）
	2高等学校	（週1日・1回8時間）
（イ）拠点校	152中学校	（週1日・1回4時間）
	29高等学校	（拠点校：年間18回、準拠点校：年間10回・1回8時間）
	4特別支援学校	（年間35回・1回4時間）
（ウ）対象校	342小学校	（配置計画なし）
	69高等学校	（配置計画はなし。要請に応じて派遣）
	16特別支援学校	（配置計画はなし。要請に応じて派遣）
（エ）5日制SCSV	中学校6校	（週5日・1回4時間）
（オ）教育委員会等配置	73小学校	（配置計画はなし。要請に応じて派遣）

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

県内に配置されているＳＣ

### (2) 研修回数（頻度）

- ア 年に１回程度ＳＣ連絡協議会を実施している。
- イ 福岡県臨床心理士会が月１回程度の自主研修を実施している。

### (3) 研修内容

ア ＳＣによる実践報告及び情報交換

### (4) 特に効果のあった研修内容

- ア スクールカウンセラーを効果的に活用した教育相談体制の充実について
- ※スクールカウンセラー及び配置中学校担当者を対象に研修会を実施した。
- ①各学校における教育相談体制の成果と課題についてまとめる。
  - ②教育相談を組織的に実施していく上で大切な教育相談体制や学校内外関係機関との連携、マネジメントの方法等の具体的方策についてグループ協議を実施する。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

ア ＳＶの設置の有無  
有（県内各教育事務所に各１名、合計６名配置。週１回１２～２０時間）

イ 活用方法

- (ア) 所管教育事務所管内の他のスクールカウンセラーへの指導助言
- (イ) 所管教育事務所管内の小・中学校及び特別支援学校の小・中学部で突発的に発生した不慮の事故・事件において、サポートチームの一員として児童生徒等の心のケアを中心とした指導助言
- (ウ) その他、所管教育事務所管内の各種相談事業に対する指導助言
- (エ) 各教育事務所配置のスクールカウンセラー・スーパーバイザーは、管内小学校の「校内いじめ対策委員会」において、専門家としての指導助言を行う。

### (6) 課題

- ア いじめや不登校対応への未然防止、早期発見及び事案の改善・回復、再発防止に向けたＳＣの効果的な活用についての啓発
- イ ＳＣＳＶを活用したＳＣ等への指導助言等の充実

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】家庭・関係機関（小学校SC及び医療）との効果的な連携、保護者等に対する助言・援助にSCを活用した事例（⑫発達障害等、⑭他機関との連携）

##### 1 対応ケースの概要

- ・該当生徒は中学1年生男子生徒。感情をコントロールすることが苦手である。また、落ち着いて授業を受けることが苦手であり、些細な刺激に容易に反応してしまう。次々に指示を出されると混乱してしまう。
- ・家族構成は両親、兄、本人の4人家族
- ・出生時は低体重出生児としてフォローアップを受けており、その後も大学病院等に通院している。小学校入学に伴い、就学前相談を勧められるも、その必要性等についての説明が不十分であり、利用していない。
- ・小学校5年生時に小学校SCと母親の面談を経て、WISC-IIIを実施し、知的な遅れを指摘され、学習等の配慮について説明を受けている。また、様々な困り感について学校、小学校SC、保護者で情報を共有し、学校や家庭での環境調整に努めてきた。小学校6年生時に特別支援学級に在籍した。

##### 2 取組経過

- ・中学校でも特別支援学級に在籍している。小学校SCより紹介を受け、大学病院を受診している。同時に保護者の了承を得て、小学校SCから中学校SCにも情報提供がなされ、中学校SCと保護者が月1回の定期面談を開始した。中学校での適応について話し合い、学校環境を整えることや医療機関との連携について合意を得る。
- ・SCは母親への心理的なケアも行った。母親の労をねぎらいつつ、本生徒への関わりについて心理教育を実施し、母親の負担軽減に努めた。
- ・大学病院への受診に関しては、3～4か月に1回の受診となっており、母親、本生徒、主治医の関係は良好とは言えず、学校や家庭での様子を主治医に対して正確に報告することが難しい状況であった。そのため、SC、母親、特別支援学級担任とで相談し、診察日に併せてそれまでの学校での様子や問題行動の詳細、学習の様子などをSCと特別支援学級担任双方が書面にて主治医へ情報提供することとした。

##### 3 成果と課題

###### （成果）

- ・学期ごとに本生徒の状態を書面にまとめることで、学校で起きていることについて家庭・学校の双方が正しく共有することができ、かつ、主治医につなげていくことで治療に生かすことができ、学校適応に対する診断・助言を行うことができています。
- ・SCと医療機関が適宜情報交換をし、そこで得られた協議内容を学校で共有することで、医療機関での治療と学校でのかかわりにズレが生じないように配慮することができています。
- ・母親の理解のもと情報共有を行っているため、関係機関との連携がスムーズに行われている。これは情報共有にすることによる必要性和利点について、母親に実感してもらえりような配慮・工夫をSCが行ったためだと考えられる。

###### （課題）

- ・今後もSCによる心理面談を継続し、家庭・学校・医療等の関係機関で情報共有を常に行い、本生徒の状態を把握し、介入し続けることが大切である。
- ・中学校卒業後の進路獲得と縦の連携による、継続した支援が必要である。

#### 【事例2】学校、関係機関等が連携した不登校への組織的な対応（①不登校⑭他機関との連携）

##### 1 具体的な取組

- ・不登校への対応は、児童生徒支援加配教員、市雇用の不登校対応支援員がおり、それらを中心にして不登校生徒の状況把握、日常的な登校への適切な働きかけを行っている。

- ・毎週水曜日に教育相談部会（参加者：管理職、専任補導教員、養護教諭、教育支援センター職員、社会福祉協議会ひきこもり支援員、福祉事務所の不登校担当職員、教育委員会指導主事、スクールカウンセラー）を開催し、不登校生徒への支援方法等について話し合いを進めている。スクールカウンセラーは教育相談部会の中で、専門的な知識によるアドバイスをを行い、声掛けのタイミングや生徒の背中を押すタイミング等について助言を行っている。
- ・スクールカウンセラーは本校舎から別棟に専用電話を設置した教育相談室に在室し、生徒や保護者が周りを気にすることなく相談できるようにしている。
- ・定期教育相談や生活アンケート等で気になる生徒がいる担任とはスクールカウンセラーが時間を設定して面談を行い、校長が必要と認めたときには家庭訪問を行ったり、養護教諭、不登校対応支援員等と連携しながら関わり方や対応について確認したりしている。

### 3 成果と課題

#### （成果）

- ・教育相談部会において、どのような視点で子どもたちを見るのか等、カウンセラーの専門的な知識は教職員、外部機関の職員にとって非常に参考になった。また、スクールカウンセラーにとっても教育相談部会で学校内外の情報を得ることで支援活動を円滑に進めることができた。
- ・ひきこもり状態の生徒については、カウンセラーと不登校支援員、福祉事務所の不登校担当者が家庭訪問を行ったりした。そのことで、生徒や保護者との信頼関係が築かれ、その後のカウンセリングや登校環境を作っていくうえで効果的であった。また、このような取組を保護者が学校全体の組織的な取組としてとらえ、保護者と担任の信頼関係が築かれた事例もあった。
- ・医療機関との連携が必要な生徒についてはスクールカウンセラーがパイプ役になることでスムーズな連携ができた。また、生徒と保護者の了承を得て、医療機関の情報をもとに学校で実行可能な対応について担任・養護教諭等と検討することができた。
- ・問題行動等が心配される生徒に対してカウンセリングや教師へのコンサルテーションを導入することで生徒の情緒が少しずつ安定していき、生活態度の落ち着きが見られるようになった。
- ・家庭的に複雑な環境にある生徒への支援を考えると、保護者と社会福祉協議会、福祉事務所、教育委員会等が連携した取組は非常に有効であった。また、普段から教育相談部会で「顔の見える関係」を築いていたことで連携もスムーズに行うことができた。

#### （課題）

- ・今後はスクールカウンセラーの助言を得ながら小学校との連携を強化し、不登校の未然防止や学校復帰の取組を継続させていくことが必要である。
- ・スクールカウンセラーを講師とした教職員対象研修会の実施回数を増やし、教師の教育相談に関する資質向上を図ることが必要である。

### 【事例3】生徒の困難・ストレスへの対処方法等に資する教育プログラム実践事例（⑩教育プログラム）

#### （1）ねらい

生徒一人一人が自分のストレスに気づき、ストレスの程度が一定の幅でおさまるよう感情をコントロールしながら安心して学校生活を送ることができるようにする。

#### （2）取組内容

○感情をコントロールしながら安心して学校生活を送ることができる能力を育成することを目的とした「SART（主動型リラクゼーション療法）」を実施した。

ア「SART」導入に当たっての事前の実態調査及び意義並びに内容説明を行った。

- ・『最近の身体と気持ちの調子に関するチェックリスト』（事前・事後アンケート）を実施する。

- ・ストレスを受けた時に起こる身体症状等について学習する。
  - ・スクールカウンセラーが生徒に対して『SART』の意義の説明、およびDVDを活用した練習を行う。
- イ 各学級において『SART』を継続的に実施する。
- ・原則として、毎週月・木曜日を基本とした週2回、朝の活動時間10分間を活用して実施する。
  - ・8時30分のチャイム後に放送室から全校一斉にSARTのビデオを流し、それを視聴しながら各学級で実施する。

### (3) 取組による成果・課題

#### (成果)

- ・自分のストレスについて子ども自身が理解し、うまくコントロールすることの意義について理解することができた。
- ・SARTの実施方法について教師・生徒共に理解することができた。
- ・深呼吸を取り入れたことで落ち着くことができ、穏やかに1限目に取り組むことができた。

#### (課題)

- ・SARTの日常の時間設定を朝の会としたため、SCの来校時間とのズレが生じ、日常的な指導助言を受けることが難しかった。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

#### ア 相談件数 ※政令市を除く

総相談件数は57,787件（前年度比5,521件増加）で、1校当たり平均 281.9件であった。

#### イ 相談者の内訳（図1参照）

教員からの相談が約5割、子どもからの相談が約3割を占め、校内でのスクールカウンセラーの活用が定着してきている。さらに、保護者からの相談も約1割であり、学校においてスクールカウンセラーは定着している。また、小学校への派遣件数は、7,787件であり全体の13.5%となっている。

#### ウ 相談内容の内訳

不登校 17,939件（31.0%）、家庭の問題 5,802件（10.0%）友人関係 5,460件（9.4%）、教員の指導 1,067件（1.9%）、いじめ 433件（0.7%）

相談内容の約3割は「不登校」に関する内容であり、不登校対応としてのスクールカウンセラーの重要性を示している。「その他」については、学級、部活動における人間関係、発達障がい傾向の生徒への対応、言葉の発達の遅れ、別室登校の生徒への対応や指導方針、ネグレクト、DV、心理検査が挙げられており、相談内容が多岐にわたっており、SCの専門性が学校内で活用されていることがわかる。

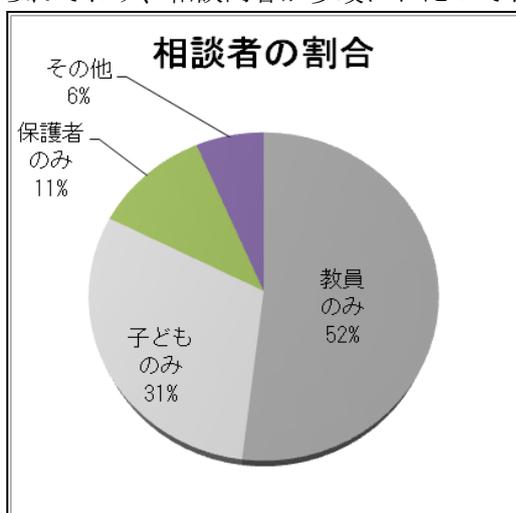


図1 <相談者の内訳>



図2 <相談内容の内訳>

(2) 今後の課題

- ア SCを活用した教職員に対しての専門的技術や技能を学ぶ研修の充実。
- イ 保護者に対する相談活動の普及と啓発（カウンセリングに対する周知）
- ウ SCによる教職員へのコンサルテーションや事例検討会・研修会の企画など効果的な活用方法の周知
- エ SCの仕事内容の理解やSCの有効活用についてのPTAの研修会の開催
- オ いじめや不登校等の未然防止、早期発見及び事案の改善・回復、再発防止に向けたSCの効果的な活用方法の周知（特に小学校に対して）

# 佐賀県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等、生徒指導上の諸問題への対応は、学校において重要な課題である。このため、生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を県内全ての公立の中学校（分校1校を除く）に配置し、学校におけるカウンセリング機能の充実を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

全ての公立中学校（分校1校を除く）に、スクールカウンセラーを配置している。ただし、分校は除く。特に、不登校生徒が多い学校には、配置時間数を増やす重点配置をしている。

### （3）配置校数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### ※配置校数

中学校	90校
教育支援センター（適応指導教室）	1箇所

#### ※資格

##### ○スクールカウンセラーについて

- ①臨床心理士 46人
- ②精神科医 0人
- ③大学教授等 0人

##### ○スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 0人
- ③医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 0人

#### ※勤務形態

単独校	90中学校	（週2日・1回4時間）もしくは（週1回・1回8時間）
	0小学校	
	0高等学校	
	0特別支援学校	
拠点校	0中学校	
対象校	0小学校	
巡回校	0高等学校	
その他	1教育センター	（週2日程度・1回3時間もしくは4時間）

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

県内の公立学校に配置されるスクールカウンセラー

### (2) 研修回数（頻度）

年度当初に1回

### (3) 研修内容

- ・行政説明
- ・講話
- ・グループ協議

### (4) 特に効果のあった研修内容

- ・グループ協議

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 無

○活用方法 ー

### (6) 課題

佐賀県臨床心理士会と連携した取組に加え、平成28年度から県教育委員会主催での研修を実施している。研修会ではスクールカウンセラーが教育現場において、専門性を十分に発揮し、児童生徒が抱える問題の改善・解決に資するよう、相談業務を遂行する上での課題や留意点についてそれぞれの経験に基づき協議・情報交換を行った。研修回数を増やせば、より一層様々なケースに対応する能力や資質の向上が図られるが、各学校における勤務時数が減るので、なかなか増やせない状況にある。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】相談室登校から教室復帰のための活用事例 (⑩)

中学2年生。1年次は精神的に不安定で夏休み前から保健室で過ごしていた。部活動も夏休みに退部した。日によって表情が違い、教室で無理に授業を受けさせると辛そうであった。家庭での食事が不規則で外食が多く、特に日曜日は外食ばかりで、月曜日は腹痛を訴えることが多かった。

2年生になり、教室に入ることを拒み、相談室登校になった。相談室では支援員や学年担当職員が主として対応した。スクールカウンセラーの来校日には生徒自身からカウンセリングを申し出て、ゲーム等を通して、じっくりと話を聞いてもらうことで精神的な安らぎを感じるようになった。スクールカウンセラーに対して、家族のことや自分の気持ちを整理してきちんと伝えることができるようになり、いくつかの教科で教室復帰ができた。

話を聞くことよりも、何かを一緒にするという姿勢で臨むようスクールカウンセラーと学校とで確認をしていた。それが、生徒にとって安心できる空間になり、スクールカウンセラーの前では穏やかな表情になり、スクールカウンセラーのアドバイスだけではなく、教師のアドバイスも受け入れられるようになった。

#### 【事例2】性の知識が乏しく性被害を受けた生徒のための活用事例

同級生から性被害を受けた当該中学生は、学校に配置しているスクールカウンセラーが異性であったため緊急に同性のスクールカウンセラーを配置して対応した。被害生徒は幼く、性行為についての性の知識も持っておらず、すぐには事の重大さを認識することができなかった。そのため、長期にわたり定期的に本人及び保護者にカウンセリングを行っている。

※ホームページでの公開予定があり、事例が特定される恐れがあるため詳細は記述できない。

#### 【事例3】家族との悩みを解決するための活用事例 (⑪)

家族との関係において悩みを抱えている生徒がいることから、「家族との関係」をテーマにスクールカウンセラーが学年担当職員、養護教諭と協働して授業を行った。1, 2年生の2クラスにおいて、「心の授業」ということで、アートセラピーの授業を行った。

生徒は、それぞれが家族との関係を想起し、画用紙いっぱいには色彩や形で表現活動に取り組んだ。活動を通して自分と家族との関係について、自己理解を深めた。

教師は、回収した生徒作品を見て、スクールカウンセラーの分析や説明を聞くことで、生徒理解を深めた。

スクールカウンセラーが自分のことを生徒に語り、表情豊かに授業を進めることで、スクールカウンセラーが生徒にとって大変親しみやすく、より身近な存在となった。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

本事業の実施により、県内全ての公立中学校の生徒及び保護者が、心理等の専門家であるスクールカウンセラーによるカウンセリングを受けることができる体制整備ができています。悩みや不安等を抱えている生徒やその保護者が身近な学校において専門家に相談できる観点から有益と考えており、スクールカウンセラーによる相談は、平成28年度中学校総計のべで12,582件に上っている。また、平成27年度児童生徒の問題行動等の諸問題調査〔文部科学省調査〕結果では、不登校生徒のうち46%が学校内でスクールカウンセラー等による専門的な相談を受けており、事業効果が高いことを示している。

また、社会経済状況の急激な変化や保護者の意識の多様化などに伴い、生徒が抱える問題が複雑多様化している現下において、心理等の専門家であるスクールカウンセラーによる生徒や保護者へのカウンセリングやその内容を踏まえた学校等による支援や援助は不可欠である。スクールカウンセラーが行う研修会や講演については、平成27年度494回、平成28年度598と増えている。

その他、事業対象の公立全中学校からの報告に見られる主な成果として、問題を抱えた生徒やその保護者の情緒面での安定や専門的なアドバイスの有効性が挙げられている。

### (2) 今後の課題

学校訪問の際、スクールカウンセラーの活用状況を聞き取りしたところ、ほとんどの学校で、予約が先まで埋まっている状態であるということであった。要望として、スクールカウンセラーの配置時間数の増加を望んでいる学校がほとんどであり、そのための財源確保が課題である。

また、スクールカウンセラーの資質向上について、平成27年度までは、県教育委員会主催の研修会等は実施していなかったが、平成28年度からは県教育委員会主催の研修会を開催し、不登校の現状や学校の取組状況等について情報共有や情報提供などを行った。今後も引き続きスクールカウンセラーの資質向上に努めていくこととしている。

# 長崎県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等児童生徒の問題行動等を早期に発見し、適切に対応するために、学校においては全職員の共通認識のもと、専門家との連携を積極的に行い、確実に機能する相談体制の充実を図ることが重要な課題となっている。

このため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを関係市町教育委員会及び県立の中学校、高等学校、特別支援学校に配置し、児童生徒の問題行動等の解決に資することを目的とする。（「平成28年度スクールカウンセラー配置事業実施要項」より）

### （2）配置・採用計画上の工夫

各学校から配置希望の書類提出を受け、「不登校児童生徒数」、「いじめの認知件数」、「暴力行為発生件数」、「中途退学者数」等の問題行動の状況や地域・学校の実態を総合的に判断し、配置を決定している。

### （3）配置校数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### <配置校数について>

小学校	62校
中学校	129校
高等学校	22校
特別支援学校	2校

#### 1 スクールカウンセラーについて

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士、精神科医、大学教授など、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラーとして任用する。

##### <資格>

①臨床心理士	70人	
②精神科医	0人	
③大学教授等	1人	計71人

#### 2 スクールカウンセラーに準ずる者について

臨床心理士の受験資格等を有する者等をスクールカウンセラーに準ずる者として任用する。

##### <資格>

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 4人
- ②大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 22人
- ③医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 0人

計26人

<勤務形態について>

- 中学校・高等学校 週当たり 6時間×35週で年間210時間
- 小学校・特別支援学校 週当たり 3時間×35週で年間105時間
- 中高一貫校 週当たり 8時間×35週で年間280時間
- 定時制3課程設置校 週当たり 10時間×35週で年間350時間
- スーパーバイザー勤務校 週当たり 8時間×35週で年間280時間

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- ①スクールカウンセラー ②スクールソーシャルワーカー

(2) 研修回数（頻度）

上記対象者に対して、各1回/年、開催している。

(3) 研修内容

カウンセラーの基礎から応用・活用、他職種や他機関との連携等について研修を実施。

(4) 特に効果のあった研修内容

スクールカウンセラーに対して「学校における自殺予防について～危機介入～」をテーマに講演やグループ協議を行った。平成28年度は初めてスクールソーシャルワーカーとの合同研修を実施し、演習等を通じて理解を深めた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有

○活用方法 各スクールカウンセラーは、SVに電話やメールで相談する。

(6) 課題

○研修プログラムの工夫（講義、演習、協議等の研修形態）

○心理に関する各専門分野、経験年数に応じた知識や技能を高めるための研修の実施。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】不登校への対応のための活用事例（①）

- （1）対象：高校1年女子生徒
- （2）主訴：理由不明の不登校
- （3）結果：丁寧な聞き取りにより、親からきょうだいと比べられるため家庭内の居場所がないこと、第一志望ではなかった学校へ進学したことへの不安、学校にはそれほどマイナスイメージを持っていないことなどを聞き取り。学校内で情報共有し、できる範囲で行動を広げ、関わる教師らが生徒の思いを共通理解し、見守りや声かけを行っていくこととした。結果として登校に繋がる機会となった。

#### 【事例2】生徒間のトラブルための活用事例（⑤）

- （1）対象：高校2年女子生徒
- （2）主訴：同じ生徒会の女子生徒とのトラブル再発防止
- （3）結果：時間をかけ、丁寧な聞き取りを行った。ネガティブな思考に陥りやすい性格を気にして、その反動から活発に様々なことに挑戦することが逆にトラブルを起こしたり心身にストレスがかかったりすることがわかった。心と身体の状態について助言と、学校側の対応について肯定的意見を受け、学校側の対応にも自信を持つことにつながった。

#### 【事例3】校内研修のための活用事例（⑭）

- （1）対象：小学校教職員
- （2）テーマ：「気がかりな児童生徒の理解と対応について」
- （3）成果：「なんだか変だ」と日頃感じている子どもの状況を発達段階の視点から説明。不登校の子どもへの登校刺激のタイミングや関わり方の姿勢について具体的な方法を教示。学校の取り組みで見落とししていたことに気づきが得られ、今後子どもや保護者に向かい合っていく方向性を明らかにすることができた。

## 【４】成果と今後の課題

### （１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

配置校から提出される実績報告書によると、スクールカウンセラー配置校での相談後の状況については、「一定解消」及び「解消」が約４割となっており、スクールカウンセラーの「早期介入」、「早期対応」で心に悩みを抱える児童生徒への支援が成果をあげている。

さらに、児童生徒の抱える問題は、年々深刻化・複雑化しており、今後も現在のスクールカウンセラーの配置を希望すると回答した学校が、約９３％を占めるなど、本事業に対してさらなる期待が寄せられている。

### （２）今後の課題

学校におけるスクールカウンセラーの配置に関する要望は年々高まっているが、予算及び人材の確保の課題により希望する全ての学校に配置できていない。急激な拡充はできない見通しの中で、今年度から拠点校方式を導入し、カバーできる地域を増やしているが、地域の実情に配慮しながらも同方式を浸透させていく必要がある。

# 熊本県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校、問題行動等に対応するとともに、児童生徒等の心のケアに資するため、熊本県スクールカウンセラー設置要項に基づき、スクールカウンセラー等を学校や教育事務所等に配置して、児童生徒等の心の相談に当たるとともに、学校における教育相談体制の充実を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

市町村立小中学校への配置については、各教育事務所等を通じて、下記の項目について各学校の状況を把握し、スクールカウンセラーの配置校を決定している。

- ・不登校の児童生徒の出現率
- ・家庭環境（基本的な生活習慣の未定着等）
- ・人間関係（コミュニケーション能力不足）
- ・悩みを抱える生徒数（自分の感情をコントロールできない、特別な支援を必要とする）
- ・別室登校や教育支援センターで学習する児童生徒数 等

県立高校への配置については、学校規模や定時制の併設有無、熊本地震の影響度合い等に応じて、配置時間数を傾斜配分している。また、学校の実態やニーズに合わせて勤務時間、勤務日数を各学校で弾力的に運用してよいこととしている。

### （3）配置校数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### 【配置校数】

小学校	174校
中学校	108校
高等学校	58校
特別支援学校	6校

#### 【資格】

##### （1）スクールカウンセラーについて

①臨床心理士、②精神科医、③児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職にある者又はあった者

①臨床心理士	71人
②精神科医	0人
③大学教授等	1人

(2) スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者、②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者、③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 7人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 12人

③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

【主な配置形態】

単独校	12中学校	(週1日・1回6時間)	(月1回・1回4時間)
	0小学校		
	58高等学校	(月1回・1回4時間)	
		※災害時緊急SC配置校は上記+ (月1回・1回3時間)	
拠点校	30中学校	}	(週2日・1回6時間)
対象校	33中学校		
拠点校	5小学校	}	(週2日・1回6時間)
対象校	12小学校		
巡回校	151小学校		
	31中学校	(9教育事務所、1教育委員会に配置)	
	6特別支援学校	(年4回・1回3時間)	

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

○外部専門家による学校支援充実事業連絡協議会

対象：スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校支援アドバイザー、各教育事務所等指導主事)

○スクールカウンセラー活用事業連絡協議会

対象：スクールカウンセラー、各教育事務所等指導主事

### (2) 研修回数（頻度）

年2回

### (3) 研修内容

○外部専門家による学校支援充実事業連絡協議会

外部専門家等の派遣及び配置の趣旨徹底、事業の円滑な推進を目的とし、事業の説明や、地域ごとの協議を行う。

○スクールカウンセラー活用事業連絡協議会

平成28年度熊本地震に係る児童生徒の心のケアに関する講話など

### (4) 特に効果のあった研修内容

心のケアに関する学識経験者の講話、課題や事例をもとにしたグループ協議

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 無し

### (6) 課題

○事業の趣旨徹底や情報共有のため、配置校の教職員も交えて研修を行ってほしいという要望がある。

○SCの資質向上に向けた研修内容の充実を図る。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】発達障害等のための活用事例（⑫）

##### 1 状況等について

発達障がいをベースに持つため、対人関係に困難が見られ、転入した当初から登校しぶり及びクラスに入れない状態に陥っていた生徒がいた。

##### 2 学校及びスクールカウンセラーの対応

スクールカウンセラーとの面談を進める中で、医療機関の受診につながり、問題の整理が図られ、毎日の保健室登校が可能となった。

##### 3 事態の好転

状態がある程度安定し、一日2～4時間程度教室に入ることが可能となった。また、高等学校を受験し、第一希望の学校に合格することができた。

#### 【事例2】心身の健康・保健のための活用事例（①⑩⑫）

##### 1 状況等について

当該校では、うつ、精神疾患、ADHD、LD、知的障がい等を抱えた生徒の入学が一定数あったが、本人が困り感や心配を抱えていても、保護者の方が必要ないと判断され、診断等を受けられず、学校生活や学業に影響を与えている場合も多くあった。

##### 2 学校及びスクールカウンセラーの対応

入学後、スクールカウンセラーによる全員の面談を実施することにし、場合によっては保護者の同意を得たうえで、WISC等の検査を行い、医療機関等への案内を行うこともあった。もちろん、精神疾患等の把握だけが目的ではないため、学校生活や家庭生活で生徒が感じている不安や、進路、友人関係、その他の事柄についても、多くの情報を得ることができている。

##### 3 関係機関との対応

精神疾患等を疑われる場合には、医療機関への橋渡しを行うが、その際にはスクールソーシャルワーカーも対応に入っていただくことも多い。精神科ソーシャルワーカー（PSW）へつないでもらったり、出身校と連絡を取っていただき、これまでの教育機関とのかかわりの中で得られた経験等も収集し、保護者との対応や、経済的な問題を併せて抱えている点へも対応していただいたりしている。

##### 4 事態の好転

保護者が同意され医療機関へとつなげられたケースでは、服薬等により授業に集中できるようになる生徒や、幻覚や幻聴に悩まされていた生徒の症状が解消された生徒等があり、進級、卒業へとつながっている。

#### 【事例3】教育プログラムのための活用事例（⑯）

##### 1 状況等について

当該校の生徒の中には、表現が苦手、会話になった時に言葉を返せない、授業の際に「隣の人と話し合ってみてください」との指示に話し合いがうまくできないなどの悩みを抱えている生徒が一定数いた。

##### 2 教育プログラムの実施に先立って

本県では、「児童生徒が生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身に付けるための教育（以

下、「ストレス対処教育」という。)」プログラム集を作成し、県立学校を中心に積極的に取り組んでいる。上記1に記載した生徒の悩み等に対しては、ストレス対処教育の1つにもなっているソーシャルスキルトレーニングのプログラムをスクールカウンセラーが提案し、教職員と一緒にしながら内容を練り上げ、これまで様々な授業を展開した。授業実施に先立っては、始業式や終業式など全校が集まる際に、スクールカウンセラーからだけでなく保健部や生徒部、人権教育部なども、仲間作りや人間関係作りの話としてこまめに生徒へ伝えるようにしている。

### 3 教育プログラムについて

様々な内容を実施しているが、言葉を交わすことへのトレーニングでは、プログラムの実施に当たって、声の掛け方、触れあい方、会話の進め方などを、スクールカウンセラーによるプレゼン説明の後、具体的な場面を提示し、「こんな時、どうしますか」とロールプレイや、事例への対応を考えさせる、考えを出し合う等の授業を展開した。

マシュマロ・チャレンジを用いたソーシャルスキルトレーニングも実施し、互いに言葉を交わしながらより良いゴールを目指す中で、思いを伝えることやその際の相手への気遣いなど、様々なコミュニケーション力について気付く場面を得ることができた。

すぐに効果が出るというものではないが、この体験で感じた「伝えていくことで、より良い人間関係や結果が生まれる」ことを思い出させながら、継続してトレーニングを行っており、少しずつではあるが会話が生まれてきている。

## 【4】成果と今後の課題

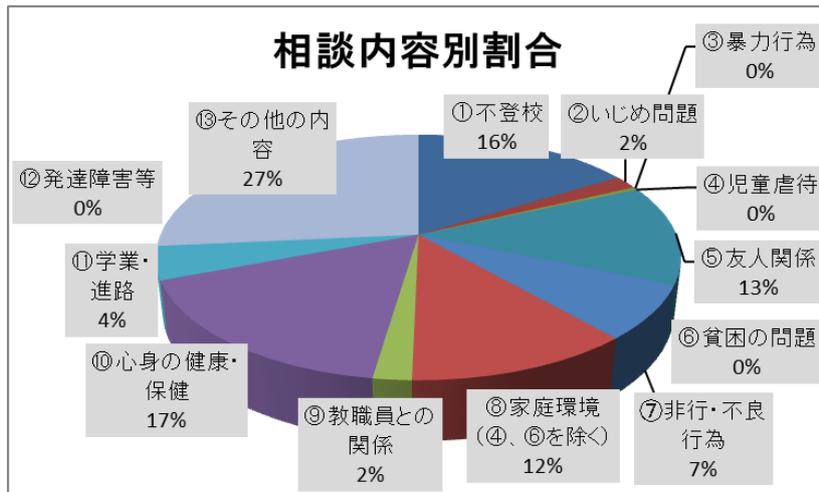
### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- スクールカウンセラーの配置が拡充されるにつれ、その存在や活用効果が確固たる信頼を得てきており、生徒が抱える様々な問題において、スクールカウンセラーに相談することが自然な流れになってきている。生徒、保護者、教職員にとっても、相談に壁を感じずに自然に相談ができる状況が増えてきていることは大きな成果である。
- 経験豊富なスクールカウンセラーの場合、スクールソーシャルワーカーとも連携を行い、専門機関や児童相談所などの関係機関に繋ぐなど、組織的にそれぞれの立場で支援ができる。
- 保護者がカウンセリングを受けることで、不安の解消につながり、子どもとの関係も改善された。
- 定期的に訪問した小学校において、児童への個別対応のみならず、保護者面接、教職員へのコンサルテーション、授業参観、ケース会議、通信発行等、多様な活動がニーズに応じて展開できた。
- 評価については、本県独自の評価様式（教育相談体制の整備について、SCについて等）を作成し、その結果を次年度の配置等に生かしている。

《参考》スクールカウンセラー相談受件数

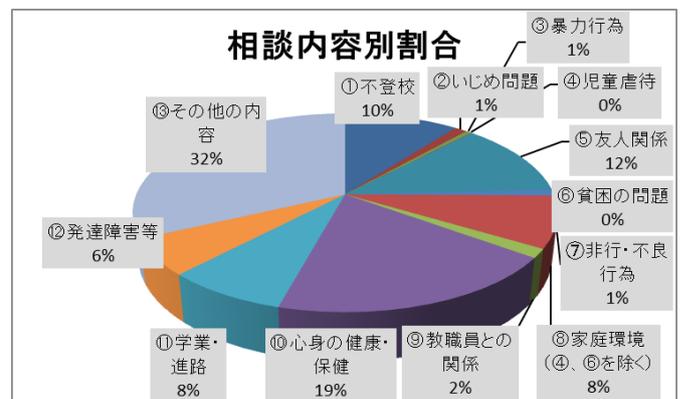
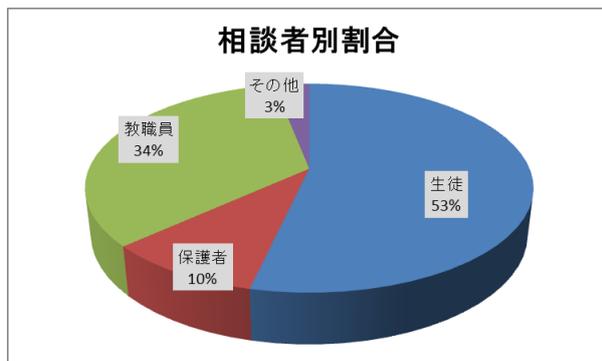
※市町村立小中学校（平成28年度）

相談内容延べ数													
① 不登校	② いじめ問題	③ 暴力行為	④ 児童虐待	⑤ 友人関係	⑥ 貧困の問題	⑦ 非行・不良行為	⑧ 家庭環境 (④、⑥を除く)	⑨ 教職員との関係	⑩ 心身の健康・保健	⑪ 学業・進路	⑫ 発達障害等	⑬ その他の内容	合計
1120	124	27	0	913	0	495	816	139	1165	304	0	1841	6944



※県立高等学校・中学校（平成28年度）

実施総時間 (h)	相談者延べ人数					相談内容延べ数													
	生徒	保護者	教職員	その他	合計	① 不登校	② いじめ問題	③ 暴力行為	④ 児童虐待	⑤ 友人関係	⑥ 貧困の問題	⑦ 非行・不良行為	⑧ 家庭環境 (④、⑥を除く)	⑨ 教職員との関係	⑩ 心身の健康・保健	⑪ 学業・進路	⑫ 発達障害等	⑬ その他の内容	合計
4096	2658	480	1676	150	4964	516	55	25	3	602	0	49	418	72	952	390	292	1590	4964



## (2) 今後の課題

○ スクールカウンセラーが配置されていない学校の要請が多く、対応できるカウンセラーが不足することがある。現在は、教育事務所配置のスクールカウンセラーで要請に応じているが、その場凌ぎの状況もあり、継続的なカウンセリングという点では対応が難しいこともある。また、教育事務所に要請をしないとカウンセラーが活用できないため、未然防止という点からの活用が十分でない。

そのため、スクールカウンセラーの配置拡充をさらに進めていく必要がある。

○ 時間的な制限があり、継続的な支援や緊急時の対応が難しい。

○ スクールカウンセラーの資質向上のための研修が必要である。

○ 学校がスクールカウンセラーの対応について学び、学校自体の組織的対応力を付ける「教育プログラム」や、「校内研修」等におけるスクールカウンセラーの活動を今後増やしていく必要がある。

○ 学校によっては自立的に支援しようとする意欲が低く、スクールカウンセラーに頼りすぎている状況がある。情報を共有しながら、ともに支援する姿勢をもつことや、教師自身がカウンセリングスキルを身に付けることが必要である。

# 大分県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

暴力行為やいじめ、不登校等の生徒指導上の諸課題の対応に当たっては、学校におけるカウンセリング等の機能充実を図ることが重要な課題となっている。このため生徒の臨床心理に関して高度な専門知識及び経験を有するスクールカウンセラー等を配置し、それらを活用する際の諸課題について調査を行う。

### （2）配置・採用計画上の工夫

配置された当該校を担当する単独校方式のほかに、地域や学校の実情により複数の学校において調査研究を行う必要がある場合には、中学校区程度の地域を単位として、その地域内にある学校の中の1校を拠点となる学校とし、当該校と地域内若しくは近隣地域の他の学校をあわせて担当できる小中連携方式を行っている。また、同一のスクールカウンセラーを小規模校同士の2つの中学校に配置する拠点校・対象校方式も併せて行っている。また、県内16市町にスーパーバイザーを配置して、スクールカウンセラーのスーパーバイズや未配置校におけるカウンセリング等を行っている。

### （3）配置校数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### ①配置校数

小学校	66校
中学校	125校
高等学校	26校

#### ②スクールカウンセラー等有する資格

##### （1）スクールカウンセラーについて

①臨床心理士、②精神科医、③児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職にある者又はあった者

①臨床心理士	52人	（※①②の資格を重複して所持している人は、①の資格者として記載する。）
②精神科医	0人	
③大学教授等	3人	

##### （2）スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者、②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者、③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者	4人
②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者	14人

③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者  
0人

### ③主な配置携帯

(単独配置方式)

単独校	51 中学校	(週1日・1回4時間)	(週1日・1回6時間)	(週1日・週1回8時間)
	35 小学校	(週1日・1回4時間)	(週1日・1回6時間)	
	26 高等学校	(週1日・1回4時間)	(週1日・1回6時間)	

(小中連携配置方式)

拠点校	24 中学校	}	(週1日・1回4時間)	(週1日・1回6時間)	(週1日・1回8時間)
対象校	31 小学校				

(中学校拠点・対象校方式)

拠点校	25 中学校	}	(週1日・1日4時間)
対象校	25 中学校		

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

大分県教育委員会が配置している全てのスクールカウンセラー

### (2) 研修回数(頻度)

年間3回(各学期1回を目安)

### (3) 研修内容

現状についての情報交換、講義、グループ協議

### (4) 特に効果のあった研修内容

地域内での生徒の実態についての情報交換、協議

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置

16市町村にスーパーバイザーを配置。

○活用方法

スクールカウンセラーへのアドバイス。

スクールカウンセラーの未配置校への支援方法を学校教職員にアドバイス。

市町村教育委員会や他校と連携し、支援体制に対してアドバイス。

### (6) 課題

他のスクールカウンセラーとの勤務時間が合わず、十分な相談活動ができにくい。

第2回スクールカウンセラー連絡協議会まで、顔を合わせることがないので相談をしにくい。

配置校での相談業務で精一杯で、時間調整がむずかしい。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】自傷行為等を頻繁に行う生徒への対応のための活用事例（⑧、⑩）

自傷行為が継続する生徒について、学校側にSCのアドバイスから保護者との面談を実施。また、SSWによる居住地の福祉との連携、かかりつけ病院からの情報提供などを行うことができた。

SCとSSWが生徒と保護者双方に話をする時間を設定した。特に保護者には子育て等について、ねぎらいながらじっくりと面接することで、信頼関係を築くことができた。

居住地の福祉から得た情報と面接から得た情報をすり合わせていくことで、生徒や家庭環境等も垣間見えてきた。また福祉からのアドバイスにより自宅から近い病院へ変更することで、家庭内での関わりも改善が見られた。急を要する対応では、主治医の働きかけによりスムーズに入院治療が始まられるようになり、生徒本人も安堵している。各機関との連携により生徒の不安が徐々に解消されてきたと思われる。

#### 【事例2】「性的な被害」のための活用事例

同級生からセクハラ行為を行われた5年生女子児童の事例。女兒が帰宅して保護者に報告し、保護者から学校へ電話がある。その後、本人と母親はかなりショックを受け、女兒は学校へ来ることができない状況が続いていた。

事件当初、女兒は担任との面接もできない状況であったが、学校関係の市外の商業施設で面会することができた。その折に、「学校へ行きたい。給食も食べたい。」と話した。一日も早く、女兒と母親の心が落ち着き、安心して生活を送ることができるよう、学校側がスクールカウンセラーとの面談をすすめた。

スクールカウンセラーが女兒と保護者に面談し、女兒は小学校1年生から暴力を受けてきたことや、学校側に訴えても、なかなか取り上げてもらえなかったことを訴えた。保護者からは、娘のことで、今後の進路をどうするか、家をどうするか、毎晩父親と相談しているが、それ以外にどこに相談してよいか分からなかったため、今回スクールカウンセラーに聴いてもらうことができて安心したということであった。

スクールカウンセラーからは、「とても怖い体験をしたけれども、逃げる力があつた娘さんの力をほめてあげたい。」という話があった。また、「家に帰って母親に伝えることができたこともほめてあげたい、いつもお母さんが支えてくれているからでしょう。お母さん辛かったですね。」という話をすると、その女兒と保護者は、川が決壊するかの如く涙を流し、「何も悪いことをせず、一生懸命生きていた子がこんな目に遭わされて辛かった。」と心情を吐露した。女兒からも、スクールカウンセラーによく話すことができ、これからの不安とともに、自分の夢についても話すなど心を許すことができていた。スクールカウンセラーは、「大人がしっかりしていれば大丈夫です。これからの学校生活で不安な気持ちがあるというのもこんなきつい体験だったので、当然のことです。整理がつくまでに時間もかかりますから、あせらないで。」と伝え、性被害サポートの関係機関を紹介し、保護者と女兒がその関係機関に行くことになった事例である。

### 【事例3】教職員のための活用事例（⑮）

不登校傾向を呈した3年生児童に対し、本人の行動観察及び非構造化場面での面談、心理検査（WISC - IV、感覚プロファイル）、保護者との面談、本児にかかわる職員（担任、管理職、養護教諭、特別支援コーディネーター、教育相談担当、スクールソーシャルワーカー）とのケース会議及びコンサルテーションを実施し、不登校の要因についての把握と、課題解決に向けた支援を行った。

2学期初めより教室への入室抵抗を示し、その後登校を渋るようになっていたが、現在は登校を渋ることはほとんどなく、相談室を拠点に、本人が目標を設定し、教室で学習したり、相談室で課題に取り組んだりしている。

○対象児：小学校3年生 A児

○経過

- ・10月7日：担任よりA児についての情報提供。教室には入れず、保健室にほとんどいるとのこと。発達的な偏りが伺われた。A児の行動観察。体育館にて集団活動。集団の中に入れない。クルクル回るなどの自己刺激行動が観察された。やり取りはスムーズだが元気がない。担任への情報提供。行動観察の結果と見立てを伝える。教室入室については、本人が入室を自己決定できる機会を作ることとを提案。
- ・10月25日：担任より情報提供。教室入室できる日が増えているとのこと。校内ケース会議。情報共有。
- ・11月4日：担任より情報提供。再び入室できず、登校渋り、母親から離れられないなどがみられるようになったとのこと。行動観察。校内で管理職（対応担当）から逃げようとする行動がみられるが、その後落ち着く。Aとの非構造化面談。ラポールの形成を目的とし、保健室で雑談。保護者との面談。本人が「教室の騒々しさが苦痛である」との訴えがあるとのこと。幼少期より集団活動が苦手であることが語られた。感覚面の偏りの可能性を伝え、学校にて安心できる場の提供を提案するとともに、感覚プロファイルの実施を依頼する。担任、養護教諭へのコンサルテーション：教室入室が実は自己選択の場として機能していなかったことを確認、選択肢を事前に設定することを提案。
- ・11月22日：校内ケース会議。
- ・12月2日：保護者との面談。単身赴任していた父親が戻るなど、家庭環境の変化が語られる。父親の関わりについて話し合う。学習面の困りも語られ始める。発達面の困りが語られたため、WISC - IV実施を提案、了承。担任、養護教諭より情報提供。不安定ながら、徐々に登校しぶりが減り、保健室あるいは相談室で過ごしているとのこと。A児との面談。好きなキャラクターについて話す。
- ・12月9日：A児との面談。担任とだいぶ打ち解けて話すことができる。養護教諭より情報提供。
- ・1月13日：A児との面談。養護教諭より情報提供。登校渋りが消失しつつあるとのこと。
- ・1月27日：WISC - IV実施。
- ・2月3日：A児との面談。次時間のために、相談室のセッティングの変更をする必要があったが、それを積極的に手伝おうとする姿勢がみられる。
- ・2月10日：教育相談担当、養護教諭より情報提供。相談室が主な活動場所となっているため、環境整備。落ち着いた学習環境のために、個別ブースを設けたとのこと。
- ・2月24日：A児との面談。担任との身体的距離が極端に近いことが気になる。養護教諭より情報提供。やはり身体的距離の近さが気になっているとのこと。

○ 今後、保護者（場合によってはA児にも）、教員へ心理検査結果をフィードバックの実施、校内では次年度への引継ぎと、今後の支援の在り方について検討する予定である。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 平成28年度間に行われた相談延べ件数は27,152件（前年度から3,099件の増加）であった。配置217校で、1校当たり平均約125件の相談件数となる。年間35週で1日当たりの相談は3.6件である。また、相談内容も多岐に渡っている。前述の事例のように児童生徒にとって大きな支えとなっているだけでなく、保護者、教員への助言等は大変有益なものとなっている。
- スクールカウンセラーは児童・生徒の行動観察等を積極的にを行い、教職員とともに支援に関わっていた。また、保護者からの相談にも適宜応じ、厚い信頼を得ることができた。教職員との連携がしっかりとされており、的確な指導助言により、教員にとって大きな支えとなった。また、校内でのケース会議や教職員対象の研修会において講師をするなど、積極的に関わっていた。
- また、小・中学校における保護者からの発達障害による子育ての困りの相談や、そういった児童への対応をどうすればよいかという教職員の相談件数も増加しており、相談延べ件数小・中学校で12,770件（前年度から2,250件の増加）であった。未配置の小学校からの派遣の要請も多くなっている。
- 多くのスクールカウンセラーが児童・生徒や保護者に対し、常に柔らかい物腰と笑顔で接し、カウンセリングの緊張を和らげる工夫がなされている。そのため、生徒や保護者からの信頼は厚く、カウンセリングの継続率も非常に高い。普通科では希望と現実とのギャップに悩み、専門学科では専門性の高さから、専門科目や学習環境に慣れず学年をまたいで悩む生徒がいる。教育相談会議などに出席し生徒の情報交換を行い、専門的立場から助言を行うとともに、ホームルーム担任に対しても、生徒指導に有益なアドバイスがなされ、ホームルーム経営の支援となっている。

### (2) 今後の課題

- スーパーバイザーとして、派遣申請を受けて他校の児童・生徒に対してもカウンセリングを行ってきたが、拠点校のカウンセリング希望者も多く、希望通りにカウンセリングが受けられなかったり、カウンセラーの勤務時間が超過してしまったりすることがあった。
- 日々の学校生活では、様々な問題が発生しており、迅速な対応が迫られる。早い時期にアドバイスや相談活動をしてもらえると、今よりもスムーズに解消できると思うが、週1日の勤務体制は少ないと感じている。
- 多くのスクールカウンセラーが児童生徒・保護者に対して、とても対応をしているのに対して、一部の方々は、学校関係者の評価が低く、スクールカウンセラー個々の能力の差が見られるので、この差をどのように研修等で埋めていき、スクールカウンセラー全体の能力の向上を目指していくかが課題である。また、チーム学校の中で、学校関係者はもとよりスクールソーシャルワーカーとの連携が強く求められているので、こうした専門職同士の連携の在り方についても、今後研修等で周知徹底していく必要があると感じている。
- 学校と定期的な接点のあるスクールカウンセラーによる講話や研修は、生徒の抱える問題や職員の望む研修内容に即応でき、外部講師招聘に比較して直接的で実際的なものが期待できる。スクールカウンセラーに学校の現状を知ってもらう必要があり、毎年通年で継続的に配置されることが望ましい。また、スクールカウンセラーの常駐はカウンセリングを希望する生徒や保護者、職員にとっても心強く、スクールカウンセラーとの信頼関係を強めることにもなる。スクールカウンセラーが教職員や生徒と定期的に面談できる機会を設けたいが、現状では時間の確保が難しい。

# 宮崎県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめ、不登校及び児童生徒の問題行動等への対応に当たっては、学校におけるカウンセリング機能等の充実を図ることが重要な課題となっている。

このため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」の、小・中学校における活用方法、効果等に関する実践的な配置事業を行い、問題行動等の改善に資する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

中学校78校と小学校1校を配置校として、また配置していない中学校を派遣校という方式でスクールカウンセラーを配置している。小学校から派遣要請があった場合は、中学校区内の配置校から派遣する。

配置している学校での相談業務が円滑になるようにコーディネーター役を担う担当教諭を置くようにしている。

### （3）配置校数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### 【配置校について】

小学校	1校
中学校	130校

#### 【資格について】

##### （1）スクールカウンセラーについて

①臨床心理士	25人
②精神科医	0人
③大学教授等	1人

##### （2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 10人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

#### 【主な配置形態について】

配置校	78中学校	(週1日・1回4時間)
	1小学校	(週1日・1回4時間)
派遣校	52中学校(スクールカウンセラーを配置していない中学校を11エリアに分け、各エリア毎に年間32時間を確保している。)	

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

スクールカウンセラー及び配置校のスクールカウンセラー担当者

### (2) 研修回数（頻度）

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・SC担当者合同研修会 : 年1回

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会 : 年2回

スクールカウンセラー中間評価 : 年1回

### (3) 研修内容

#### 【スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・SC担当者（各学校）合同連絡協議会】

SC・SSW及び各学校におけるSC担当者が一同に会し、教育相談体制の充実を図るため、情報連携及び行動連携に向けた協議を行う。

#### 【スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同連絡協議会】

SC・SSW相互の連携を深め、様々な問題行動等に対して、効果的に活動するための方策等について協議を行う。

#### 【スクールカウンセラー中間評価】

SCの日頃の活動状況について、配置されている学校から提出される評価表をもとに、フィードバックを実施し、業務の改善を図る。

### (4) 特に効果のあった研修内容

SC・SSW・SC担当者（各学校）が一同に会し、連絡協議会を開催することにより、SC・SSWの連携が図られるとともに、各学校の担当者が会に参加することにより、制度の徹底はもちろん、成果や課題が共有され、各学校の教育相談体制の充実に効果を上げている。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置：無

### (6) 課題

- スクールカウンセラーを配置している小・中学校における教育相談体制の充実に向けては、各学校の担当者も含めた連絡協議会を開催することにより、制度の周知徹底はもとより、活用に向けた成果や課題の共有が図られた。しかしながら、スクールカウンセラーの活用の在り方やスクールソーシャルワーカー等との連携については、各学校間やスクールカウンセラー間で差が見られるので、有効な活用方法や成果のあった事例について、今後の研修会で共有できる場を設定していきたい。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】人間関係に課題を抱える生徒のための活用事例（②、⑤）

中学校1年生の女子生徒が、小学校の頃から、からかわれたりいじめられていたりしたので、本人への支援の一環としてスクールカウンセラーによるカウンセリングを行った。最初のカウンセリングで、いじめ行為に類するような暴言や落書きがあることをスクールカウンセラーに話をすることができたことをきっかけに、話の内容を生徒指導担当者につなぐことができ、女子生徒へのいじめに対する指導を行うことができた。

女子生徒は、その後もカウンセラーと定期的にカウンセリングを行い、現状を報告するとともによりよい人間関係作りについてアドバイスをもらっている。

女性生徒の保護者も心配していたが、学年職員や生徒指導担当者、カウンセラーと面談を繰り返す中で、女子生徒への支援の在り方について理解を得ることができた。

#### 【事例2】親子関係に課題を抱える不登校生徒のための活用事例（①、⑧）

不登校状態にある中学校2年男子生徒が、緊張すると手足が震える等の症状があり、自傷行為も認められたのでカウンセリングを行った。保護者の話を聞くと、男子生徒が学校に行けないことが気になり、対処法が分からないとのことであった。男子生徒のカウンセリングを数回行った結果、親子の関係に課題を感じたカウンセラーが学校と相談の後、保護者へのカウンセリングを行うことにした。保護者へは、本人の状態について、不安が強いことを理解してもらい、改善を図るための対処法について話し合うことができた。その結果、親子関係も改善し、不登校解消について男子生徒と保護者を交えてカウンセリングの場をもつことができた。カウンセリングの内容を学級担任や生徒指導担当者につなぎながら、学級担任と保護者が話し合いの場を多くもつようになり、その結果、男子生徒は自力で登校できるようになった。

#### 【事例3】災害発生時の児童生徒の対応について研修を深めるための活用事例（⑮）

熊本地震が発生したことを受け、実際に児童生徒が大きな災害に遭ったときの対応について講義を行った。

地震発生直後であったこともあり、スクールカウンセラーが派遣されている中学校区の小学校の教職員との合同研修会という形で研修会を実施した。

研修会では、スクールカウンセラーが、過去、被災地に派遣されたときに体験されたことをもとに、教職員が注意すべきことについて話をされた。

地震・災害の心と体の反応として様々な変化が起こる、これは誰にでも起こることで、命を守るための反応である。大きく分けて、「過覚醒」・「再体験」・「回避・マヒ」・「解離」の4つで、大人より子どもの方が反応が出やすいため、心のケアは大変重要であるという内容であった。

参加した教職員からは災害が発生したときの自らの役割を再認識するとともに、児童生徒の心の理解について考える良い機会となった。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

#### ○ 活動実績の推移について

年度	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
対応件数	6, 8 4 7	7, 9 9 2	7, 3 1 1	6, 6 2 4	6, 8 8 5

スクールカウンセラーの相談活動内容は年々複雑化しており、対応が難しくなっている。その内訳として、不登校（H 2 8年度 1, 9 6 5件）や発達障がいなどの性格行動（H 2 8年度 9 8 1件）が多くなっており、臨床心理士などの専門性をより必要とする事案の増加がうかがえる。

#### ○ 不登校児童生徒への指導結果の状況「H 2 7年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

不登校児童生徒へのスクールカウンセラーの対応については、「H 2 7年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果を見ると、「指導の結果、登校するまたは登校できるようになった児童生徒」に特に効果のあった学校の措置として、小・中学校ともに「登校を促すため、電話をかけたか迎えに行くなどした」、「家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのるなど様々な支援を行った」とほぼ同様の数値で「スクールカウンセラー、相談員等が専門的に相談にあたった」があげられるなど、昨年度同様に確実に成果を上げていることがうかがえる。

### (2) 今後の課題

- 学校におけるスクールカウンセラーの配置等に関する要望は年々高まっており、その対応件数も増加している。配置人数の増加については、予算や人材確保が大きな支障となり、配置状況は現場のニーズに十分対応できていない状況がある。
- 県立学校に対する配置が課題である。平成 2 9年度より県立学校へ配置・派遣が可能な体制を整備していく。
- スクールカウンセラーの資質の向上に向けては、県教育委員会主催で実施する研修会のほか、臨床心理士会や教育相談学会など様々な団体がそれぞれの構成員を対象として研修会を実施しているが、スクールカウンセラーに準ずる者については研修の機会が乏しく、有資格者と準ずる者の取組に開きが生じている。

# 鹿児島県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等児童生徒の問題行動等の対応に当たっては、学校における教育相談体制の充実を図ることが重要である。

このため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者として、すべての教育事務所にスクールカウンセラーを配置し、小中高校に派遣し、児童生徒の問題行動等の解決に資する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

全ての中学校に派遣する。小学校，高等学校においては，希望する学校のうち県教育委員会が，地域，学校の実態等に応じて派遣校を決定する。

生徒指導上の課題が多く，カウンセリング等の必要性がある事案が多数発生している学校を最重点派遣校とし，週1回の年間35回配置している。

スクールカウンセラー等の採用においては，公募するとともに県臨床心理士会の推薦を受け，採用している。

### （3）配置校数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### ○配置校数

小学校	105校
中学校	224校
高等学校	30校

#### ○資格

##### （1）スクールカウンセラーについて

- ① 臨床心理士 51人
- ② 精神科医 0人
- ③ 大学教授等 1人

##### （2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 1人
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 13人

※主な配置形態について（配置時間等については、複数記載してもかまわない。）

単独校	30	高等学校	(年10回・1回3時間)
巡回校	105	小学校	(年3回・1日3時間) (8教育事務所に配置)
	224	中学校	(年12回・1日3時間) (8教育事務所に配置)

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

スクールカウンセラー，各教育事務所指導主事等，市町村教育委員会指導主事等，関係高等学校担当者

### (2) 研修回数（頻度）

年2回 ※2回目は，スクールソーシャルワーカーと合同で研修会を実施

### (3) 研修内容

研究協議，情報交換，講師による講演等

### (4) 特に効果のあった研修内容

地区別による情報交換（各教育事務所ごと，職種ごと）

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 有

#### ○活用方法

- ① スクールカウンセラーに対する指導・助言
- ② スクールカウンセラー研修会等における指導・助言
- ③ 緊急事案や困難事案に対するカウンセリング

### (6) 課題

スクールカウンセラー配置事業の効果的な実施において，研修会等を活用して，スクールカウンセラーと市町村教育委員会の指導主事の情報共有や支援の検討を行うことが重要であるが，離島の多い本県では，研修会の参加に宿泊が伴うなど，時間や旅費等の確保が難しく年2回の研修会を開催するに留まっている。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】児童生徒の発達特性に応じた組織支援のための活用事例（⑫発達障害等）

- スクールカウンセラーの取組
  - ・ 発達特性が疑われる児童生徒への継続的なカウンセリングを行う。
  - ・ 発達支援の専門的な知見から、該当児童生徒への対応について教職員や保護者にコンサルテーションを行い、特性に応じた継続的な支援を行う。
  - ・ 保護者や学校の了解を得た上で、専門機関へ該当児童生徒の面談状況等の情報提供を行う。（専門機関へのつなぎ）
  - ・ 保護者からの依頼を受け、心理検査等を実施し、児童生徒のアセスメントを行う。
- 他機関との協働などの工夫
  - ・ スクールカウンセラーへの相談をもとに、市町村の教育相談員、スクールソーシャルワーカー、福祉部局の担当者が、情報共有し、連携した支援を行う。

#### 【事例2】被害者支援のための活用事例

- スクールカウンセラーの取組
  - ・ 該当児童生徒及び保護者に対する緊急的なカウンセリングを行う。（心理状況の把握、心理教育等）
  - ・ カウンセリングを通して把握した該当児童生徒の心理状況を整理し、関係職員が保護者に対して説明する際の資料を作成する。
  - ・ 該当児童生徒の対応について保護者、管理職及び関係教職員にコンサルテーションを行う。（具体的な配慮事項を示す）
- 他機関との協働などの工夫
  - ・ 市町村所属の教育相談員等と連携し、必要に応じて継続的な支援を行う。
  - ・ 当該児童生徒の状況について、警察や児童相談所、福祉部局と情報共有し、連携した支援を行う。

#### 【事例3】児童生徒への適切な支援のための活用事例（⑮）

- スクールカウンセラーの取組
  - ・ 児童生徒向けに、心理検査（エゴグラム等）を活用した人間関係づくりやストレスマネジメントの授業を実施する。
  - ・ 教職員や保護者に対して、カウンセリング技法や児童生徒との関わり方、思春期理解等の講話を行う。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

年度	H24	H25	H26	H27	H28
相談件数 (件)	5,838	6,979	11,646	12,402	12,407

- ・ 小中連携の視点から、課題のある児童に対して、中学校に配置されているスクールカウンセラーが面談を行う等、柔軟な対応を行っている。小学校でも積極的に活用するという意識が高まってきている。
- ・ 児童生徒とスクールカウンセラーとの面談の中で、関係教職員も把握できていない悩み（家庭状況等）が明らかになり、今後の対応に参考となった。

### (2) 今後の課題

- ・ 派遣回数及び派遣時間（1日3時間）に限りがあるため、継続したカウンセリング等を実施することが難しい。決められた時間の中で効果的な活用の在り方を検討していく必要がある。
- ・ 校内における相談活動が基本であるため、不登校児童生徒など、登校できない児童生徒への活用ができない。
- ・ 離島に臨床心理士等の資格を持つスクールカウンセラーが少なく、スクールカウンセラーの派遣に多額の旅費がかかる。そのため、派遣回数が限られてしまう。

# 沖縄県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒のいじめ、不登校、暴力行為などの問題行動の未然防止、早期発見及び早期解決を図るため、臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有するスクールカウンセラー及びこれに準ずる者（以下「スクールカウンセラー等」という。）を小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校へ配置し、活用及び効果等に関する実践的な取り組みを推進し、学校における児童生徒理解及びカウンセリング機能等の充実と児童生徒の問題行動の解決に資する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ① 小中連携、兄弟ケースへの対応を考えて、可能な限り中学校校区内に同一のスクールカウンセラーを配置している。
- ② 前年度配置校からの要望や配置校を訪問し、スクールカウンセラー本人の希望や児童生徒等の状況等を確認し配置している。
- ③ カウンセリングの継続のために同じスクールカウンセラーを希望する学校については、できるだけ変更がないよう配慮している。
- ④ カウンセリングにできるだけ切れ目がないよう年度当初からスクールカウンセラーの活用ができるよう、学校配置や辞令交付を行っている。

### （3）配置校数・資格・主な勤務形態

#### ※配置校数について

小学校	183校
中学校	145校
高等学校	69校
特別支援学校	1校

#### （1）スクールカウンセラーについて：

- ① 臨床心理士 52人
- ② 精神科医 0人
- ③ 大学教授等 1人

#### （2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 12人
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 35人
- ③ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

### (3) 主な配置形態について

単独校	9 中学校	(週 1 日・1 回 4 時間、1 回 2～4 時間)
	8 小学校	(週 1 日・1 回 3 時間)
	4 高等学校	(週 1 日・1 回 4 時間)
	1 特別支援学校	(週 1 日・1 回 4 時間)
拠点校	4 9 中学校	(週 1 日・1 回 4 時間) (週 2 回・1 回 3 時間、1 回 2 時間)
		(週 5 日・1 回 3 時間)
対象校	8 8 中学校	(週 1 日・1 回 2 時間～7 時間) (週 2 回・3 時間×2)
(配置計画あり)	1 4 2 小学校	(週 1 日・1 回 3 時間)
	3 0 高等学校	(週 1 日・1 回 4 時間)
対象校 (計画無し)	3 中学校	(週 1 日・1 回 2～3 時間)
	3 2 小学校	(週 1 日・1 回 2～3 時間)
巡回校	1 6 高等学校	(週 1 日・1 日 4 時間)

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

#### ① 沖縄県スクールカウンセラー連絡協議会

スクールカウンセラー、スクールカウンセラーに準ずる者、市町村教育委員会指導主事、各教育事務所指導主事、義務教育課指導主事、県立学校教育課指導主事

#### ② 各教育事務所管内スクールカウンセラー連絡協議会(各地区 2 回)

管内スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、小中アシスト相談員、各小中学校教育相談担当教員… 第 1 回のみ参加

- ・第 1 回 地区配置のスクールカウンセラー、SC 配置校の教育相談担当教諭等、市町教育委員会担当指導主事、(スクールソーシャルワーカー、小中アシスト相談員等の支援員)
- ・第 2 回 地区配置のスクールカウンセラー、市町教育委員会担当指導主事等

### (2) 研修回数(頻度)

① 県開催の研修会は年 1 回(委嘱状交付式並びに連絡協議会)

② 6 教育事務所(国頭、中頭、那覇、島尻、宮古、八重山)で年 2 回(各教育事務所で地域の実情やニーズに合った研修を実施)

### (3) 研修内容

#### 第1回目

- ① 平成28年度スクールカウンセラー事業説明 生徒指導担当主事  
「スクールカウンセラーの業務内容について」、「効果的なSCの活用や連携のあり方について」
- ② SC、SSW、小中アシスト相談員、教育相談担当教員調整・協議

#### 第2回目

- ① 講義Ⅰ「県内少年非行の現状と対応策（課題）」 県警少年サポートセンター
  - ② 講義Ⅱ「県内虐待事案の現状と対応策（課題）」 中央児童相談所
  - ③ 説明 「管内問題行動等の現状と課題」 生徒指導担当指導主事
  - ④ 協議 「発達に課題を抱える児童生徒への支援の進め方」
- 各教育事務所に行われる研修会は、1回目の内容はほぼ同様である。2回目の研修内容は教育事務所によって異なる。上記のほか以下のような研修会がもたれた。
- ・緊急支援におけるスクールカウンセラーと市町村教育委員会の役割について
  - ・学校との連携の在り方
  - ・スクールカウンセリングにおける自殺予防（自傷行為に着目して）
  - ・学校現場における倫理的対応
  - ・事例検討会

### (4) 特に効果のあった研修内容

- ・大学の講師による、本地区の不登校児童生徒への対応事例へのスーパーバイズ。
- ・SC、SSW、小中アシスト相談員、教育相談担当教員調整・協議（第1回研修会）  
（児童生徒の情報交換、出勤曜日・時間帯等の調整を行う）
- ・緊急支援におけるスクールカウンセラーと市町村教育委員会の役割について

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 なし
- 活用方法 なし

### (6) 課題

スクールカウンセラー個々のスキルの差があり、スクールカウンセラーの資質・能力の向上を図るために、研修の充実を図る必要がある。また、離島では地区在住のスーパーバイザーがいない状況である。お互いで事例を出して学び合っているが、深まりに欠けるため、スーパーバイザーの不在が大きな課題である。

また、スクールカウンセラーの活用のために、効果的な取組等を周知する場や機会を設定する必要がある。その他にも、以下のような課題が挙げられる。

- 資質向上に値する講師等の人材不足（離島）
- 直前まで参加の有無が確定しないため、事例研究協議をもつことができない。
- 定期的な事例検討会・連絡協議会等の開催が難しい（離島）
- 他業務との兼職の者が多く、研修を欠席するカウンセラーがいる。
- スクールカウンセラーの資質向上のためには年間2回の研修では少ない。

今後は、スーパーバイザーの設置を行い、スーパーバイザーを活用した研修の機会を増やすことで、スクールカウンセラーの資質向上を図りたい。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】友人関係のための活用事例（⑤）

・友人関係で悩む児童の悩みを丁寧に聞き取り、原因が何であるのか、改善すべき点がなんであるのかなどSCが具体的にアドバイスをした。また、この児童の悩みや解決すべき点、配慮事項などを担任や教科担任と情報共有を行い、児童に配慮した環境づくりを図った。その後、うまく友人関係の修正を図り、現在は自分でも気軽に相談したり、自分で解決を図ったりできつつある。

#### 【事例2】性的な被害のための活用事例（なし） ※精神疾患が疑われる生徒のための活用事例（①⑩）

（不登校気味で登校してもほとんどしゃべらず、教員の問いかけに対する発言の内容が奇異なため、スクールカウンセラーに相談が持ち掛けられた女子生徒のケース）

不登校気味で学校に登校してもほとんどしゃべらないため、教員が自宅での様子を尋ねた際、「現実的には考えられないと思われる音が聴こえてくる、恐怖を感じる」等の発言がある。対応に困惑した教員からスクールカウンセラーへ相談があった。

スクールカウンセラーが面談した本人の様子や発言の内容等から、精神疾患の疑いがあると判断し、教員に対しては本人の医療機関への受診を勧めた。

その後、教員から保護者に対し医療機関への受診を勧めたところ、保護者と本人で医療機関を受診することとなった。

受診の結果、統合失調症の前駆症状の疑いとの診断が出される。スクールカウンセラーがその医療機関でも勤務していたことから、精神科医師と本人の状態や対応方法について適宜情報交換を行った。

本人への対応については、不登校への対応も含め、健常な生徒の場合とは異なり、精神疾患を理解した上で適切な配慮が求められるため、スクールカウンセラーから担任等に対して本人と対応する際の注意点、具体的な対応の仕方等について説明を行い、教員への支援を行った。

その結果、担任を通じて関係する教員の間で本人への関りについての情報共有を行い、教員間で混乱することなく適切な対応を行うことができるようになった。

本ケースでは、

- （1）スクールカウンセラーが精神疾患の疑いをアセスメントし、早期に医療機関につなげたこと
- （2）学校側で必要な医療的なケアの情報を医療機関との間で仲介し取得することができたこと
- （3）その情報を学校内の関係する教員間で共有することができたこと

によって不適切な対応で本人の病状が悪化することを防ぎ、その後の学校生活も維持できるようになったと考えられる。また、教員においても本人の言動の原因が理解できたことから、学校現場が困惑することなく安定した関わりを持つことができるようになったと考えられる。

#### 【事例3】教育プログラムの活用事例（⑮）

「アサーション～自分も相手も大事にした自己表現～」

教師から「生徒同士のコミュニケーションの中で、口調のきつい言葉、バカなどの屈辱的な言葉が聞かれる。少人数のクラスのためお互い気心が知れており何でも言い合える関係であるが、卒業後、生活する社会が広がるなかで他者とのよりよい関係を築いてゆくための学びの機会がほしい」というリクエストから、教師とSCで3つの自己表現を寸劇で演じるプログラムを実施。縦割りのグループ学習形式で、生徒にも台本作成から演じるまでを行ってもらった。

実施後の感想をみた範囲においては、「ねらい：自分の気持ちも大切にしながら相手の気持ちも尊重し、思いやりを持ったコミュニケーションについて知り、実践することができる」を果たしたと思われる。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- SCによる、気になる生徒の様子観察のための授業参観と、管理職・関係職員との指導に対するアドバイス等の意見交換の場を設定し、今後の指導の見立てなど確認することができた。
- 小中学校において、児童生徒・保護者・教員からの面談・相談希望が多く、特に生徒指導面(不登校、いじめ、発達に課題を抱える児童生徒への対応等)の効果が大きい。また、カウンセリングをとおして、保護者が子どもに対する理解を深め、専門機関や有効な病院を保護者に紹介し、成果を上げている。
- 改善が数値として現れるまでには至っていないものの、特別な支援が必要な生徒に対する対応の在り方について、スクールカウンセラーとしての専門的な立場から保護者や教員に対して具体的に指導・助言することにより、学校における支援だけでなく家庭における支援についても改善が見られた。
- スクールカウンセラーによるカウンセリングは、心理的な課題を抱えている児童とその保護者の困り感を軽減することができ課題解決へと向うことができた。また、スクールカウンセラーによる専門的な立場からの助言は、教員にとっても精神的な支えになった。
- 登校を渋る児童の母親に対し、生活リズムを整えることや抵抗を示しても毅然とした対応でルールを守らせること、「タッピング・タッチ」についての資料提供等、カウンセラーの適切な助言と支援により、児童の問題が改善された。
- スクールカウンセラー等活用事業の成果として中頭地区では不登校生徒数の減少が挙げられる。配置中学校では、平成25年度は42名、平成26年度は24名、平成27年度は11名、平成28年度は6名と減少している。
- 校内研修等での活用が促進され、教員の資質向上につながっている。

### (2) 今後の課題

- 多くの離島を抱える本地区において、十分な相談活動を行うためには、SCの配置時間数の不足が現状である。児童生徒、保護者からのニーズも高まっていることから、1日の勤務時間数の増及び離島校での相談活動の場合は1泊して十分にフィードバックできるよう時間の確保が必要である。
- 各小中学校からの要望として、派遣(勤務)時間の増を望む声がとても多い。  
(相談要望者が多く、優先順を付けて対応している。関係機関との対応・連携にかかる時間がとれない、教師へのフィードバックの時間がとれないのが現状。)
- 各小中学校からの要望として、年度終了の日(3月25日)迄の勤務を望む声が多い。  
(卒業、進学に向けての相談要望が多いため)
- 各地区で行われる研修会等(年2回)は「悉皆」であることを採用条件に付けて欲しい。  
(別業務で参加者が少なく、協議等の計画が立てられないため)
- 小学校においては、「発達に課題を抱える児童への対応」に悩む保護者、教師が多いためSCにもそのスキルの向上を図る研修会等の必要がある。
- 問題を抱える児童生徒が増加してきたことで、スクールカウンセラーの対応が追いつかない状況がある。児童生徒ひとりひとりに十分な支援をしていくためには、スクールカウンセラーの増員、相談時間の増加等が望まれる。
- 学校の意向に添った対応ができず、学校と保護者の信頼関係を損なう事例が見られた。また、児童生徒や保護者に寄り添ったカウンセリングができない等、スクールカウンセラーの資質に係わる課題について、学校から教育事務所へ苦情や相談があった。児童生徒が抱える問題の背景が多様化、複雑化する中、児童生徒や保護者への対応のあり方や学校組織の一員として業務にあたる自覚等、スクールカウンセラーの資質向上が望まれる。資質向上のための研修会等が必要である。
- 登校復帰率の増加を成果指標としている。

